

平成25年9月宮崎県定例県議会

平成24年度決算特別委員会
商工建設分科会会議録

平成25年10月2日～4日

場 所 第5委員会室

平成25年10月2日(水曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第18号 平成24年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員(8人)

| | | |
|----|---|-------|
| 主 | 査 | 黒木正一 |
| 副主 | 査 | 清山知憲 |
| 委員 | | 外山三博 |
| 委員 | | 中野一則 |
| 委員 | | 押川修一郎 |
| 委員 | | 河野哲也 |
| 委員 | | 井上紀代子 |
| 委員 | | 西村賢 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

| | |
|--------|------|
| 事務局長 | 安井伸二 |
| 調整審査課長 | 川越道郎 |

商工観光労働部

| | |
|---------------|------|
| 商工観光労働部長 | 茂雄二 |
| 商工観光労働部次長 | 小八重英 |
| 企業立地推進局長 | 福田裕幸 |
| 観光物産・東アジア戦略局長 | 安田宏士 |
| 商工政策課長 | 田中保通 |
| 金融対策室長 | 沼口晴彦 |
| 産業振興課長 | 椎重明 |
| 産業集積推進室長 | 富山幸子 |
| 労働政策課長 | 久松弘幸 |

| | |
|---------------|------|
| 地域雇用対策室長 | 福嶋清美 |
| 企業立地課長 | 津曲睦己 |
| 観光推進課長 | 孫田英美 |
| 記紀編さん記念事業推進室長 | 大西祐二 |
| オールみやざき営業課長 | 日下雄介 |
| 工業技術センター所長 | 古賀孝士 |
| 食品開発センター所長 | 森下敏朗 |
| 県立産業技術専門校長 | 渡邊靖之 |

事務局職員出席者

| | |
|----------|------|
| 政策調査課副主幹 | 山口修三 |
| 議事課主任主事 | 田代篤生 |

○黒木主査 それでは、ただいまから決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 ないようですので、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において、他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする

旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

次に、審査の進め方ですが、お手元に配付の分科会審査の進め方(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 それでは、分科会審査の進め方のとおり進めさせていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○黒木主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成24年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○安井労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。半年ぶりですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成24年度の決算概要について御説明申し上げます。

決算の内容につきましては、お手元の「平成24年度決算に関する調書」の146ページと147ページでございますけれども、説明はお手元の「平成24年度決算特別委員会資料」で御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費であります。一番下の合計欄にありますように、予算額1億949万7,000円に対しまして、支出済額は1億814万8,230円で、不用額は134万8,770円、執行率は98.8%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上となっておりますので、御説明させていただきます。(目)委

員会費であります。不用額が134万8,770円となっております。この主なものは、節の欄の一番上にあります報酬の78万9,700円です。これは労働委員の報酬の不用額でありますけれども、あっせん事件等の申請件数が見込みを下回ったことなどによりまして執行残となったものであります。なお、執行率は90%を上回っております。

決算事項の説明は以上であります。監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しまして、報告すべき事項はございません。

また、主要施策の成果に関する報告書への掲載はございません。

私からの説明は以上でありますけれども、2ページ以降の業務実績の概要につきましては、調整審査課長が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○川越調整審査課長 それでは、私のほうから平成24年度の業務実績の概要につきまして御説明をいたします。

恐れ入りますが、委員会資料の2ページからごらんください。

この資料におきましては、労働委員会が取り扱う業務を2ページの大きな2の(1)不当労働行為審査事件、それから2ページから3ページにかけての(2)労使紛争あっせん事件、それから4ページの(3)労働相談、以上の3つに分けて記載をいたしております。

それでは、恐れ入りますが2ページのほうにお戻りをお願いいたします。

まず、大きな2の(1)の不当労働行為審査事件でございますが、これは労使関係における使用者側の行為が労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。24年度は、ごらんの2件の申し

立てについて審査を行いました。1つ目の「A審査事件」は、使用者が団体交渉に応じないとして申し立てがなされたものでございます。2つ目の「B審査事件」は、懲戒処分の撤回、団体交渉への誠実な対応等を求めて申し立てがなされたものでございます。いずれの事件も、最終的には和解により終結をいたしております。

次に、(2)の労使紛争あっせん事件でございますが、まず、①の集団的事件は、労働組合と使用者との間に生じた紛争について、労働委員会の委員の中から指名されたあっせん員が当事者間の交渉を取り持って解決を図るものでございます。24年度はごらんとおり組合員に対する雇いどめの撤回を求めて1件の申請がございましたが、和解により解決をいたしました。

次に、3ページをお開きください。

(2)の②の個別的事件ですが、これは労働者個人と使用者との間に生じた紛争について、①の集団事件と同様に解決を図るためのあっせんを行うものでございます。24年度はごらんとおり7件の申請がありまして、表の一番右の終結区分の欄に示しておりますように、和解により解決した事件が4件、解決に至らずに打ち切りとなった事件が2件、申請取り下げにより終結した事件が1件となっております。各事件の内容についての説明は、省略をさせていただきます。

次に、4ページの(3)の労働相談の状況についてでございます。労働相談においては、職場でのさまざまなトラブルに悩んでいる相談者の方々に対して、助言や情報提供を行うとともに、先ほど御説明いたしましたあっせん制度の利用をお勧めしたり、また明らかな法令違反があると思われるようなケースにつきましては、労働基準監督署等の指導監督権限のある機関を

紹介するなどして労使紛争の解決に努めております。①の相談件数ですが、24年度は全部で159件の相談がございました。そのうち、個人からの相談が138件と大部分を占めております。②の相談内容といたしましては、解雇及び退職に関するものが52件と最も多くなっておりまして、以下、賃金未払いに関するもの、パワハラに関するもの、それから雇用保険などの労働保険に関するものというふうが続いております。

最後に、(4)の処理件数の推移についてでございますが、それぞれの業務の過去3カ年分の件数等はごらんとおりとなっております。労働相談の件数が徐々に増加をしてきております。

説明は以上でございます。

○黒木主査 執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○井上委員 そしたら、2ページの不当労働行為審査事件のBのほうなんですけど、これは和解に至っているわけですけど、先ほどの説明だと、不当労働行為的な処分があったのと団体交渉に対して不誠実な態度をとったということですが、これはどんな和解内容なんですか。

○川越調整審査課長 この事件は和解条項が大きく分けて2つございまして、1つは、職場内での健全な労使関係の構築ということでございまして、本件が、もともと紛争が起こった下地と申しますか、そういうことといたしまして、職場内での上司と部下の意思疎通の不足とかいったようなことがあったようでございまして、そういうことを改めて健全な労使関係を構築しましょうというのが一点。

それから、もう一点は、救済申し立て事項の中にもございますが、懲戒処分の撤回、それから——この懲戒処分というのは出勤停止でござ

いましたけれども——出勤停止がされていた間は当然賃金が支払われない状態でしたので、この懲戒処分を撤回するとともに、本来払われるべきであった賃金相当分の金銭を支払うという内容の和解でございます。

○井上委員 ありがとうございます。

次、労働相談のところの相談内容のその他は114件あるんですけど、これは物すごく多岐にわたってるといふふうに理解したらいいんですか。どのような相談内容が多いんですか。

○川越調整審査課長 今、お話がございましたように非常に多岐にわたっておりまして、それぞれは数件程度のものばかりでございまして、なかなか、ちょっとこういう形でしかまとめられなかったところでございます。

○井上委員 ありがとうございます。

○黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 ありませんね。ないようですので、それでは以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午後1時15分再開

○黒木主査 皆さん、こんにちは。分科会を再開いたします。

それでは、商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より平成24年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 それでは、商工観光労働部の24年度決算につきまして御説明いたします。

お配りしております決算特別委員会資料の1

ページをお願いいたします。

これは、県総合計画「未来みやぎ創造プラン」における分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを体系表にしたものであります。

平成24年度の本県経済は、長引く景気低迷に加え、口蹄疫や新燃岳の噴火、さらには東日本大震災といった、たび重なる災害等の影響が残り、全体としてまだまだ厳しいものがありました。このような中、この体系表に従いまして24年度の主な施策の概略について御説明をいたしますと、まず、1の「多様な連携により新たな産業が展開される社会」の産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開につきましては、東九州メディカルバレー構想のさらなる推進や、産学官の共同研究グループに対する支援などに取り組みました。

2の「創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会」を目指しまして、融資制度等を初めとする中小企業の経営安定対策及び経営革新や新分野進出に取り組む企業に対する支援に努めますとともに、工業の振興につきましては、農商工連携による新製品の開発、販路開拓等への支援、アドバイザー等による取引機会の拡大や海外展開の支援、企業立地の推進などを図ったところであります。また、商業・サービス業の振興につきましては、まちなか商業の再生支援ですとか県産品の販路拡大、東アジア地域への輸出促進等に取り組みました。

3の「活発な観光・交流による活力ある社会」の中の観光の振興につきましては、魅力ある観光地づくりや恋旅、波旅、神話旅等の観光キャンペーンの推進、スポーツランドみやぎきの展開、シンボルキャラクターみやぎ犬を活用しましたPR活動等の取り組みを行いますとともに

に、県境を越えた交流・連携の推進につきましては、国内外において南九州3県が連携した誘客活動を行いました。

4の「経済・交流を支える基盤が整った社会」の産業を支える人材の育成・確保につきましては、ものづくり産業やIT産業の人材育成確保や職業能力開発の推進、技能の振興などに取り組ましました。また、就業支援と職場環境整備につきましては、緊急雇用創出基金を活用した雇用機会の創出や若年者の就職支援、働きやすい職場環境づくりの推進などに取り組んだところがあります。

次に、2ページをごらんください。

平成24年度歳出の決算状況であります。一般会計は、下から5段目の計の欄ですけれども、予算額448億4,926万4,000円、支出済額446億4,994万8,061円、翌年度繰越額250万円、不用額1億9,681万5,939円、執行率99.6%、次に、特別会計は、下から2段目の計の欄になりますが、予算額6億5,846万5,000円、支出済額6億5,803万2,517円、不用額43万2,483円、執行率99.9%、一般会計と特別会計を合わせた部の合計は、一番下の段の部合計の欄、*支出額455億772万9,000円、支出済額453億798万578円、翌年度繰越額250万円、不用額1億9,724万8,422円、執行率99.6%となっております。

次に、資料の最後のページになりますけれども、23ページをごらんください。

監査における指摘事項等の一覧でございます。指摘事項等に関しましては、適正な執行について職員への指導を徹底し、改善に努めたところがあります。このうち、指摘事項につきましては、後ほど関係課長から詳細を御説明させていただきます。

また、今ごらんいただく必要はございません

けれども、監査委員から提出された別冊の印刷となっております平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書において、商工観光労働部が所管する特別会計について2件の意見・留意事項等がございました。これにつきましては、後ほど各事業の詳細とあわせて関係課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○田中商工政策課長 それでは、商工政策課の平成24年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。まず、一般会計ですが、一番上の商工政策課の欄をごらんください。予算額362億6,681万1,000円、支出済額362億6,209万746円、不用額472万254円で、執行率は99.9%であります。次に、特別会計ですが、下から4段目の商工政策課の欄をごらんください。予算額3億3,472万1,000円、支出済額3億3,433万7,782円、不用額38万3,218円で、執行率は99.9%であります。

次に、資料の3ページをお開きください。

目の執行残が100万円以上のものがありますが、まず、ページ下のほうの(目)商業総務費であります。不用額が114万2,630円となっておりますが、これは職員費や事務費の執行残であります。次に、4ページ中ほどの(目)商業振興費であります。不用額244万808円となっておりますが、これは主に旅費等の事務費や中小企業金融円滑化補助金などの執行残であります。なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

次に、特別会計の歳入決算について御説明い

※17ページに発言訂正あり

たします。この横長の薄手の資料、「平成24年度宮崎県歳入歳出決算書」をごらんください。これらの資料の中ほどにブルーの仕切り紙があると思いますけれども、2つ目の仕切り紙の特別会計の1ページでございます。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。歳入合計は、ページの中段にありますとおり、調定額18億591万761円、収入済額15億973万7,723円、不納欠損額1億7,008万5,585円、収入未済額1億2,608万7,453円となっております。

特別会計の歳入決算は以上でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

こちらの商工政策課のインデックスのところ、ページで言いますと171ページをごらんください。

産業づくりの「2 創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会」であります。ページ中ほどの施策推進のための主な事業及び実績により御説明いたします。

まず、新規事業「中小企業支援ポータルサイト構築」であります。これは、県や関係機関の各種施策を中小企業の皆様に活用していただくために、それらの情報を一つにまとめて提供するもので、本年2月から運用を開始しております。

次に、新規事業「県庁エリア魅力空間活用推進」は、県庁前庭をステージにして、夜神楽や音楽演奏会等のイベントを16回開催したもので、約1万2,000人の来場があり、にぎわい創出が図られたところであります。

次の中小企業融資制度貸付金ですが、信用保証協会、金融機関と連携し、低利の事業資金を円滑に提供するためのもので、24年度は319億8,219万1,000円の原資を金融機関に預託しま

した。なお、新規融資実績は1,749件、160億5,744万4,000円でありました。

次の中小企業金融円滑化補助金は、県の制度融資を受けた中小企業の信用保証料の負担軽減を図るために、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するもので、24年度は1億6,431万7,000円の補助を行いました。

172ページをお開きください。

信用保証協会損失補償金であります。県融資制度の代位弁済に係る信用保証協会負担分につきまして、損失補償契約に基づき信用保証協会に対して3,228万4,000円の損失補償を行ったものであります。

次に、1つ飛びまして、中小企業団体中央会等補助金は、県中小企業団体中央会に対する指導員等の人件費や組合指導事業への補助を、その次の小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会、商工会議所に対する経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行ったものであります。

1つ飛びますが、173ページをごらんください。

小規模企業者等設備導入資金貸付金であります。小規模企業者の創業や経営基盤の強化に必要な設備導入のための資金の原資として、県産業振興機構に対し1億5,000万円を貸し付けたもので、機構において、15件、8,975万円の設備導入資金の貸し付けを行っております。

次に、175ページをお開きください。

まちなか商業再生支援であります。商店街振興のための取り組みに対する助成及びまちづくりを担うリーダーの育成を行うものであります。24年度は、串間市など5市村の8事業に対して助成を行い、リーダー育成については、小林市など3市にアドバイザーを派遣するなどの支援を行いました。

次に、頑張る商店街等情報発信であります。これは、意欲的な取り組みを行う商店街や魅力的な繁盛店について情報を発信するツールとしてホームページを開設したもので、公開後4カ月半で約5,200件のアクセスがございました。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、この監査委員が出しております平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書、これの35ページをごらんいただきたいと思っております。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、意見・留意事項がありましたので御説明いたします。

一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、なお多額の収入未済があるので、今後とも引き続き償還促進についての努力が望まれる」との意見であります。このことにつきましては、収入未済となっている債権について、引き続き徴収に努力するとともに破産等により県財務規則の要件に該当することとなったものについては不納欠損金として整理を行うなど、収入未済額の圧縮を図ってまいります。

なお、24年度の滞納整理状況ですが、250万2,284円を回収し、1億7,008万5,585円を不納欠損金として整理したことにより、収入未済額は前年度比57.8%減の1億2,608万7,453円となっております。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

商工政策課は以上でございます。

○椎産業振興課長 産業振興課の平成24年度決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きくだ

さい。

産業振興課は、上から2番目の欄であります。予算額は12億5,158万5,000円、支出済額は12億4,187万3,605円、翌年度への明許繰越額は250万円、不用額は721万1,395円で、執行率は99.2%となっております。

まず、目の不用額が100万円以上のものでありますが、資料の9ページをお開きください。

ページの一番上の工鉦業振興費であります。不用額が615万2,823円となっております。不用額の主な理由ですが、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しました事業等の実績確定に伴い委託料の執行残が生じたものなどが主な原因でございます。

なお、執行率が90%を下回った目はございません。

続きまして、主要施策の成果の主なものにつきまして御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の産業振興課のインデックスがあります177ページをお開きください。

産業づくりの1の(1)産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開であります。

まず、一番上の東九州地域医療産業研究開発拠点づくりであります。東九州メディカルバレー構想の取り組みの一環としまして、延岡市の共同寄附により、宮崎大学医学部の寄附講座を設置し、地場企業との新たな医療機器の研究開発や地場企業の医療機器産業新規参入支援などに取り組みました。

次に、産学官ネットワーク形成・共同研究推進におきましては、新産業の創出による産業振興を図るため、工業技術センター及び食品開発センターが中心となって新産業創出のための6つの研究会を運営するとともに、産学官グルー

ブに対する研究開発支援などを行いました。研究開発支援では、新たに6件を採択し、継続分と合わせて11件を支援しております。

その下の改善事業「東九州メディカルバレー構想医療機器産業拠点づくり」ですが、医療機器産業の集積を生かした地域活性化を図るため、医療機器産業研究会におけるセミナー等の開催や薬事法に精通した専門アドバイザーの派遣のほか、展示会の出展やコーディネーターの配置などにより構想の推進に取り組んだところであります。

次に、179ページをお開きください。

2の(1)工業の振興であります。表の上から2番目の改善事業「地域資源活用！新事業活動支援」は、県内中小企業の新事業創出などを支援するため、産業振興機構に総合相談窓口を設置し、コーディネーター7名により970件の相談に対応したほか、農商工連携事業の展開を図るため関係者が連携した会議を開催するなどにより、制度のPRや案件の掘り起こし等に取り組みました。

次に、180ページをお開きください。

一番上の下請企業振興は、産業振興機構を通じまして受発注企業の登録、取引あっせん、宮崎や大阪、東京での受発注開拓商談会等を実施することにより、中小企業の技術力向上や取引の拡大を図ったところであります。

1つ飛びまして、新規事業「食品産業新事業創出促進」であります。これは、本県の豊かな農林水産物を活用した新商品開発等による食品産業の新事業創出を促進するため、食品企業への巡回相談や支援策のPR、セミナー、マッチング会等を開催したものでございます。

次に、1つ飛びまして、工業技術研究開発であります。この事業では、工業技術センターに

おいて廃棄物のリサイクルに関する研究や機械及びエネルギーシステムに関する研究など11テーマの研究開発を行ったほか、企業等からの依頼試験や技術相談等に対応したものであります。

その下の食品開発センター研究開発であります。これは食品開発センターにおいて農林畜水産物の機能性に関する研究や焼酎の品質向上に関する研究など5テーマの研究開発を行ったほか、企業からの依頼試験や技術相談等に対応したところであります。

次に、183ページをお開きください。

(2)の商業・サービス業の振興であります。表の2つ目の新規事業「ICT即戦力養成」であります。ICTの技術の進展は著しいものがありますことから、求職者32名を雇用いたしましてICT関連企業の即戦力として就職するための座学と職場研修を実施したところであります。研修の参加者32名のうち23名が就職しておりまして、そのうち18名がIT企業の即戦力として就職しております。

その下の改善事業「コールセンター人材養成強化」につきましては、コールセンターに必要な人材の確保を図るため、未就職者等81名を対象に、県央、県北、県西において延べ6回の就職支援研修を実施したところであります。研修の参加者81名のうち41名が就職しておりまして、そのうち21名がコールセンターに就職しております。

185ページをお開きください。

4の(1)産業を支える人材の育成・確保についてであります。ものづくり産業人材確保支援であります。本県のものづくり産業を支える次世代人材を育成し、県内企業への就業促進を図るため、調査員による企業訪問、工業系の学生等のテクノフェア視察、県内企業の視察会

を開催いたしました。

以上、主要施策の成果について御説明申し上げます。

次に、委員会資料にお戻りいただきまして、最後のページ、23ページをお開きください。

監査結果報告書の指摘事項について御報告いたします。

(1) 収入事務に関するものでありますが、工業技術センターを対象とした監査におきまして、「工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料等について、証紙に消印が押されていないなど証紙収納事務が適正に行われていないものが散見された」との指摘を受けております。これにつきましては、申請書類を受理し証紙を消印する際にはチェック体制の強化を行うことで、消印漏れ等の再発防止の徹底を図ることといたしました。

監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

産業振興課は以上であります。

○津曲企業立地課長 企業立地課の平成24年度決算について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の2ページでございます。

企業立地課は、上から5段目の欄にあります。一般会計予算4億1,654万4,000円、支出済額3億472万6,275円、不用額1億1,181万7,725円、執行率73.2%となっております。

目の不用額が100万円を超え、執行率が90%未満のものがございますので、この資料の15ページで御説明をさせていただきます。

15ページをごらんいただきますと、中ほどに(目) 工鉦業振興費という欄があります。不用額が1億1,173万188円、執行率は65.3%でございます。不用額の主な理由であります。下から3段目、負担金・補助及び交付金の中に含ま

れております企業立地促進補助金の不用額が1億1,000万円余りございます。

この補助金につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。その主な区分けは、企業進出に要した経費の一部支援となる投資割補助金と本県で新たに雇用をした人数に応じた雇用割補助金があります。通常の企業は、調印式など立地企業の認定から5年以内に操業開始が必要となります。その操業開始後1年以内に1回だけ補助金申請ができることとなっております。投資割の補助金につきましては、要した経費に応じて金額が決まりますが、雇用割補助金につきましては、雇用人数により1人当たり最高50万円から15万円まで、業種などにより決まっておりますので、申請時点の雇用人数により大きく金額が変わります。申請する企業さんにとりましては、1回だけの申請でございますので、その申請できる期間内で雇用人数が最大になったときに受け取ることができる補助金額が最高になる一番有利な申請時期になります。一方、私ども企業立地課におきましても、この補助金の申請時期やその金額、予算執行に大きな影響がございますので、企業側と年度内に幾度となく緊密に連絡を取り合い、昨年12月時点には2月補正の準備といたしまして、かなり精度の高い金額を見込んで予算額を計上しておりました。申請額が見込みを下回ったものもございますが、一番の特徴は、補助金申請の先延ばしでございます。ことしの初めごろから景気が上向き基調になりまして、各企業さんにおかれましては今後仕事がふえるかもしれない、あるいは雇用をふやすことができるかもしれないという動きがあらわれてまいりまして、企業さんのほうから当課に申請をする時期を25年度以降に先延ばしをしたいという相談がふえ、結果として企業側

の経営判断により申請に至らず不用額として残ったものでございます。この補助金は、このような年度末までの模様眺め、そして翌年度以降への先延ばしなどといった会社の最終的な経営判断の結果、不用額として残るといった課題があると考えております。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書、赤いインデックスでございますが、企業立地課のところをお願いいたします。

左側192ページの上のほうでございますが、産業づくりの2(1)工業の振興であります。ページの中ほどの主な事業と実績の表をごらんください。

まず、企業誘致推進ネットワーク拡充でございます。本県の企業立地環境を相手の企業さんに詳しく理解していただくことが非常に大事でございますので、豊富な経験それから人脈を有する民間企業OBの企業誘致コーディネーターを東京と愛知県に1人ずつ配置をいたしまして、延べ457の企業を訪問したところでございます。

次に、立地企業フォローアップ対策強化でございます。立地企業の本県への定着と事業拡大による新規投資を促進するため、企業さんの県内事業所や本社など延べ371の企業を訪問いたしました。企業さんの現状を把握するとともに、要望や相談事項に対しまして、関係機関と連携しながら対応に努めたところであります。

最後に、企業立地促進補助金でございます。申請のありました14の企業に対しまして、1億5,900万円余りの補助金を交付いたしました。

これら、さまざまな立地活動を展開しました結果、右側のページ、上のほうの表でございます。平成24年度の欄をごらんいただきますと、

新規の企業立地件数が35件、うち県外からの新規立地企業が11件、1,147人の最終雇用が予定されているところでございます。

次の施策の成果等についてでございます。

④のところをごらんください。企業立地を取り巻く環境につきましては、ものづくりの企業が相次ぎ海外に進出をされたり、あるいは南海トラフという課題もございます。このため、カギ括弧で囲んでおります4つの分野に重点を絞りまして、本県の特徴を生かしながら戦略的な立地活動を進めてまいりました。また、⑤であります。特に医療機器関連産業につきましては、平成25年度から、その関連に専門的な経験と人脈を持つ企業誘致コーディネーターを新たに東京と大阪にそれぞれ1名ずつ増員配置をいたしまして、効果的な活動に取り組んでおります。

主要施策の成果につきましてもの説明は以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

○黒木主査 執行部の説明が終わりました。

委員の皆さんで質疑はありませんか。

○西村委員 歳入歳出決算審査意見書の35ページで特別会計の説明をしていただいたんですけども、もうちょっと具体的に。事故が起こった話もありますし——事故というか回収不能であったというものに対して、何件でどのぐらいとか、具体的なことがわかればと思ったんですが。

○沼口金融対策室長 先ほど説明がありましたように、こちらにつきましては、小規模導入資金特別会計の収入未済額でございます。平成23年度末の15件、3億円弱あったわけなんです、

このうちの2件が完済されまして、6件不納欠損処理をし、その結果、件数で7件、それで金額が1億2,000万円余ということになったところでございます。このうち、残りまして1億2,000万円余なのですが、これは今年度ということになるわけなんですけれども、1億円余りが連帯保証人からの回収を現在行っているところでありまして。

今後とも、不納欠損処理等が、1億円につきましては今少しでも返していただいておりますわけなんですけれども——これがほとんどなんですけれども——あと3,000万ほどございますので、不納欠損ができる分についてはその条件を満たせば不納欠損を行っていくと。あと回収ができるというところは回収に走るということで処理をしていきたいというふうに思っております。

○西村委員 ついでに、今現在の時点で、連帯保証人から云々ではなくて、このお金を運用とか返済中のところは実際何社あるんですか。

○沼口金融対策室長 *24年度の未済ということになるかと思いますが、このうち1件に、ただいま申しましたように9,600万、1億弱ということになります。これが回収可。3件、1,000万ほどございますが、これが回収が困難というようなことでございます。あと3件の1,800万程度ございますが、これは不納欠損処理が条件を満たせばできるのではないのかなというふうに考えております。

○西村委員 産業振興課のほうの主要施策の報告書にあります183ページの、先ほどICT即戦力養成もしくはコールセンター人材育成強化ということで、見事といいますか予算額どおりにきれいにこの事業費を使っていて、それなりに就職につながったという成果が出ているという報告がございました。その単価比較というわけ

ではないんですが、コールセンターの人材育成に比べてICT即戦力のほうが1人当たりの単価ってというのが非常に高いなという気がするんですけども、これはどれぐらい高レベルというか、高度なスケジュールというか、そういうものなのかなと、余りにもちょっと違うなと思いましたがもんですから。

○椎産業振興課長 まず、このICT即戦力につきましては、緊急雇用基金を使っておりまして、この事業費のうちの2分の1以上人件費ということになっております。その関係で、30数名の方を採用していますが、この人件費部分が含まれるということで、一応、これは*6コース考えておったんですけども、その中で1コースあたり1,600万程度の費用がかかりますが、このうち900万円程度が人件費ということでございまして、その関係でこの事業費自体8,200万という額になっております。

それに比べまして、コールセンター人材養成強化事業は、これはあくまで研修を主体にした県内各地区での人材養成でございますので、そういう関係で費用分がこれだけの差が出ているということでございます。

○西村委員 ついでに、先ほど32名中23名が就職をされた、もしくは81名中21名がコールセンターで就職につながったという例がありますが、それに漏れた方っていうのはどのようなようになってるんでしょうか。ICTのほうもコールセンターも、漏れた方、就職につながらなかった方っていうのはどういう状況なんでしょうか。

○椎産業振興課長 まず、コールセンター人材養成についてお話ししますと、この81名中、コールセンターあるいは他の企業等含めて41名、5割の方は就職されています。それ以外の分につ

左段※17ページに、右段※12ページに発言訂正あり

きましては、一応、受講者自体が子育てを終わられた主婦層、受講者の平均が40歳代でした。そういう関係で、この方々が求める就職のスタイルといいますか、勤務時間帯とかそういうのは実際の雇用の場にはマッチしなかったということ等ございまして、この研修終了時点での就職率はこの程度であったということで、その後のフォローについては——研修機関も短期間ということもございまして、最後までフォローはできておりませんが、この中には、就職されていない方にはその後就職された方もいると思っております。以上でございます。

○西村委員 ICTのほう。

○椎産業振興課長 ICT即戦力につきましては、一応、これは実際にその企業に就職していただいて、そこで8カ月間の研修をして、できればその企業に就職していただくと。それができなければ、他のICTあるいは一般の企業に働くという形での養成事業でございまして、その中で32名中23名が就職したということでございます。

その他の方につきましては、個々人の差がありますが、例えば途中で病気、8カ月間という研修ですので非常に長期になりますので病気でやめられた方もいらっしゃいますし、そういう意味では、この方々につきまして個々人で就職先を探されているという状況だと思います。この養成事業におきましては先ほど「6コース」と申し上げましたが、これ「5コース」でした。5コースというのは、5企業、人材育成機関がこの事業をやったわけですが、それぞれの企業、人材育成機関がフォローアップをしまして就職口等の相談には応じているところでございます。以上であります。

○西村委員 わかりました、以上です。

○外山委員 政策の報告書の172ページの信用保証協会、この数字の見方っていうのは、決算額3,228万4,000円を補填したということですか。

○沼口金融対策室長 これは、信用保証協会の損失補償金ということでございまして、代位弁済に係るものでございまして、対象となりますのが8億4,962万3,000円、そのうち県のほうが出費した分が3,228万4,000円というようなことになっております。

○外山委員 今、8億幾ら金額言われたですね。それが全ての損失で、その中の3,200万を県が補填したということですか。

○沼口金融対策室長 信用保証協会全体では、対象金額は相当な数字になります。これは、民間それから市町村の分も含まれますので相当の数になるわけなんですけど、県の融資制度、こちらに絞り込みまして、その対象金額が、県が融資してる分につきましてはこれぐらいになりますよというようなことでございます。

○外山委員 横のほうに、149件、124事業者と書いてありますね。これだけの事業者が損失を出して倒産したんだろうけれども、この数で割ると1件当たり20万ちょっとぐらいですよ。そういう形になるということですか。

○沼口金融対策室長 これは計算式がございまして、損失補償につきましては約8割——これは7割、8割分につきましては日本政策金融公庫が見ております。残りの——8割ですと20%残るわけなんですけど——16%を全国信用保証連合会が見てございまして、残りの4%を県とそれから県の信用保証協会で見ますので、大体2%ぐらいというのが標準になっております。

また、融資の種類によりまして若干補償の金額が違ってくるというのはございます。

○外山委員 政策金融公庫がきちっと補填して

くれば、県が補償してもそんなに被害はないということだな。そういうふうに理解をすればいいんですね。

○沼口金融対策室長 大体8割は日本公庫のほうが基本的に見ておりますし、全国信用保証連合会のほうも見ております。これを100%となりますと大変なんですけど、県が支払いするのは、これもいろんな細かく分かれるんですけども、大体2%ぐらいになるのではないのかなというふうに思っております。

○中野委員 せっかくですから、関連で。

保証協会が代位弁済される場合で求償権が発生すると思うんです。そういう求償権での回収がままならず、こういう損失補填等したと思うんですが。求償権で、保証人とかいろいろに請求して回収したという、そういうのはどのぐらいになるんですか。

○沼口金融対策室長 ちょっと、回収の資料が手元にございませんで、しばらくお待ちいただけますか。申しわけございません。

○黒木主査 すぐわかりますか。

○沼口金融対策室長 失礼しました。こちらのほうに資料を持ってきてないということでございますので、後ほどお答え申し上げたいと思います。

○中野委員 じゃあ、それは答えなくていいんですが……。

今、保証人制度で回収してくれということで、例えば審議して継続審議になっているんですが、いわゆる保証人というのがつかなければ、全部代位弁済をしても結局保証協会がかぶるということ——いわゆる損失補償の仕方で一部2%ぐらいは県が損失補填するけれども、ほかは保証協会がそのままかぶるか、また何とかどっかからもらうか、中央からもらうんだと思うんで

す。

結局、そういう損失額が、将来、保証人制度がなくなった場合、県の補償金がふえるということにはならないですか。

○沼口金融対策室長 今、委員御指摘のとおり保証人をつけない方向になってると、なるべく、これは円滑化を図りたいというような趣旨のもとにそういうふうになっているんだらうというふうに思っております。

ただし、損失補償、これは必ず回収には当たっておりますし、先ほど円滑化とはちょっと矛盾するんですけども、入り口の貸し出しの段階で十分な審査を行って、そういった計画に間違いがないか、こういった審査を十分にやっつけていながら今後やってまいりたいというふうに思っております。

○中野委員 これから先は保証人制度という制度がなくなれば、融資をするときには保証協会が保証さえすれば融資できるという融資制度になっていくと思うんです。保証という制度がなくなれば、いわゆる求償権の発動というのか、そういうものでの回収というのはしなくていい時代に来ると思うんです——と、僕は理解しているんですが。今のこういう保証協会が保証したものの融資で、保証人がつかなくても融資したというのあれば、保証人がつかないといけないという融資制度もあると思うんです。大体でいいんですが、それは全体のどのくらいになるもんですか。

○沼口金融対策室長 その区分けにつきましては、資料が手元にございませんでちょっとお待ちいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○中野委員 それは個別に後で。というのは、今上がってきてるから、保証人制度が必要でな

いかどうかといういずれ判断をせにゃいかんと
ですよね。それが、こういうことで何か影響し
て、県のこういう損失補償金が行く行く大き
くなるようであれば、なるのかどうかわかりま
せんが、その辺のところも知りたいんです。

○沼口金融対策室長 代位弁済に関するこ
とであらうというふうに思っておりますが、代
位弁済の状況は、例のリーマンショック、そ
れとか口蹄疫、こういったときにはかなりふ
えてございますが、最近は大體落ち着いて
きているというような状況にござい
ます。これが、また求償権を行使いたしま
して回収にも走っておりますので、全体の
貸付金額に比べればパーセンテージ的に
見ればそんなに大きくない、回収には全
力を尽くしてまいりたいというふうに思
っております。

○黒木主査 よろしいですか。さっきの資
料の件は後で個別でよろしいですか。

○中野委員 みんなが聞きたくなければ
いいけど。僕は後で……。

○黒木主査 ほかに質疑はありませんで
しょうか。

○井上委員 産業振興課にお尋ねしたい
と思うんですが、ちょっと今出てます177
ページとそれに基づいての次も含めてそう
なんですけど、この産学官での大学との研
究のありようです。これは、現実には24
年度の報告なので、24年度の実績はこ
ういう状態なんだろうなというふうには
思うんですけど、創造性のある工業とか
商業とかサービス業が営まれる社会とい
う形でつくってはいるんですが、これ全
くこのフードビジネスの関係で目が出る
ようなものっていうのは、もうこの24年
度では考えられないものなんですか。

○富山産業集積推進室長 産学官ネット
ワーク

形成の関係の研究開発に関する補助、24
年度の補助の中で食品関係のものもござ
います。まだ製品化には至っておりませ
んけれども、そういった有望なものもご
ざいますので楽しみにしているところ
でございます。

○井上委員 結局、大学を含めて、ち
よっと私も議場で言わせてもらいまし
たけれども、そういうお互いがお互いの
発想とかを出しながら、少し、最初の
成果だけで見ると、これはメディカル
バレー関係のことが多くて、という食
品関係だとか、フードビジネス関係の
ほうでは何か目が出そうなものとか、
先に進みそうなものというのは一切な
いような印象を持つんです。だから、
コーディネーターに注目はしてるけれ
ども、それ以上ではなく、だからその
辺の研究だとかそこから何かを発信し
ていくようなものが何かあるのかな
と思うんだけど、なかなかそういう
感じを受けないんです。これはどうな
っていますか。

○富山産業集積推進室長 具体的に、
表に、こちらには記載されておられ
ませんが、例えばですけども、過去か
らやはり宮崎県の産学官の連携事業
で食品関係に注目されて進められた
ものはたくさんございます。この研
究開発への補助事業等でいけば――
済いません、私が記憶してるもの
について申し上げますと――例
えばひでじビールさんが、工業技
術センターのSPGの技術を用いて
鮮度を維持して日持ちのする生
ビール、それを開発したりとか、
そういった研究開発は多々ござ
います。

それから、例えば宮崎大学の先生
が食品の機能性に着目して、それ
を企業さんと一緒に進めていくと、
そういった事業もございます。一
つの例としては、ブルーベリーの
葉っぱに機能性があるっていうこ
とは過去の大型の産学官の連

携事業でわかっておりまして、それを商品化するといった事業も進められておりますし、その類いで、例えば黒酢に非常に有効なアミノ酸があって、そういったものの機能性も研究しながら、解明しながら大学の先生と企業さんが一緒にやろうといったようなものもございまして、既に商品化されているものも幾つかありまして、それがこの産学官の連携事業で開発されたものかどうかっていうのがはっきりうたわれてないので一般的にわかりにくうございましてけれども、宮崎県の産学官連携の研究開発の歴史を見ますと、食品をターゲットにして行われた研究開発はたくさんあると考えております。今後も、そういったものはさらに進めていきたいと思っております。

○井上委員 これは要望なんですけど、やっぱり、今までも見てていつも思うんですけども、何か、こういうのをやります、こういうのをやりますというのはあるんだけど、実績が具体的にこういうものがあると——例えば、食品開発センターの出先の方たちと一緒に話してみると非常におもしろい研究とかしておられて、それはまだ時間がかかる可能性っていうのは確かにあると思うんですけど、何か、ターゲットを絞り切っていないっていうか、せっかく宮崎県がこうやろうとしていることとこれとがマッチしているのかどうかっていうのがちょっといまいち気になるところなんです。

だから、結局パッケージの研究から何から含めてそうなんだけれど、そういうことが一体となって研究されてて、それが付加価値となるような状況をつくり上げることが本当にできるのかどうか、そこがちょっとよくわからないんです。何か、商品をつくったものの、そしたらそれを売ろうかっていうときには、よその県のも

の商品の中に、それを使わないといかんとか、そういうことではちょっと困るなどというのはあるんだけど、24年度の実績の中にそういうのがなかなか出て、何をターゲットに絞って何をこんなふうにして実績を上げようとしてるのかっていうのが……。メディカルバレーとかそういうのは、もうはっきりしてますよね。そういう工業系っていうのははっきりしてるんだけど、食品系っていうのははっきりしてないなという印象がしてならないんだけど。せっかくなので、食品開発センターとかのこの研究開発に必要なものがこの予算で足りなければ、きちんとやっぱり予算もつけてしてもらわないと、結果としてはばらばらしてて実質結果は出てこないというようなことを繰り返してしまうということになりはしないのかなと。

前も、出先の方たちとお話しをすると、こういう研究してる、こういう研究、おもしろい研究とかやってらっしゃるんです。だから、それが本当に成果として商品化まで行けるようにしないと、少なくとも、いわゆるもうかる農業というのとおんなじでペイできるような状況に、予算かけたその予算がペイできるような状況にしてもらわないと。余りも、お金が足りないなら足りないことをきちんとして予算を獲得するというのも必要なのではないのかなってちょっと思うんです。ただ数字を列挙されるだけでは成果がわからないという感じがしてならないわけです。そのところが、最近私が気になるところなんです。この成果表も私は大好きでよく読むけど、ちょっとその辺が何を指してこれだけのこれをしてるのかがわからない。だったら、これを何年も同じものを見せられるっていうのはちょっと残念かなというふうに思うんですけど、そこはどうなってるんですか。

○**椎産業振興課長** 今御指摘の件につきましては、当然フードビジネス推進構想の中で各課、団体等連携しながらマーケティングの視点に立った事業展開を進めておりますが、食品開発センターにおきましても工業技術センターと一緒にしまして、この177ページにあります新産業創出研究会、これで各部会を設けましていろいろな懸案等を検討しまして、その中で問題点を抽出しまして、それをいろんな産学官の研究開発等につなげていくというようなことをしていますから、今委員の御指摘の件につきましても、我々センター等と十分連携をとりながら事業展開を図っていきたく思っております。

○**井上委員** 最後ですが、せっかくなんで、大学で、もうそこをやらなくとするなら、私はできたらこの食品開発センターのほうに予算を入れてもらって、こっちでしっかりとやらしてもらったほうがかえっていいのではないかなって思うこととかがあるわけです。総花的じゃなく、まとまってこれはここでしてもらおうとか。この前議場で言いましたけど、各大学でおもしろい食品とかっていうのを開発してるじゃないですか。やっぱり、あれって本当に今の時代に即した形での食品っていうのをづくり出しているわけです。宮崎もそういうのを民間でっていうかほかの方がづくり出しているにもかかわらず、そこが企業と一致しない、マッチしない、他県の企業とやるとかっていうのを、これをずっと見逃していいのかなってちょっと思うんです。

だから、ここの期待するところはそこなんですけど、もう少し、大学も本当にどんなふうにやりたいと思っているのか、やる気はあるのかどうかっていうのも含めてですけども、ちゃんそこは整理してもらおうといいのかって思います。でないと、成果が出ないものをただ金だけ

投資しているだけで結果が出てくるのかどうか、整理するべきものについては整理する必要があるのではないかなって。これはちょっとずっと前々の分も一回見させてもらったんですけど、同じような成果表をずっとこうやって見せられると、ちょっと、これは何のための成果表かなというふうに……。

ただ、はっきり申し上げて、この食品開発センターっていうのは——うちのセンターはいいですから、いいというのはもう私もわかっているわけですので、そこに本来お金を割くなら割いてもらったほうが、予算を割いてもらったほうが逆にいいのではないかというふうに思います。

研究費が足りないということで、せっかくの研究がおくれるなら、これはもったいないですもんね。だから、ちょっと何をターゲットにするのかっていうこと、決算なので、金の使ったことを今審議しているわけだから、そこをしっかりと受けとめていただけるといいのかなというふうに、実はそう思っているところなんですけど。

○**椎産業振興課長** 今お話しました食品開発センターは、180ページのところで研究開発依頼試験等の各事業を書いておりますが、この中は毎年同じような内容であるとかいうお話もあると思うんです。今、委員御指摘の件につきましては、当然、大学そして食開センターそして我々関係団体といろいろ協議する場がございますから、十分、今後協議して、食開センターが十分機能するような対応をしてみたいと思っています。

○**黒木主査** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○**沼口金融対策室長** 先ほどは、西村委員の御

質問をちょっと私が取り違えておりました失礼いたしました。

小規模設備等導入資金の貸付残高、これ全体についてお伺いされたということでございまして、この全体につきましては、貸付先の件数が、現在、平成24年度末で183件ございます。トータルの金額が22億4,868万6,000円でございます。私のほうが延滞分の残額と取り違えて、大変失礼いたしました。なお、延滞部分を除きましては順調に回収に当たっておるということでございます。失礼いたしました。

○**椎産業振興課長** 濟いませぬ、一点、再度、訂正の確認でございますが、先ほど、私、ICTの即戦力養成のところ、コースを6コースと申し上げまして、途中5コースに言いかえておったんですが、再度確認させてください。「6コース」とお話ししましたが、「5コース」の誤りでございますので、ICT即戦力養成、これ6コースは5コースの誤り、5コースでお願いいたします。よろしく申し上げます。

○**黒木主査** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木主査** それでは、ないようですので、以上をもって商工政策課、産業振興課、企業立地課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時26分再開

○**黒木主査** それでは分科会を再開いたします。

これから、労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

平成24年度の決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は3課の説明が全て終わっ

た後をお願いいたします。

○**茂商工観光労働部長** 私の発言の訂正をお願いしたいと思います。

決算特別委員会資料の2ページをお願いしたいと思います。

一番下の欄でございますけれども、一般会計と特別会計を合わせました部の合計は、一番下の部合計の欄、先ほど私は誤りまして、「支出額」を455億772万9,000円と申し上げましたけど、正しくはここに書いてありますとおり、「予算額」455億772万9,000円でございますので、おわびをして訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○**久松労働政策課長** それでは、労働政策課の決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページ、労働政策課は上から3番目の欄でございます。

当課の平成24年度の一般会計の決算額は、予算額58億1,370万円、支出済額57億6,596万6,982円、不用額4,773万3,018円、執行率は99.2%であります。

まず、目の不用額が100万円以上のものがございますが、11ページのほうをごらんください。

11ページでございます。上から3段目の(目)労政総務費であります。不用額は2,040万9,310円となっております。主な理由でございますが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費により実施しました市町村補助事業や若年者人材育成就職支援事業において、新規雇用失業者の中途退職者等に伴い、委託料や補助金などに執行残が生じたものでございます。

次の13ページをごらんください。

中ほどの(目)職業訓練校費であります。不用額は2,583万6,159円となっております。主な理由でございますが、報償費の執行残につきま

して民間教育訓練期間を活用して行う離職者等に対する委託訓練において、母子家庭の母などに支給する訓練手当や就職率に応じて委託先へ支払う報奨金が見込額を下回ったことによるものでございます。また、委託料につきましては、委託訓練の受講者数が見込みを下回ったなどによりまして執行残が生じたものでございます。

なお、執行残が90%を下回った目については、該当はございません。

以上が、平成24年度の決算でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料をかえていただきまして、主要施策の成果に関する報告書の労働政策課のインデックスのところ、186ページをお開きください。

産業づくりの4の(1)の産業を支える人材の育成・確保であります。主な事業について御説明いたします。1段目の認定職業訓練助成事業費補助金であります。認定職業訓練校15団体への運営費の一部を補助し、中小企業で働く労働者に対する職業訓練を支援したところであります。次の技能向上対策であります。小中学生等への技能体験教室や高校生等への熟練技能士による技能講座などを行い、体験を通じて約1,400名の将来を担う若者などのものづくりへの関心の醸成等に努めたところでございます。また、技能まつりを開催し、産業を支える技能や技能士に対する県民の意識の高揚に努めたところであります。

次の187ページ、県立産業技術専門校でございます。西都市の本校では、高等学校卒業者以上の方を対象に、電気設備課など4学科で1、2年生合わせて126人に対し職業訓練を行ったところであります。分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に建築課など3学科20人に対

し1年間の職業訓練を行ったところであります。次の国からの委託訓練につきましては、パソコン事務等68の訓練コースを設け、離職者や母子家庭の母等を対象として合計1,228名の方に就業に向けた訓練を実施し、早期の就職の促進に努めたところであります。

1枚めくっていただきまして、189ページのほうをごらんください。

(2)の就業支援と職場環境整備であります。2段目の改善事業「若年者就職支援強化」であります。ヤングJOBサポートみやぎにつきましては、昨年度から業務を民間に委託し、若年求職者に対して就職相談や職業紹介を行うとともに就職活動に必要な基礎知識を学ぶセミナーの開催などを行ったところであります。一番下の新規事業「出会い応援県内就職サポート」であります。大学3年生等を対象としたインターンシップや県内の企業見学会を実施し、県内就職の促進を図ったところであります。

次の190ページをごらんください。

1段目の緊急雇用創出事業臨時特例基金であります。厳しい雇用情勢を踏まえ、地域における一時的な雇用・就業機会の創出を図るため、市町村への補助を行い640人の雇用の確保につなげたところであります。次の若年者人材育成就職支援であります。人材派遣会社への委託により若年者に対し研修や短期就業の機会を確保することで職業人として必要となる知識や技術の習得を図るなど就職につなげるための支援を行ったところであります。最後に、一番下の段の労働福祉であります。九州労働金庫に貸付金の預託を行い、中小企業労働者等を対象とした低利の協調資金などの融資を実施し、県民の生活の安定と福祉の向上に努めたところであります。

主要施策については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、報告すべき事項は特にございません。

説明は以上であります。

○孫田観光推進課長 観光推進課の平成24年度歳出決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計ですが、上から5番目の観光推進課の欄をごらんください。一般会計予算額は8億1,825万6,000円、支出済額は7億9,703万3,146円、不用額は2,122万2,854円、執行率は97.4%であります。

また、その下のほうにあります特別会計、観光推進課の欄をごらんください。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計との合計になりますが、予算額は3億2,374万4,000円、支出済額は3億2,369万4,735円、不用額は4万9,265円、執行率は99.9%であります。

まず、目の不用額が100万円以上のものですが、資料の16ページをお開きください。

ページ中ほどの(目)観光費であります。不用額が2,106万2,009円となっております。これは、古事記編さん1300年記念神話ゆかりの周遊ルート魅力発信事業等の委託事業や、コンベンション開催支援推進事業等の補助金の額の確定に伴う執行残などによるものであります。

執行率が90%を下回った目につきましては、該当ございません。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

お手元の資料「平成24年度宮崎県歳入歳出決算書」の中ほど特別会計の5ページをお開きください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。中ほどの歳入合計の欄をごらんください。予算現額357万5,000円、調定額357万8,563円、収入済額は同額で、収入未済額はございません。

次に、8ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。中ほどの歳入合計の欄をごらんください。予算現額3億2,016万9,000円、調定額3億2,025万517円、収入済額、同額でございます。収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」、こちらの観光推進課のインデックスのところ、194ページをお開きください。

産業づくりの「3 活発な観光・交流による活力ある社会」の(1)観光の振興についてあります。主な事業について施策推進のための主な事業及び実績欄で説明いたします。

表の一番上、コンベンション開催支援推進についてであります。これは、これまでのノウハウを生かし、55件のコンベンション開催支援を実施するとともにアフターコンベンションの受け入れノウハウなどが蓄積されたところであり、ます。

次の、「日本のふるさと宮崎」誘客促進につきましては、広告掲載などの知名度向上対策や国内外旅行会社等への旅行商品化を働きかけることなどにより、本県への観光誘客の促進を図つ

たところであります。今年度につきましては、東九州自動車道の整備によるアクセス向上の好機を生かしたセールスプロモーション活動を行うとともに、東アジア地域を中心に知名度向上対策等を継続して実施いたしまして、クルーズ船誘致のための取り組みも強化しているところでもあります。

次に、表の一番下、改善事業「宮崎恋旅プロジェクト推進」についてであります。これは、県内宿泊施設等とタイアップした宮崎恋旅キャンペーンや宮崎恋旅を取り入れた旅行商品への造成支援、東京ガールズコレクションとのタイアップ等を実施いたしまして、本県の魅力を宮崎恋旅という切り口で広くPRを行うことにより本県への観光誘客の促進を図ったところでもあります。

次に、195ページをごらんください。

表の一番上、魅力ある観光地づくり総合支援であります。これは、観光拠点の整備など13件に対して補助を行ったものであります。それぞれの地域において観光資源の発掘や磨き上げの取り組みが進められ、観光地の魅力向上が図られたところでもあります。

次に、下から3番目、新規事業「宮崎を知ろう！100万泊県内観光活性化」についてであります。これは、複数の市町村、観光協会等による研修会などに観光分野の専門家を派遣することにより広域観光連携を促進するとともに、スマートフォン利用者向け観光情報配信サービスの提供や県内各地のすぐれた観光資源の掘り起こしなどにより、観光客の利便性向上や観光情報の充実等を図ったところでもあります。

次に、スポーツランドみやぎき総合推進についてであります。平成24年度のスポーツキャンプ・合宿の受け入れ状況につきましては、デー

タを取り始めた平成5年度以降過去最高の実績となりました。特に、平成25年度春季キャンプは、プロ野球5球団、韓国プロ野球1チーム、Jリーグ19チーム、韓国プロサッカー1チームのキャンプに加え、WBC日本代表キャンプが実施されるなど、本県がトップクラスのキャンプ地であることを全国に発信することができたところでもあります。

196ページをお開きください。

表の一番上、新規事業「プロ野球キャンプ環境充実強化」であります。これは、複数の球団が練習試合を集中的に実施できる「球春みやぎベースボールゲームズ」を開催いたしまして、既存キャンプ球団の長期滞在と新たな球団誘致に向けたキャンプ受け入れ環境の充実を図ったところでもあります。

次に、表の中段から下の記紀編さんに関する事業についてであります。記紀編さん記念事業につきましては、西都古墳まつりとのタイアップイベントの実施や首都圏の大学等と連携した連続講座、古事記ゆかりの県と連携したシンポジウムの開催など、日向神話の魅力を県内外に情報発信するとともに神話めぐるバスツアーなどの実施により観光誘客に努めたところでもあります。今年度につきましては、「神話のふるさと

みやぎき」ブランドの定着化を図るためイメージ戦略やターゲットを絞った戦略的な情報発信に努めているところでもあります。

199ページをお開きください。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

南九州広域観光ルート連絡協議会につきましては、観光情報発信や南九州への教育旅行の誘致セールスを行ったほか、中国や台湾の旅行会社などを招聘するなど、国内外におきまして南

九州3県が連携した誘客活動を行ったところがあります。今年度につきましては、これらの南九州3県の取り組みを継続するとともに、東九州自動車道の整備にあわせて北部九州や四国などからの観光誘客を図るため、大分県との連携強化に取り組んでいるところであります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては以上であります。平成24年の観光入込客統計調査結果がつい先日まとまりましたので、主要施策の成果の補足としてここで説明させていただきます。

決算特別委員会資料とは別にお配りしております「平成24年宮崎県観光入込客統計調査結果」という1枚紙の資料をごらんください。

まず、1の観光入込客数であります。県外客は、宿泊196万6,000人、日帰り482万8,000人、計679万4,000人で、前年比15.1%の増となっております。県内客は、宿泊87万4,000人、日帰り623万1,000人、計710万5,000人で、前年比5.2%の増となっており、合計いたしますと、1,389万9,000人で、前年と比べて124万3,000人、率にして9.8%増加しております。増加の要因といたしましては、口蹄疫や新燃岳の噴火、東日本大震災による旅行需要の低迷等の影響が薄らいだことにより観光客が徐々に回復しているものと考えております。

次に、2の観光消費額についてであります。県外客は、宿泊578億6,300万円、日帰り477億1,700万円、計1,055億8,000万円で、前年比12.2%の増となっております。県内客は、宿泊148億4,800万円、日帰り259億2,100万円、計407億6,900万円で、前年比7.9%の増となっており、合計いたしますと1,463億4,900万円で、前年と比べ144億4,200万円、率にして10.9%増加しております。

なお、宿泊客数の集計に当たり、そのもとデータである国の宿泊旅行統計調査の速報値と確定値とに差がありましたことから、国の了解を得た上でより正確と思われず確定値を使用することといたしました。そのため、平成22年、23年の調査結果につきましても比較ができるよう確定値をもとに改めて推計し直しておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

観光入込客統計調査結果につきましては以上であります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

お手元の平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の42ページをお開きください。

(8) 県営国民宿舎特別会計に関する審査の意見・留意事項等についてであります。「県営国民宿舎は指定管理者制度を導入し運営を行っているが、高千穂荘の経常収支は、九州北部豪雨により阿蘇地域が大きな被害を受けたことなどにより宿泊客数が減少したため、昨年度に引き続き損失を計上し、損失額はふえている。このため、利用者の確保や適正な管理運営等について、引き続き指定管理者と十分連携をとりながら、効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見をいただいております。

平成24年度の高千穂荘につきましては、天候不良や同一観光圏の災害発生等によりまして、広報宣伝活動を強化したものの宿泊者が減少したため損失を計上することとなったところであります。このため、指定管理者におきましては、個人旅行客の取り込みのため、インターネット予約サイトの提携先をふやす一方で、団体旅行の安定的な確保のため、旅行代理店との連携強

化など集客対策に取り組んだところであります。

県といたしましても、効率的かつ安定的な施設の管理運営を図るため、適宜、指定管理者と協議を行うとともに誘致宣伝活動を強化することによりまして、利用者の確保に努めていきたいと考えております。

観光推進課の説明は以上でございます。

○日下オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の平成24年度の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

オールみやざき営業課は、上から6番目の欄でございます。一般会計予算額は2億8,236万8,000円、支出済額は2億7,825万7,307円、不用額は411万693円、執行率は98.5%であります。

まず、目の不用額が100万円以上のものがございますが、資料の21ページをお開きください。

ページ中ほどにございます(目)観光費でございます。不用額は、224万6,764円となっております。主な理由でございますが、本県のさまざまな魅力を官民が束になって情報発信をしていく改善事業「オールみやざき営業チーム」活動強化事業などにおきまして、旅費などの執行残が生じたものがございます。

なお、目の執行率90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果につきまして御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書のオールみやざき営業課のインデックスのところ、ページで申しますと200ページをお開きいただければと思います。

産業づくりの2の(2)商業・サービス業の振興についてでございます。

まず、伝統的工芸品振興事業でございます。

この事業によりまして、伝統的工芸品の維持発展を図るため、新たに「延岡五月幟」及び「高千穂神楽面」で2名を伝統工芸士として認定いたしました。

続きまして、その下の改善事業「みやざき工芸品産業育成支援事業」でございます。この事業は、市場のニーズにマッチした新商品の開発から県外への販路拡大に至るまでさまざまな支援を行うものでございます。商品開発セミナーの開催や新商品開発のアドバイザーの派遣、県外アンテナショップでの実演販売に係る支援及び工芸の先進地への視察支援を行うとともに、県外の見本市への出展を支援いたしました。

続きまして、その下の海外交流駐在員設置事業でございます。海外交流駐在員を台湾の台北及び中国の上海に配置して、貿易・投資等に関する情報収集や本県企業の海外活動の支援、観光・コンベンションの誘致促進などに努めたところでございます。今年度につきましては、特に自由貿易で日本食品への需要が大きい香港市場において拠点となる香港事務所を開設し、官民一体となった取り組みによる農畜産物や加工食品などの販路開拓に取り組んでいるところでございます。

続きまして、201ページをごらんください。

次に、みやざき県産品東アジア販路拡大総合推進事業でございます。平成24年3月に策定した「みやざき東アジア経済交流戦略」に基づきまして、シンガポールでの海外フェアや台湾等での海外見本市への参加、バイヤーの本県招聘による商談会、輸出事情に詳しいコーディネーターの配置など、県産品の東アジアへの輸出拡大に向けた総合的な取り組みを行ったところでございます。

続きまして、その下、みやざき県産品販路拡大支援プロジェクト事業でございます。県物産貿易振興センターに委託をして、首都圏等で行われる大規模商談会への参加や新宿みやざき館やみやざき物産館等のアンテナショップを活用した展示・販売等を通じて、県産品の販路拡大と定番・定着化を図ったところでございます。

続きまして、203ページをお開きください。

産業づくりの「3 活発な観光・交流による活力ある社会」、(1)の観光の振興についてでございます。

まず初めに、表の一番上、県外みやざき応援団ネットワーク強化事業についてでございます。これは、県外在住で本県にゆかりのある著名人の方や本県に親しみを持っていていただいている県外在住者の方々を「みやざき大使」や「みやざき応援隊」として委嘱・認定し、この方々に本県の旬な情報を随時提供することによりまして、口コミによる本県の魅力発信を図ったところでございます。

次に、上から2番目の改善事業「オールみやざき営業チーム」活動強化事業についてでございます。本県の農畜産物や特産品、観光などの魅力を効果的にアピールするために、東京・大阪・福岡の各都市圏におきまして、本県の魅力を集散的にPRする「みやざきweek!!」を実施するとともに、本県特産品フェア等を大手民間企業と協力して開催したところでございます。

また、本県のシンボルキャラクターみやざき犬がさまざまなイベントで活用されたほか、さまざまな商品にみやざき犬のイラストが使用されるなど、徐々に県内外に浸透してきたところでございます。

また、本県の食と旅の魅力を紹介した情報誌

「J a j a」を作成しPRするとともに、マスメディア等を活用するなどさまざまな機会を捉えて本県ならではの旬な情報を全国に発信したところでございます。

今年度も引き続き、「みやざきweek!!」における企業等とのタイアップの実施やみやざき犬を活用した県外への情報発信に取り組んでいるところでございます。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

オールみやざき営業課からは以上でございます。

○黒木主査 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○河野委員 労働政策課、(目)労政総務費の中での説明で、委託料及び負担金・補助及び交付金の不用額が挙がってますが、再度、内容についていんでしょうか詳細を確認したいと思いますが。

○福岡地域雇用対策室長 まず、委託料でございます。不用額が821万8,000円余となっておりますけれども、これの主なもの、若年者人材育成就職支援事業、こちらが619万1,000円、それとヤングJOBサポートみやざき運営強化事業が199万4,000円というようなことになっております。

それと、次に負担金・補助及び交付金ですけれども、不用額が1,108万6,000円余と、これの内訳ですけれども、緊急雇用基金の市町村補助事業、これが1,108万5,000円というふうになっております。

○河野委員 ちょっと質問が答えにくいかもしれませんが、例えばこの委託料、人数にかえる

と何人分の不用になっているのかっていうか、本来なら何人分請け負えたっていうんでしょうか、そこら辺はわからないですか。

○福嶋地域雇用対策室長 不用額分を人件費に換算するというのは非常に難しいところがございます。事業費の委託のルールとしまして、6割が人件費、残りの4割のうちの6割をさらに研修費というような形でやっておりますので、単純に逆算する方法はあるんですけども、実際の不用額といいますのが、途中で退職をされたという関係でなかなか一概に頭数でっていうのが難しい状況でございます。

○河野委員 職業訓練校費、同じく委託料の不用額が出ていますが、詳細を確認したいと思います。

○久松労働政策課長 委託料につきましては、これは補正の作業を12月にしておりますので、その後14コースを設定をいたしております。

それで、一つは、訓練を始めまして3カ月か4カ月かという期間ですんですけども、その間に就職をしまして委託対象にならないという方が出てまいりまして、その方が約43名ということで215万。

それから、もう一つは、計画として企業の採用を前提とする訓練を計画しておりましたけども、会社のほうが先に訓練を始めてしまってちょっと委託の対象にならないという事業が出てまいりまして、それが270万円ほど、15人分ほど出ております。

それから、もう一つは、企業倒産とか非常時の事態に備えまして予備的な訓練を、事業に対応するための訓練を計画しておりますので、これで約20人の2コース、600万円ということで不用残が生じております。

○河野委員 もう一問、観光推進課で、196ペー

ジ、成果に関する報告書で一番下の事業、予算の半分の決算になっているんです。ちょっと参考として聞かせていただきたいんですが、平成25年度当初予算は同じ事業で倍の予算にしている、この流れをどう分析しているのか。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 御指摘の事業につきましては、全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金でもって行っている事業でございます。ここに24年度の予算額と決算額で大きく乖離しておりますけれども、この要因と申しますのが2つございまして、バスツアー、タクシーツアーになるわけですけども、一つは新規雇用の雇用の開始時期が見込みよりもずれ込んだということ、もう一つはそれぞれ運行回数がやはり見込みよりも少なかったこと、これによりまして人件費、運行経費が当初の半分程度でおさまってしまっているということになります。

もう一点は、平成25年度の予算額4,300万円余ということでございますけれども、この事業につきましては、昨年度、平成24年9月議会の補正予算で措置をしていただいたものでございまして、25年度の予算額につきましては、その際債務負担行為を設定をさせていただいておりますのでございます。したがって、24年度は9月以降で、12月分からの予算上の積算になっておりますから4カ月分、25年度はいわば通年分ということで、予算の多寡があるということでございます。以上です。

○中野委員 190ページですが、この労働政策課の上から1番目、2番目、新規雇用失業者数が640人、206人とありますが、これはもう新規雇用ですから、雇用したときの数字ですか。それとも年度末まで働いた人をちゃんとチェックした数値かをお尋ねしたいと思います。

○福嶋地域雇用対策室長 この新規雇用失業

者数ですけれども、これは委託先の人材派遣会社に雇用された数が206名となっております。その後、研修を受けてそれぞれ望む会社にOJTっていいですか、実務に入るわけですけれども、そこでさらに直接雇用っていう形で企業に就職された方は、このうちの180名になります。

以上です。

○中野委員 ということは、その差の人はまだ雇用されなかったということになるんですか。

○福嶋地域雇用対策室長 申しわけございません。今申しあげました180名については、研修が終わって企業にマッチングをした方が180名で、その後直接雇用されたのは112名となります。残りの方なんですけれども、マッチングがうまくいかずにやめられた方、あるいは研修の途中でやめられた方もいらっしゃいます。また、直接雇用先でやめられている方もいらっしゃいますけれども、結果的に、最終的に、この年度末で直接雇用されていた方が112名ということになります。

○井上委員 観光推進課にちょっとお尋ねしたいんですが、195ページのえびの高原の観光誘致促進の関係で、トレッキングモニターツアーの実施というふうになってますが、それはどういう結果になったんですか。

○孫田観光推進課長 委員お尋ねのトレッキングモニターツアーですが、平成24年度にトレッキングモニターツアーということで3月23日から24日にかけて、参加者数34名ということで実施をしております。

○井上委員 このモニターの結果は、今後に生かしていかれるんだと思うんですけど、ここから見えてきたものっていうのは何があるんですか。

○孫田観光推進課長 昨年度は、年度後半でこ

の事業を行いましたので、このツアーをこれ1回行っただけですが、25年度におきましては、こういったものを生かしまして、山ガールツアーあるいはトレッキングツアーといったものを今年度実施予定にしております。

○井上委員 ということは、このトレッキングモニターツアーの内容っていうのは非常にいい結果を得られたというふうに理解していいということですね。

○孫田観光推進課長 所期の成果を上げていると考えております。

○井上委員 実際、えびの高原にちょっと行ってみたんです。やっぱり、すごくトレッキングの方たち多くて、そしてすごく楽しんでおられて——ひょっとして数が少なかったらどうしようと思いついて行って見たところが、非常に多くて、もちろん駐車場が足りないぐらいいろいろお見えになってたわけです。これは、やっぱり、ちょっと25年度に向けて整理されて新規の事業にまたなってるので、このモニターツアーというのをまだ今後も続けて、そしてまた何かずっと確定していくために使うということですか。

25年度にもトレッキングのモニターツアーっていうのはまた実施するんですよ。しますよね。だから、どのくらい、えびの高原周辺のトレッキングツアーっていうのが商品としてという言い方はあれかもしれませんが、皆さんに何かもっとアピールできるようにするのかっていうのは、いつを目標にしておられるのか。

○孫田観光推進課長 こちら、25年度もさまざまな展開を進めている状況でありまして、例えば山ガールツアーというのが6月に実施をいたしております。福岡や佐賀あたりから40名以上の方に御参加いただいております。また、これ

単発ではなく、今後も秋にその後も開催する予定になっております。さらに、トレッキングツアーということで、この秋4回開催するという事で、回数等もふやしながらか中身を充実するという事で進めているところでございます。

○井上委員 ぜひ、これが、モニターツアーが一つの目標ではないけども、それが一つの基本となって、いろんなところに、えびの高原だけでなく——例えば、私は宮崎市もこのトレッキングツアーっていうのは、何か、宮崎のもう一回発信できるような一つの観光のパターンにしていったらいいと前から思っているわけです。それは、何回か申し上げたり、議場でも申し上げたりはしているわけですが、そのトレッキングツアーのコース別プランとか、こういうのをはっきりと作り上げていっていただいて、そのおもしろさをもっと宮崎県内もそうですけれども、県外のちょうど私たちぐらいの世代の人たちっていうのはそれが物すごく楽しみにしておられるのが多いので、商品化していくという事を、ぜひ成果を見せていただけるといいなと思ってるんですけれども。

○孫田観光推進課長 実は、この観光誘客促進事業は、委員のおっしゃるとおり、こういったこれからの企画を立てていくということを目的とした事業でございまして、昨年から3名の方を雇用いたしまして、えびの高原の情報発信事業ということで、さまざまなビデオ・パンフレットの作成、あるいは旅行会社とのコラボ企画によるキャンペーン、あるいは観光誘客のイベント、先ほどのトレッキングやあるいはアイススケートフェスタ、そういった参加型、集客型イベントの開催をその方で企画・運営をしていただくということでやっているものでございまして、これが事業と、成果として結びついていく

ことを期待してるところでございます。

○井上委員 いろんなモニターツアーっていうのをやっておられますよね。この前は台湾やったかな、25年度はモニターツアーをしておりましたが、それが一つの分析によっていろんな形で定着していけるように、それをやっていただくと、これは、非常に、ここで見逃さないでお願いいただけると宮崎はもっと人が来るのになってちょっと思うので。それによって、今度はそこで休憩する場所はどこでっていうのをつくっていくとか、何か、プレゼンの仕方を変えていくとか、そういうのをやっていただけるといいのかなと思う。25年度は25年度で今やってもらえるので、そこは期待したいと思います。これはなかなかいいアイデアだったというふうにいるので、ぜひ成果があるように努力をしていただきたいと思います。これは要望ですけど。

○外山委員 私も、今、井上委員が言われたように、トレッキングというのは今の時代の流れの中でずっとふえていっておる。ですから、宮崎県にはいろんなコースがあります。この事業もそうでしょうけど、だからこれをリストアップして一つのものにつくって、それを十ばっかりあると思うんですよ、簡単に言えば、幾つもあるけど。それをきっちとした商品として25年度以降にまとめて、ぜひお願いをしたいなと思います。

○押川委員 195ページです。魅力ある観光地づくりの総合支援ということで、観光地づくりの取り組みに対して補助ということでありまして、どのような取り組みをしてどのような補助のあり方をされたのか、ちょっと教えてください。

○孫田観光推進課長 魅力ある観光地づくり総

合支援ということで、こちらの主な内容は、市町村で行います地域外からの誘客を目指した持続的、発展的な観光地づくりの取り組みに対して助成を行うということでございます。

24年度に行いました実績といたしましては、小林、日向、高千穂、五ヶ瀬、門川といった市町村におきまして観光資源の発掘、磨き上げの取り組みに対する支援を行っております。また、日南市におけるシーカヤックのPRに対する支援あるいは花旅宮崎で延岡で開催されました花旅のべおかスプリングフェスタ、こういったものに対する支援などを行っているところでございます。

○押川委員 これは、例えば市町村1つでも2つでもいいのかということと、先ほど言いましたように、金額等がわかれば、どのような規模の中での補助率あたりがわかれば教えてください。後でわかれば、まとめてちょっと資料でもいただくとわかりやすいかなと思いますけど。

○孫田観光推進課長 それでは、今年の事業実績の一覧を後ほどお配りしたいと思います。

○押川委員 その件については、よろしくお願ひします。

次に、宮崎を知ろう！100万泊県内観光活性化で、この専門家派遣ということで2件ということですが、これはどのようなことでしょうか。

○孫田観光推進課長 昨年、専門家派遣を行いましたのは、高鍋町商工会議所と椎葉村観光協会が主催するそれぞれの研修会といったものに派遣を行っております。高鍋町に対しましては、地域活性コンサルタントである佐藤真一先生、椎葉村につきましては、立教大学の特任教授であります清水慎一先生を派遣いたしました。

○押川委員 件数は2件でありますけども、こ

れは金額がわかれば教えてください。

それと、県内旅行商品造成支援、これ4件ということですが、これも造成支援に対する内容をちょっと教えてください。

○孫田観光推進課長 支援といたしまして、高鍋町の講師に対して5万円、椎葉村の講師に対して10万円、それ以外に旅費といったことで全体で15万円ほどの支援を行っております。

県内旅行商品コンクールにつきましては、「ゆっ旅大賞」という形で一般に公募いたしまして、その中で選定をいたしました。37件の応募がございまして、うち8件を選定いたしまして支援実績としてはこのうち7件ということになります。1件は、残念ながらお客様が集まらずに中止したもので7件でございます。ただし、このうち3件につきましては、中山間地域政策課から予算分任を受けておりまして、そちらのほうで3件の助成を行ったと、観光推進課の実績としては7件のうち4件ということになっております。

その4件につきましては、まず西米良村の平成の桃源郷といった形での西米良村への1泊2日の旅行、あるいは日南市のほうで実施いたしました日南古事記めぐりと家族ふれあい自然体験といった事業、あるいは西臼杵3町を対象に実施いたしました神話伝説のふるさと宮崎へという秘境コースというようなものがございました。また、高千穂、椎葉、美郷、日向といった地域をテーマにいたしました日向耳川地域の木造建築を見て回ろうというようなツアーにも助成をいたしたところでございます。

○押川委員 そうすると、この予算の3,156万3,000円ですよね。これの内訳というのはこの旅行商品造成支援のほうに相当の予算が回るといふことの理解でいいんですか。

○孫田観光推進課長 失礼いたしました。旅行商品造成に関する費用につきましては、総額で98万6,000円の助成を行っております。ですから、1件あたりはそれほど大きな金額ではございません。

この事業の特に金額的に大きなものを占めておりますのは、体験滞在型観光情報発信事業というのを行っておりまして、そのうちスマートフォン利用者向けの観光情報配信サービスというのを行いました。こちらが946万7,000円。いわゆるスマートフォンを使ってスタンプラリーといった形を実施したということでございます。また、体験型観光情報ガイドブックというものを作成いたしました。こちらが400万円でございます。スマートフォンのほうは財源として緊急雇用基金のほうを使っております。

また、観光資源発掘情報提供事業ということで、県内各地の知名度の低い地域資源、地元でも余りよく知られていないけれどもおもしろい資源というものを一般公募、あるいは独自取材によって情報収集いたしまして、月刊パームスのほうで御紹介いただいてコンテストを実施して、その中で上位に選ばれたものを別冊中閉じというような形で発行するという事業も行いました。こちらのほうに1,200万円ほどかけております。

以上でございます。

○押川委員 ありがとうございます。

このような事業を組んで、やはり100万泊県内っていうことでありますから、目標なり——あるいは目標は持たないというもともとのこの100万泊の事業ですけれども、結局は100万泊に近づけるための事業ということで理解をしてもいいわけですね。これだけの金を使っていたら、100万泊に結びつけていこうということ

で内容はいいですか。

○孫田観光推進課長 こういった事業を展開することによりまして、いわゆる100万泊というものに近づけていこうというふうに取り組んでおります。

○押川委員 そろそろ、この100万泊というものをしっかり目標にするか、そういったものの詰めはまだ今のところできないわけですか。もうなければいいです。

先ほどの魅力ある観光づくりの中で資料をと言ったんですが、こういうことをされることによって、皆さん方の勘として、そういったものが磨き上げられる、その地域の観光づくりに結びつくような形というのは、今後やっていかれる中で、どれくらいこの13件の中で手応えとしてはあるんでしょうか。

○孫田観光推進課長 こちらの「ゆっ旅大賞」の企画につきましては、昨年の実施の状況を踏まえながら今年度は新たな募集をしたものについて、中身についてさらに一緒に考えて、こう改善したらもっとよくなるのではないかというようなことを提案者に対してさまざまなサジェスチョンなり御相談をした上で中身を変更なり何なり改善をしていただいた上で実施するという形で、さらに効果が上がるように努めているところでございます。

○押川委員 ちなみに、今年度、今何件ぐらい上がってきてるんですか。

○孫田観光推進課長 8件の採択をしております。

○押川委員 ありがとうございます。できるだけ、本県の観光地づくりでありますから一緒になってこういう目標に向かって頑張らせていただきますようお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○外山委員 先ほど観光客の入り込みの統計をもらいましたよね。前にも一度九州各県の数字をお願いして、概略をもらったんですけども。昨年度の1月から12月、ちょうど今各県議会が決算をやっとるはずだから、確定数字が出ておるはずなんです。だから、きょうはいいですから、各県の入込観光客の数それから国のやり方決めた統計の仕方ですべてやっておるかどうかも含めて、資料をできるだけ早くいただきたいんですが。できたら、委員全員に配ってもらおうほうがいいかと思っておりますので、お願いをしておきます。

○孫田観光推進課長 資料につきましては、後ほどお配りいたしたいと思っております。また、今御意見がございました各県で確定値なのか推定値なのかということにつきましては、各県で現状では若干ばらばらといたしますか、各県によって推定値のままのところもあるようですが、本県といたしまして国のほうといろいろ協議をした結果として、国としてもやはり確定値を使うべきだという考えになってきたようで、各県に対してそういった取り扱いを勧めるというような検討を行っているというふうに聞いております。

○外山委員 私が言ったのは、国がこういう統計のとり方、全国でやりましょうというそういう手法ですべてやっておるかどうかを聞いてくださいということです。

○孫田観光推進課長 失礼いたしました。承知いたしました。確認いたします。

○黒木主査 では、ただいま外山委員が言いました資料は、また提出をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○清山副主査 この観光入込客数について、訪日外国人の数を見たんですけども、平成24年10万人宿泊客で外国人が泊まられているんですが、これ観光消費額と入込客数を見ると、やっぱり

1人当たりの観光消費額ってこういう訪日外国人の方のほう結構突出して高くて、それに次いで県外客そして県内客というふうに1人当たりの観光消費額、そういうふうに単価も非常に高いし、あと、総合交通課の仕事ですけど、韓国と台湾っていう路線維持の問題や、あとは東アジア経済交流戦略等もあるものですから、私も以前観光推進課にお願いしたことがあるんですけども、こういう観光推進課の施策でこういった訪日外国人を対象としたような施策というのは、今まであるのかどうかちょっとお伺いしたいんですが。

○孫田観光推進課長 済いません。県におきましては、外国人向けに日本のふるさと宮崎誘客促進事業の中の国外観光誘致促進対策というのを実施しております。お手元の主要施策の成果の194ページの2項目め、日本のふるさと宮崎誘客促進、そちらが国内対策事業と国外対策事業という中身に分かれております。

こちらの国外対策につきましては、24年度決算額として2,845万5,000円という形になっております。中身といたしましては、国外における海外の旅行エージェント等に旅行商品企画造成を行っていただいてこれに対する助成を行うといったもの、あるいはエージェントに日本に来ていただいて日本の現地を見ていただいた上で商品造成を行っていただくと、あるいは広告に対する支援を行うといった活動をしております。さらに、知名度向上対策といたしまして、海外のマスコミ関係者の皆さんを宮崎に御招待いたして、それを記事等で取り上げていただくという活動も行っているところでございます。

○清山副主査 ありがとうございます。私も同時に発見したんですけども、外国でのPRのほか国内でのこの宮崎県内で、例えば英語表

記での標識、まちの中とか、あとは観光地、鶴戸神宮とかいろんところへ行くと圧倒的に英語表記での案内が少ないと思うんです。あとは、本当細かい話ですけども、飲食店とかに行ってもやっぱり英語で不自由することもありますし、あとはツアーリストインフォメーションも宮崎駅内にありますけど、本当にあそこがベストなのかどうかとか、そうしたやっぱり個人の外国人のお客さんもこちらへ来てから不便のないように、そういった観点も今後の施策に生かしていただければなと思いました。

以上です。

○黒木主査 ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 ないようですので、それでは以上をもって労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

あと、総括質疑があるんですがいかがいたしましょうか。引き続きやってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 引き続き総括質疑をやりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時34分再開

○黒木主査 それでは、分科会を再開いたします。

前半、後半に分けて説明及び質疑を行ってききましたけれども、総括質疑に移りたいと思います。

商工観光労働部の決算全般について何か質疑はありませんでしょうか。

○清山副主査 済みません、遠慮してちょっとさっき伺わなかったんですけども……。ここに

書いてなかったんですけど、みやざき大使について記載がありましたが、今、日本維新の会の衆議院議員の東国原さんが、前、特別大使に委嘱されてましたけど、あの方は今でも宮崎県の特別大使という唯一の存在なんではないでしょうか。

○日下オールみやざき営業課長 大使でいらっしゃって、特命大使ということで引き続きそのままいらっしゃいます。

○清山副主査 この平成24年度、その特命大使としてどういう仕事をされたのか、そして今後どういう考えなのか、お伺いできれば。

○日下オールみやざき営業課長 24年度における東国原氏そのものの活動について、ちょっと全てを把握しているわけではございませんけれども、例えば、今年度に入ってからであれば、それもテレビ番組において宮崎の地鶏であるとかそういったものをPRするような場面に登場をされたような機会というのがありました。その場面でも、宮崎の地鶏をおいしいというようなコメントを寄せられるなど宮崎のPRを行っていただいているというのは認識しているところでございます。

○清山副主査 県として特命大使にこういうPRをしてほしいとか、こういう活動をしてほしいというような依頼っていうのは特にないんですか。

○日下オールみやざき営業課長 大使、皆様に対して、基本的には宮崎県や宮崎のもの、そういったものをPRしていただくということでお願いをしているわけですが、特命大使を特に違った形でのお願いというのは行ってはおりません。

○西村委員 あんまりないようですので、1点。先ほど産業振興課に、いわゆる雇用について、雇用につながる支援っていうことでさまざまな事業があったり、また労働政策課のほうでも就

職とか育成支援っていうものがあるって、部内で、若者もしくは失業者の雇用っていうものに非常に努力をされてるように見えるんですけども、当然、これは国からの補助金っていうか国からの財源っていうものがあるってこそっていう事業もあるかと思えます。

やはり、何か話を聞いていて、人材派遣会社に任せっ放しだったり、学校に任せっ放しだったりして、結局ふたをあけてみると、このぐらい応募があったけども実際職業として安定して今もその人たちが続いているのかなっていう非常に疑念が出てしまいます。普通にハローワークに行って仕事を見つけて、何とかかじりついてでも仕事をしている人たちとどう違うのかなっていうのが、私がかねてからの疑問があるんです。そのぐらい、失業したとしても、負けるかと言ってハローワークで何とか仕事を見つけて、やりたくなくても何とか手に仕事を覚えてっていうこともあるかと思うんですが、逆に人材派遣会社なりいろんな施設と協力して育成していく、人材をつくっていくということも大事ですけど、何か、県がどこまで踏み込んでいいのか、もしくはその後のフォローがどこまでできるかっていうのを、逆に県費なり国からの補助金が終わってしまったら、例えば、例に出して悪いんですけど、IT企業だったら、もうなるべくやめてもらうとか、なかなかこの子は将来的に見込みがないなと思ったら補助金の切れ目が仕事の切れ目になると、本当、ブラック企業と変わらないようなことにつながってはいけません。

ただ、今の成果だけを見る限りはそうなることもないのかなって非常に疑問も持ちますので、この前の委員会のときから私は同じようなことを申し上げているんですが、これだけの

予算をかけてやる以上は、しっかりと、ハローワークともちょっと違くと、ほかの雇用対策とも違うというものを部内挙げてそれぞれの課と連携してもらいたいというのが、きょうの説明を聞いてまたさらに思ったところでした。部長、何かあれば。

○茂商工観光労働部長 おっしゃるとおり、正規雇用にいかにつなげていけるかっていうことは非常に大事だと思います。とにかく、今臨時雇用で少しでも正規雇用になりたいということを一生涯懸命努力されている方はいっぱいいらっしゃるんで、その人たちの声に応えることが非常に大事だというふうに思っています。

確かに、リーマンショックの後のように、とにかくどんな形でもいいから雇用をつくり出さなきゃいけないという時期と、そうじゃなくてももう少し着実にやっていかなきゃいけない時期っていうのがあると思っていて、今は確かに着実にやっていかなきゃいけない時期だっていうふうに思っています。臨時雇用の基金とかもありまして、それはとにかく臨時雇用でも何でもとにかく雇用をつくらうということでやりますけど、最近の動きとしては、やはりなるべくこれを正規雇用につなげていくような事業を構築しようという形で、厚労省も大体そっちのほうにシフトしてきているような感じを受けますし、やはり一時しのぎじゃいけない、それをいかに最終正式雇用につなげていくか、これはやはりこれから第一に取り組んでいかなきゃいけないと思います。そのあたり、それを一番の命題として取り組んでいきたいと思いません。

○外山委員 商工はいろんな仕事がありますが、やっぱりこの経済を活性化していくというか、宮崎の景気をよくしていく。今の内閣も、

もう経済対策が一番だということでそれも一生懸命頑張ってますよね。

宮崎の場合はやっぱり農業県ですから、農業をいかに活性化して行って宮崎の力をつけていくということなんです。そういうふうにと考えると、ことしフードビジネスというのをターゲットに上げて取り組んでいくというのは非常にいいことだし、これを成功させんといかんと思いますが、その中で、私は宮崎牛というのが一つの突出したブランドであるんです。マンゴーは、おかげで、全国で知名度も上がってきて相当すばらしいところに来たんですが、残念ながら、宮崎牛は2回日本一をとりながら、ほかの県に行きますと、東京なんか行っても宮崎牛っていうのはほとんど出てこないんです。やっぱり、これは農政に任しておけばいいっていうものじゃなくて、商工が、自分たちがPRのやっぱりエキスパートだという気持ちを持って、表に出て、その気概を持って宮崎牛のPR、これが昨年度をずっと見ていってもあんまりそういうものが見えてこないんです。このPRしていくという、それから売り方を含めて、何かそのところを、せっかく宮崎牛というのがあるんだから、これを商工が中心になって、どうでしょうか、頑張ってもらいたいと思うんですが、部長の御意見をちょっとお聞きをしたいと思います。

○茂商工観光労働部長 確かに、私は、宮崎牛はやっぱり日本を代表する牛だと思ってます。それで、この前、私もシンガポール、香港へ行きましたけど、やっぱり宮崎牛が地元でも一定の評価を受けてるんですけども、先行してる鹿児島和牛に比べるとやっぱりまだ知名度はなにかないかなというふうに思っています。

私どもとしても、例えばJR九州とタイアッ

プして全国の主要駅にポスターを飾ったんです。従来ですと観光地のポスターが多かったんですけど、それにこしは宮崎牛というのも一つ加えまして、それを大々的にPRしたつもりです。それと、あといろんなパンフレットをつくる時も観光地だけじゃなくてそういう宮崎牛を初めチキン南蛮とか、そういったもろもろ、マンゴー初めいろいろおいしいものがありますから、地鶏、そういうのを加えながら、全部食べるもの、見るもの、経験するもの、そういうのを全部含めてPRをしてきたつもりですし、これからさらに力を入れてやっていきたいというふうに思います。

○外山委員 ぜひ、そういう、ここに商工の主要な職員が皆おられますから、今の部長の心意気をみんな酌んで一緒になって頑張ってください。以上です。

○沼口金融対策室長 終わりになりまして、申しわけありません。先ほど、中野委員からの質疑のうち、把握できた分についてお答え申し上げます。

一つは、信用保証協会の保証において保証人を徴求しているものはどれぐらいあるかということと、それからもう一つが信用保証協会の求償権の回収状況はどうなっているのかということでございます。

まず、1番目の保証人の徴求の状況でございますが、信用保証協会では保証に当たりまして法人の場合は原則として代表者以外の連帯保証人は不要と、個人の場合は原則として連帯保証人が不要というような形で進めております。しかしながら、事業に関与していない第三者が保証人になった場合という場合は、社会的にも経済的にも非常に重い負担をかけてしまうというようなことでございますので、いろいろ問題が

平成25年10月3日(木曜日)

午前10時0分再開

出席委員(8人)

| | | |
|----|---|-------|
| 主 | 査 | 黒木正一 |
| 副主 | 査 | 清山知憲 |
| 委 | 員 | 外山三博 |
| 委 | 員 | 中野一則 |
| 委 | 員 | 押川修一郎 |
| 委 | 員 | 河野哲也 |
| 委 | 員 | 井上紀代子 |
| 委 | 員 | 西村賢 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

| | |
|-------------------------|-------|
| 県土整備部長 | 大田原宣治 |
| 県土整備部次長 (総括) | 鈴木一郎 |
| 県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当) | 囷師雄一 |
| 県土整備部次長 (都市計画・建築担当) | 白賀宏之 |
| 高速道対策局長 | 直原史明 |
| 部参事兼管理課長 | 郡司宗則 |
| 用地対策課長 | 黒木秀樹 |
| 技術企画課長 | 高橋利典 |
| 工事検査課長 | 永野広 |
| 道路建設課長 | 大坪憲男 |
| 道路保全課長 | 坂元宗一郎 |
| 河川課長 | 東憲之介 |
| ダム対策監 | 上山孝英 |
| 砂防課長 | 加藤仁志 |
| 港湾課長 | 永田宣行 |

| | |
|-------------------|------|
| 空港・ポート セールス対策監 | 川野福一 |
| 都市計画課長 | 大谷睦彦 |
| 建築住宅課長 | 森山福一 |
| 営繕課長 | 上別府智 |
| 施設保全対策監 | 山下幸秀 |
| 高速道対策局次長 | 原拓実 |

事務局職員出席者

| | |
|----------|------|
| 政策調査課副主幹 | 山口修三 |
| 議事課主任主事 | 田代篤生 |

○黒木主査 分科会を再開いたします。

県土整備部の審査を行います。

まず、部長より平成24年度決算の概要について説明をお願いします。

○大田原県土整備部長 おはようございます。

県土整備部であります。

それでは、当分科会で御審議いただきます平成24年度決算の認定につきまして、その概要を御説明いたします。申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

提出しております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、主要施策の成果について、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により御説明いたします。

表は、左から分野、将来像、施策の柱となっております。

まず、1つ目の分野、くらしづくりについてであります。右隣の将来像の一番上の自然と共生した環境にやさしい社会では、建設工事のライフサイクルを支援することで低炭素・循環型社会への転換を図りますとともに、河川パートナーシップ事業など、県民との協働による環境保全

活動の推進や公共下水道整備促進のための財政支援を行い、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところです。

将来像、2段目の安心して生活できる社会では、沿道修景美化対策や都市公園整備によりますます良好な景観と調和した地域づくりを進め、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、交付金事業を活用しまして道路の舗装補修を行うなど、日常生活に必要で、かつ安全な道路の整備を進め、地域交通の確保に努めたところであります。

また、多くの団体や県民の皆様の参加のもと、道路愛護活動を県内各地で展開しまして、連携・協働による魅力ある地域づくりに取り組んだところです。

さらに、将来像の3段目の安全な暮らしが確保される社会では、緊急輸送道路の防災対策や河川の改修、急傾斜地崩壊対策など、風水害の災害を未然に防止・軽減するための対策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組みますとともに、歩道の整備や区画線、ガードレールの設置など、交通安全対策の推進にも努めたところです。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてであります。

右の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、県政の最重要課題であります、高速道路網の整備促進やインター線の整備、細島港におけますガントリークレーンの増設など、交通ネットワークの整備・充実に取り組んだところであります。

次に、平成24年度決算の状況について、御説明いたします。

お手元に配付しております別紙資料、1枚紙をごらんください。平成24年度県土整備部決算

概要でございます。

前年度からの繰越予算を含む一般会計の予算措置状況は、予算額1,089億2,724万2,200円、これに対します執行状況は、支出済額が692億3,076万8,378円、翌年度への繰越額が370億388万2,000円、不用額が26億9,259万1,822円となっております。執行率は63.6%で、翌年度への繰越額を含めると97.5%となります。

なお、翌年度への繰り越しの主な理由といたしましては、国の緊急経済対策の実施に伴う補正の関係や、工法の検討に日時を要したことなどにより、工期が不足したものであります。

次に、特別会計について、御説明いたします。

まず、宮崎県公共用地取得事業特別会計であります。予算額2億5,497万4,000円、これに対します執行状況は、支出済額が2億1,201万3,754円、翌年度への繰越額が4,279万5,953円、不用額が16万4,293円であります。執行率は83.2%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

なお、翌年度への繰越理由は、移転先選定等に日時を要したことによるものであります。

次に、宮崎県港湾整備事業特別会計についてであります。予算額20億9,256万5,000円、これに対します執行状況は、支出済額が18億1,867万723円、繰越額が2億4,340万円、不用額が3,049万4,277円であります。執行率は86.9%で、翌年度への繰越額を含めると98.5%となります。

なお、翌年度への繰越理由は、関連工事との工程調整に日時を要したことによるものであります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

指摘状況を一覧にしたものを裏面にまとめておりますので、ごらんください。

平成24年度県土整備部に係る監査では、指摘事項が5件、注意事項が15件、合計20件の指摘を受けております。このうち、指摘事項5件につきましては、改善状況とあわせまして、後ほど、関係課長から説明いたします。

以上、平成24年度決算状況等について説明いたしましたでしたが、決算の詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○黒木主査 部長の説明が終わりました。

これから、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

平成24年度の決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後をお願いします。

○郡司管理課長 管理課でございます。

それでは、まず、県土整備部に係る共通資料について御説明をさせていただきます。

委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成24年度歳出決算事項別明細総括表（課別内訳）でございます。

この表は、ただいま、部長が説明いたしました予算額、支出済額、翌年度繰越額等を各課別に整理したものでございます。

次の3ページから4ページをお開きいただきたいと思っております。

この表は、2ページの表を款・項・目の科目別に集計したものでございまして、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、管理課の決算について御説明をさせていただきたいと思っております。同じ委員会資料の8ページと9ページでございます。

まず、9ページをお開きいただきたいと思っております。9ページの一番下の段、管理課計をごらんいただきたいと思っております。平成24年度の決算額は、予算額20億8,376万9,000円、支出済額19億4,654万7,223円、不用額1億3,722万1,777円で、執行率93.4%となっております。

次に、目の執行率が100万円以上のもの、また、執行率が90%未満のものについて御説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、8ページの3段目、土木総務費でございます。表の右側をごらんいただきたいと思っておりますが、不用額は1億3,495万3,594円、執行率は92.7%でございまして、主に、県費職員の給料、職員手当等の人件費でございます。これは、県費で支出を予定しておりました人件費を、補助公共事務費に振り替えたことによるものでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。9ページの3段目でございます。建設業指導監督費でございます。不用額は226万8,183円、執行率は99.0%でございまして、主に補助金でございます。これは、県建設業協会を通じまして、新分野に進出を図ろうとする建設業者に交付しております建設産業経営基盤強化支援事業補助金におきまして、申請のあった個別事業の額が確定したことに伴いまして、執行残が生じたことによるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明をさせていただきます。主要施策の冊子をごらんになっていただきたいと思っております。

報告書の管理課のインデックス、267ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上のほうでございまして、施策体系区分、(1)の安全で安心な県土づくりでございます。

施策推進のための主な事業及び実績の表をご

らんいただきたいと思います。建設業指導でございすけども、表の右側でございす。主な実績内容等の欄をごらんいただきたいと思います。

建設業法に基づきまして、建設業者への建設業許可や経営事項審査を実施したほか、県内各地で建設業者研修会を開催し、1,894人の建設業者等に対しまして、建設業法の許可制度等について説明を行ってきたところでございす。

また、建設業者に対する経営相談窓口を設置し、延べ43件の相談に応じたほか、新分野進出セミナーの開催や新分野進出に取り組む建設業者の支援として25件の補助を行うとともに、建設事業協同組合等への融資原資の貸与等を実施するなど、経営基盤の強化に取り組む業者への支援を行ってきたところでございす。

次に、施策の成果等でございす。

安全で安心な県土づくりに重要な役割を果たしている建設業者に対しまして、ただいま申し上げましたような事業の実施によりまして、法令遵守の周知・啓発、経営基盤強化の環境整備が図られたものと考えております。

一方で、建設業就業者の減少、あるいは高齢化が進んでおりますことから、平成25年度からは、関係機関と連携しまして、将来の建設業を担う若年者に対し、建設業の役割や重要性について理解や関心の促進を図り、人材の育成・確保につなげていくこととしております。

次に、監査報告についてでございす。

委員会資料のほうにお戻りいただきたいと思います。委員会資料の5ページから7ページに監査の指摘事項を取りまとめております。

土木事務所で2件の指摘を受けておりますので、指摘内容を御説明させていただきます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

(1) 収入事務の2段目でございす。

日南土木事務所の建設業許可更新申請手数料について、誤って収入印紙を収納しているものや、証紙の消印の方法が適当でないものが見受けられた、との指摘がございました。

指摘後、速やかに適正な処理を講じたところでございすけども、今後は、財務規則等の諸規定に従って適正な処理を行うとともに、決裁時のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、6ページの中ほどの(3) 契約事務の2段目でございす。

日向土木事務所の物品購入事務について、予定価格調書が作成されていないなど、契約事務が適当でなかった、との指摘がございました。

指摘後、契約事務の流れにつきまして再度確認し、改めたところでございすけども、今後は、書類作成の不備がないように適正な契約事務の執行を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

管理課につきましては以上でございす。

○黒木用地対策課長 それでは、用地対策課の決算について御説明をさせていただきます。

委員会資料の10ページから12ページでございすけども、一般会計と特別会計がございすので、まず、一般会計から御説明をさせていただきます。

10ページの一番下の段、一般会計計の欄をごらんください。平成24年度の決算額は、予算額3億2,148万3,000円、支出済額3億2,079万2,413円、不用額69万587円となっております。執行率は99.8%であります。

目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未

満のものはございません。

次に、11ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。決算額につきましては、先ほど、部長が説明いたしましたので省略をさせていただきます。

なお、目の執行残が100万円以上のものはございませんが、執行率が83.2%となっております。これは、繰り越しによるもので、翌年度への繰越額を含めると99.9%であります。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせた決算につきましては、一番下の段の用地対策課計の欄をごらんください。予算額5億7,645万7,000円、支出済額5億3,280万6,167円、翌年度繰越額4,279万5,953円、不用額85万4,880円となっております。執行率は92.4%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

次に、特別会計の歳入でございますが、12ページの一番下の段、歳入合計の欄をごらんください。予算現額2億5,497万4,000円、収入済額2億5,497万4,526円となっております。収入未済額はございません。

次に、主要施策の成果についてでございます。

恐れ入りますが、報告書の用地対策課のインデックスのところ、268ページをお開きください。

公共事業用地取得の推進でございます。

これは、公共事業を円滑に推進するために、特別会計におきまして公共事業用地の先行取得を行うものでございます。

平成24年度は、仲町広原線地域自主戦略交付金事業及び大淀川土地利用一体型水防災事業につきまして、用地取得を行ったところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

用地対策課は以上であります。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。ページの一番下の段、技術企画課計の欄をごらんください。当課の平成24年度決算額は、予算額3億3,286万1,200円に対しまして、支出済額3億3,190万8,448円でございます。不用額95万2,752円で、執行率は99.7%となります。

その結果、目の執行残、不用額の欄、100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の技術企画課のインデックス、ページでいいかと269ページをお開きください。

(1)の低炭素・循環型社会への転換でございます。

この施策は、暮らしや産業などのあらゆる場面で、いわゆる4Rの取り組みが実践されるとともに、廃棄物の適正処理や不法投棄対策が進んだ社会を目指すものであります。

ここで、4Rの取り組みとは、下から2行目に書いてございますが、ごみになるものを買わないリフューズ、ごみの量を減らすリデュース、工夫して再度使用するリユース、資源として再利用するリサイクルの取り組みのことでございます。技術企画課では、このうち建設副産物のリサイクル推進に取り組んでおります。

中ほどの表、施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

建設工事リサイクル支援におきましては、「建設発生土情報交換システム」を活用した建設発生土の有効利用や、副産物を土木資材に活用する研究を行うなどの、官民一体となったリサイ

クルの推進を図ったところであります。

また、「宮崎県新技術活用促進システム」を活用しておりまして、リサイクルに関する新技術の登録と利用の促進を図ったところであります。

次の施策の成果等についてでございます。

コンクリートやアスファルトなどの建設副産物につきましては、リサイクルの割合が9割を超えるなど、分別解体、再資源化が着実に進められたところであります。

今後とも、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告につきましては、特に報告すべき事項はございません。

技術企画課につきましては以上でございます。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の14ページから16ページですが、16ページの最後の計の欄をごらんください。当課の平成24年度の決算額は、予算額が339億5,018万9,000円、支出済額が204億5,562万6,825円、翌年度への繰越額が122億6,286万3,000円、不用額が12億3,169万9,175円で、執行率が60.3%、翌年度への繰越額を含めると96.4%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

戻っていただいて、14ページの上から3段目、(目)道路橋梁総務費であります。不用額が2億4,141万9,856円となっております。これは、主に直轄道路事業負担金が確定したことに伴う不用額でございます。

次に、15ページの一番上、(目)の道路新設改

良費であります。不用額が9億9,027万9,319円となっております。これは、主に国庫補助、交付金事業が確定したことに伴う不用額でございます。

また、執行率が56%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めると96.7%となっております。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書のインデックス、道路建設課、270ページをごらんください。

(1)の交通ネットワークの整備・充実についてであります。主な事業内容及び実績について御説明いたします。

まず、公共道路新設改良であります。この事業は、国の補助を受けて、県内国県道の拡幅整備等を実施するものでございまして、国道219号の広瀬バイパスや飯野松山都城線の梅北工区などで道路改築事業を実施しております。

右の271ページをごらんください。

一番上の地方道路交付金であります。この事業は、国から社会資本整備総合交付金や地域自主戦略交付金の交付を受けて道路の拡幅整備等を実施するものでございまして、一般国道では、国道327号ほか11路線で事業を実施し、部分供用も含めまして3,493メートルを、また、地方道では、宮崎西環状線ほか46路線で事業を実施し、1万846メートルを供用したところでございます。

次に、一番下にあります施策の進捗状況であります。地域高規格道路につきまして、実績を記載しております。

現在、宮崎東環状道路、宮崎環状道路及び都城志布志道路の3路線において整備に取り組んでおりますが、平成22年度末の整備率49%に対

し、平成26年度末の目標整備率を59%としておりました、平成24年度末の実績としましては51.1%となっております。

平成24年度におきましては、道路用地の取得や工事の進捗を図るなど、26年度末の整備目標に向けて計画的に取り組んだところでございます。

272ページをお開きください。

平成24年度における施策の成果等でございますが、①から④に掲げておりますように、地域連携や都市部の渋滞緩和に資する道路整備や、高速道路に接続するインター線等の整備を重点的に進めており、主な完成工区としましては、東九州自動車道の開通に合わせて、須美江インター線、都農インター線、清武南インター線を開通しております。

今後とも、計画的・効率的な事業の推進に努めることとしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路建設課は以上でございます。

○坂元道路保全課長 道路保全課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の17ページから20ページですが、20ページの一番下の欄、道路保全課計をごらんください。当課の平成24年度決算額は、予算額216億4,609万1,000円、支出済額129億2,663万1,000円、翌年度繰越額76億3,957万2,000円、不用額10億7,988万8,000円となっております。執行率は59.7%で、翌年度繰越額を含めると95%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

恐れ入ります。17ページのほうにお戻りください。上から3段目、道路橋梁総務費ですが、不用額が522万円。これは、事故繰越した予算であり、現在、地権者を相手に契約履行を求めて訴訟中でありまして、裁判が長期化したことから、全額不用残となったものであります。

また、執行率が79.6%となっておりますが、翌年度への繰り越しを含めると99.8%であります。

次に、18ページの中ほどの道路維持費ですが、不用額が10億7,466万8,000円。これは、国庫補助・交付金事業費が確定したことによるもの、及び新燃岳の活動火山対策経費の不用額であります。

また、執行率が56.1%となっておりますが、翌年度への繰り越しを含めると94.1%であります。

次に、19ページの橋梁維持費であります。執行率78.5%につきましては、繰り越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の道路保全課のインデックス、274ページをお開きください。

まず、(2)地域交通の確保についてであります。表をごらんください。事業名は地方道路交付金で、右端の欄に主な実績内容等を記載しております。交通安全事業を初め舗装補修等の事業によりまして、歩道等の整備や道路施設の補修工事を行ったところであります。

施策の成果等でございますが、歩道等の整備については、通学路の緊急合同点検を踏まえ、通学児童などへの安全確保が課題となっております。このため、応急的に行えるものは、24年度後半から対策を進めており、引き続き交通環境

の充実に取り組んでいくこととしております。

また、道路施設につきましては、老朽化と補修工事費の増加が課題となっております。このため、施設の点検を実施し、第三者被害を防止するとともに、効率的な補修を行い、道路利用者の安全確保に努めているところであります。

次に、275ページをお開きください。

(3) 連携・協働による魅力ある地域づくり、みやぎきの道でつなごう地域の絆プロジェクトであります。これは、県が管理する道路において、県民との協働による道路環境の保全活動を推進するものであります。

主な実績内容等ではありますが、道路美化活動に取り組んだ団体への用具等の支給や、道路愛護に関する研修会などを実施した団体に経費の一部を補助したところであります。

施策の成果等ではありますが、地域住民等が行う道路美化活動への参加団体は年々増加しており、道路愛護思想の普及啓発が図られたと考えております。さらに県民への周知に努め、県内各地において道路愛護活動の取り組みが拡大するよう取り組んでいるところであります。

続きまして、276ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。表の上段の公共道路維持であります。

主な実績内容等にありますように、一般国道災害防除事業を初め、これらの事業によりまして、国道の防災対策等を行ったところであります。

277ページをごらんください。

施策の成果等ですが、重点的に整備を進めている緊急輸送道路16工区で落石防護柵等を行ったところですが、未対策箇所が多く残っており、計画的に対策を行う必要があると考えております。

引き続き、防災対策を進めるとともに、長寿命化修繕計画に基づき橋梁補修を行うなど、緊急輸送道路の機能確保に努めているところであります。

続きまして、278ページをお開きください。

(2) 交通安全対策の推進であります。

まず、表の上、人にやさしい沿道環境整備であります。

主な実績内容等としまして、簡易歩道の整備やガードレールの設置などを行ったところであります。

次に、その下の県単道路維持であります。

主な実績内容等としまして、県が管理する国道16路線、県道199路線におきまして、路面、のり面、安全施設等の日常的な維持補修を行ったところであります。

279ページをごらんください。

施策の成果等ですが、歩道等の整備につきまして、通学路の緊急合同点検を踏まえ、応急的な行える簡易歩道の整備など、24年度後半から実施しております。

また、道路の維持補修につきましては、道路のパトロールを行うなど、適切な維持管理を行い、道路利用者の安全確保に努めているところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

道路保全課につきましては以上でございます。

○直原高速道対策局長 高速道対策局でございます。よろしく申し上げます。

まず、当局の決算について御説明いたします。

委員会資料、飛びまして、46、47ページをご

らんください。

まず、高速道対策局の計でございますが、こちらは47ページ一番下の段の高速道対策局計をごらんください。当局の平成24年度決算額は、予算額24億5,280万9,000円、支出済額24億5,217万263円、不用額63万8,737円、執行率は99.9%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上、あるいは執行率が90%未満のものについては、該当ございません。

次に、主要施策の成果についてです。

報告書、こちらも飛びまして、高速道対策局のインデックス、309ページをお開きください。

経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通ネットワークの整備・充実についてです。

中段の表の施策推進のための主要事業及び実績をごらんください。

まず、1段目、高速道路網整備促進については、高速道路網の早期整備に向けて、各種大会及びシンポジウム等の開催や、国及び関係機関等への要望活動を実施したものであります。

次に、2段目の東九州自動車道用地対策については、西日本高速道路株式会社から用地事務及び用地測量調査等事務を受託したものであります。

次に、3段目の直轄高速自動車国道事業負担金については、新直轄方式で整備する区間に係る県の負担金であります。

続いて、下段の表、施策の進捗状況についてであります。

東九州自動車道の整備であります。平成24年度末におきまして54%の整備率となっております。

続いて、次のページ、310ページをごらんください。

施策の成果等について御説明いたします。

まず、中段の表をごらんください。

各種大会や要望活動数の実績ですが、平成24年度は合計65回行いました。

続きまして、下段の表をごらんください。

用地取得進捗率の推移ですが、清武～北郷間、北郷～日南間を残して、ほかは全て100%の進捗となりました。

東九州自動車道につきましては、平成24年度に5区間が開通し、今年度は「日向～都農」間の開通によりまして、県民の悲願でありました「延岡～宮崎」間が高速道路でつながることとなります。

一方、本県には、東九州自動車道の「日南～志布志」間や、九州中央自動車道の「蘇陽～高千穂」間など未事業化区間を初めとして、事業推進を強く求めていくべき区間が数多く残されております。

今後も引き続き、隣県や市町村等と連携し、国や関係機関に対して、予算の確保や重点配分を訴えていく必要があると考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

高速道対策局は以上でございます。

○黒木主査 説明が終わりました。

委員の皆さんで質疑はありませんか。

○中野委員 二、三、お尋ねいたします。

まず、県土整備部のこの監査の件ですが、この収入印紙にまつわる指摘事項とか注意事項、毎回、この土木だけじゃないんですけれども、その消印の方法が適切でなかったというような指摘ですよね。今回は、特に県土整備部も指導すべき管理課もあるわけですが、抜き打ちで監査があるわけじゃないわけですから、こういう

ものは、ただ印鑑の課長がつくばっかり、担当者がつくばっかりですが、どうにかならんもんですかね、指導する立場として。

○**郡司管理課長** 毎年のように、この件につきましては指摘、注意等を受けておりまして、本当に申しわけないと思っております。

これにつきましては、いわゆる押印のやり方、紙面、台紙と証紙の彩紋にかけて消印を押すというやり方が、なかなか行き届いてないということで、そういったモデル、こうやって押すんですよというのを、その台紙の頭のほうにつけてまして、趣旨を徹底するように図っているところでございます。

以後、十分注意したいと思っております。

○**中野委員** 指導してください。

それから、この資料の8ページですが、ちょっと説明を聞き漏らしましたが、ここに不用額が1億3,490万ありますよね。そのうちで、この給料等にかかわるものがそのほとんどですが、これは補助、何とかの振り替えだと言われたんですが、何に振り替えたということでしたかね。

○**郡司管理課長** 人件費につきましては、いわゆる純県費で支払う人件費というものと、補助公共事務費の中で支払う人件費という2種類ございまして、補助公共の人件費のほうに振り替えたということでございます。純県費のほうから補助公共の人件費のほうに振り替えた。

なぜ、このようなことを行いますかということまで、ちょっと御説明させていただきますと、公共事務費に振り替えますと、まず、起債が可能になってくるということで、いわゆる一般県費の持ち出しが少なくて済むというメリットがございます。

それと、なおかつ、公共事業の事務費でございますので、後年度、交付税措置の対象になる

ということで、いわゆる経費を抑える、県費を抑えるという意味で、こういった作業をさせていただいているところでございます。

○**中野委員** それで、不用になったけれども、補助公共の人件費で賄ったという、それはどこを見れば、これは証明できるんですか。

○**郡司管理課長** 補助公共の人件費でございますので、これは各課の事業の中に人件費という項目がございますが、この中に入っているということでございます。例えば、道路建設課なり河川課なりの事業の中で、人件費、給与とかがございますが、こういったところに入っているということでございます。

ちょっと例で申しますと、15ページをお開きいただきますと、ここには道路新設改良費ということでございますが、ここに給与、職員手当等がございますけれども、こういったものに振り替えをさせていただいたということでございます。

○**中野委員** この例でいきますと、予算額と支出額が同額ですよ。ここに振り替えたって、振り替えられたのは、どこで、どんなふうにかかれるわけですかね。

○**郡司管理課長** 人件費につきましては、管理課のほうで純県費の人件費、それから補助公共の人件費としまして集中管理をしておりますので、いわゆる純県費のほうで残を出す。それから、補助公共のほうでは執行が残らないような形で整理をさせていただいているところでございます。執行残が残らない形で整理をやるということでございます。

○**中野委員** よく説明がわかりませんが、各課ごとのは100%消化して、そしてここが不用という、不用額に上がれば、何か給料を払わなかったようにしか思えないんですよ。この表の見

方が、私はちょっと理解できないというか、理解力が足りないところですが。たまたま、この例にとったところは何で給料が、当初の予算額どおりに支出しているのに、何でここを例にとられたんですかね。その例にとられのはどこに、不用になったものが、どこに、どんなふうになるわけですかね。

○郡司管理課長 済みません。わかりにくい説明で申しわけございません。

いわゆる振り替えと申し上げましたけども、補助公共のいわゆる事務費、大体5%ぐらい、補助公共事業費の中に事務費というのは入っておりますけども、この2月補正の段階、最終的な補正の段階では、まだ、この補助公共の事務費自体が固まっていないという状況でございまして、その時点では事務費に不足がないように予算は確保しているんですけども、年度末には、そういった事務費の額が確定してくるということで、補助で支弁できる人件費が増額できるというのが、最終、3月末に確定するというところで、要するに事務費で浮いた部分、使わなかった部分について、その部分については人件費で充てたということでございます。

○中野委員 私は、どうも説明が……。そうすると、もともと過大に、各課には予算額は計上してあるわけですかね。

○郡司管理課長 人件費につきましては必要額を計上してございまして、例えて言いますと、先ほど申しましたように補助公共事業の事務費の中で、例えば需用費として使わなかった、いわゆる事務経費として使わなかった部分を人件費に充てたということで、人件費そのものに残が出てくるという形になります。

○中野委員 どうせ、説明しても……。この数字が振り替えた結果が出てないのに、不用とい

う書き方が、私はどうも……。まさか人件費の不払いはなかったと思うんだけど、何でこんな多額の、1億を超えるお金でしょ、トータルすれば、1億4,000万ぐらいですよ。そんな多額のお金が不用となるもんだから、幾ら補助公共事業で起債に絡んで云々じゃろうけど。ここは、いつもこういうやり方になるんでしょうと思うんですがね。

○郡司管理課長 例年の経理として、こういうやり方をとらしていただいておりますけども、再度、ちょっと御説明させていただきます。公共事業費につきましては工事費と事務費というのが入っております、いわゆる補助公共事務費につきましては、道路・河川・砂防事業ごとに一括経理ができるという形になっておりまして、各事業課のほうでは、いわゆる事務費を管理課のほうに分任をしております。それで、管理課のほうからは、各課から分任を受けた事務費を本庁と出先に分けて執行しておりますけども、人件費につきましては、先ほど申しましたように補助公共県単問わず、管理課で集中管理をしているという状況にございまして、そういった事業費等の充てる予定だった経費があいた分につきましては人件費を充てるということで、県単のほうの人件費が不用額になるような経理をさせていただいているということでございます。

○中野委員 とにかく、県土整備部では、この1億四、五千万というお金は不用ということで処理されているわけですがね。

○鈴木県土整備部次長(総括) 補足をさせていただきますと、まず、人件費相当は前年度の12月現在の人員相当で、一応、土木総務費、これは県費なんですけども、当初予算は一括、そこに計上するというところでございます。先ほど管

理課長が説明しましたとおり、当初、一括で計上するものですから、先ほどの公共事務費の中で、そういう人件費を見れるということになりますので、その見れる分を公共事務費のほうに持っていくと。その後の差額が、こういう形で不用額と。これ、県費の分なんですけども、そこで出てくると。そういう作業をしているということでございます。

○中野委員 結果的に、この不用額と計上されたものは、不用だから要らなかった、余ったということですよ。

私が思うのは、いつも、この予算を立てるときに、宮崎県の基金は枯渇するから云々ということの説明。だから、簡単に言や、節約せんないかと。すると、決算になれば、また基金は、ぽんともとに戻っているわけですよ。不用額とかこういうものがあって、そうなるんだと思います、使う必要はなかったということですから。何かごまかされているような気がしてならないですよ、こういう数字のあり方で。

○鈴木県土整備部次長(総括) 先ほどの基金の話につきましては、みんな節約をしたりとか、いろんな有利な補助事業を持ってきたりということで、不用残が出てきます。それについては、基金のほうに戻したりということは、実際やってるんですけども。

先ほどのお尋ねの人件費については、この分が不用だということじゃなくて、財源対策として、当初、組んだ一般県費の分を公共事務費のほうで見れるようになったので、そこで移しかえたという作業をしているということ、全額、これが不用になったとかいうことではないということでございます。

○中野委員 よくわかるんですよ。わかります。わかりますから、もうこれ以上は質問いたしま

せんが、何か見えづらいような気がしてなりません。財源対策上、必要だったんだろうと思うし。基本的には不払いが——今どき、不払いはないけれども、そういうことがなければいいんですよ。そういう財源対策で、起債のあり方や云々でそういうことになるんでしょうね。

○押川委員 関連で。私も今、思ってたんですけど、この土木総務費の1億3,495万3,594円を、後のページの給与10ページも、そのほかの給与関係は全て予算額と支出額が一緒になるんですよ。

だから、この部分で、今言われたように、補助公共費の中の人件費を戻すという形で、当初から1億3,400万円余は不用として、もう持つておいて、最終的には職員の給与に充てるということなんですか。全部、さっき例が挙げてない部分も給与が一緒になってくるんですわ。

だから、この1億3,400万円余が、全てその給与にまた変えられてなるということになるんですか。この見方が、私もこの不用がちょっとわからんとですよ。

○郡司管理課長 給与につきましては、今、押川委員がおっしゃったのは、その他の課の給与等は全部ゼロになってて……。

○押川委員 先ほど課長が例示で挙げられたものと全て、今、説明があったものの給料は合致するんですか。

それだけの部分の使い方の公共事業、補助公共としての使い方を、ちょっともう1回、教えてもらおうとわかるとこだと思うんですが……。全部一緒になってます。

○郡司管理課長 人件費そのものは管理課のほうで一元管理をしております、要するに補助公共の人件費につきましては、残が出ないように調整をして、要するに余った分は全部、管理

課のほうにまとめているという見方をしていただけののが、一番わかりやすいかと思います。

それで、これは余ったという表現よりも、補助公共事務費につきましては、5%は事務費として使えるという枠がございますので、仮に役務費とか需用費、使わない部分が出た場合は人件費に充てるという作業で、そうしますと県単の人件費のほうが浮いてきますので、この残が出るという形になります。

○押川委員 こちらのほうは、きれいと整理をして、こちらのほうに、今言うように、使い勝手があるかどうかは別としても、そういうことで充当されるということですか。

○郡司管理課長 そういうような作業をすることによるメリットというのが——補助公共事務費で人件費を充てることによるメリットというのは、先ほども言いましたように補助公共の場合は起債措置ができるということ。それと、起債措置をした場合については、後年度の交付税の措置があるというメリットがございます。

○中野委員 いずれにしても、不払いがない中で、こういうふうに行われているということは、起債のことやら云々で、ひょっとすると補助がないかもしれないということで、こっちの管理課のほうでも計上しているということだと思っただけですけども。余計に計上しちよったということには間違いありませんよね、不払いがないわけですから。

○郡司管理課長 人件費は、当然、不払いはできませんけども、余計に計上をしていたというわけではなくて、人件費は、当初、必要額を計上いたしますが、要するに、ほかの、例えば需用費であるとか役務費であるといったものを人件費に振り替えた結果として、人件費の残が出たということでございます。

○中野委員 そう言われると納得はいきませんが、いいですが。節約ということで、いいでしょう。

それから、別紙資料のことでお尋ねしたいと思うんですが、ここの翌年度への繰越金、Cの370億、これは例年どおりですか。

○郡司管理課長 翌年度の繰越額、約370億でございますが、これは例年よりも多うございます。例年だと、繰越額が大体200億前後、昨年ですと205億といったような金額でございまして、これはやはり国の緊急経済対策の分が上乗せされたということでございます。

○中野委員 それで、この繰り越し理由の国の緊急経済対策、国は1月何日でしたか、これを出して、2月の定例議会で補正を組みましたよね。それを組んだから、組んで、そこで執行したから、もともとの370億という当初の予算は使う、それともまた使う必要はなくなったということで繰り越されたというわけではないですね。

○郡司管理課長 この370億という繰り越しにつきましては、冒頭、部長が御説明させていただきましたように、24年度の当初予算の分の繰り越しというのが約176億程度でございます。それと経済対策分が187億程度でございますが、通常分につきましては、やはり工期等の不足、あるいは関係機関との協議に時間を要した。それと、経済対策分につきましては、どうしても補正の時期からして工期がとれなかったということで、次年度に繰り越して執行させていただくということで、今、発注を続けているところでございます。

○中野委員 うまく振り替えたちゅうわけですね。もう、当初、計画のものはきちんと予算も計上して、設計もびしゃっとしているから、約

1年間で補正予算は執行せないかんから、そっちから済まして、あとまた新年度できちんと計画を立ててする分のほうは当初予算か、前年度の翌年度まで使えるから、そういうことでいこうということで、されたちゅうことではないですかね。

結果的には、翌年度に繰り越した、この絡みで繰り越した180億も、経済対策があったからということで早目にその予算を執行したという、そっちのほうで執行するようにしたというのも、その予算を執行する期間ちゅうのは、残り1年しかないちゅうことですよ。どうも、その辺がしっくりといかない気がします。

というのが、これは農政サイドですけども、西諸と北諸が応札者がないということで、その対策を今、一生懸命しつつあるところなんです。それも、パイプライン工事には、ほとんどが、この緊急経済対策の事業が多かったようにしたけれども、なかなかこの応札者がいないような状況ですが、農政はこういう形を、県土木がしたような方法をとっておけば、何かきちっと整理できたんでしょうか、農政のことを聞いて申しわけありませんが。

○郡司管理課長 農政水産部のほうでは農業用パイプラインの工事について、かなり苦勞されているというお話はお聞きしております。

農政もそうなんですけども、県土整備につきましても、この370億の約半数が緊急経済対策分ということで、2月補正で議決をいただいた分でございますので、ほとんど繰り越しまして、本年度発注をかけておりますが、繰り越し事業でございますので、本年度中に完成をしなければいけないという制約の中で事業を実施しております。

また、発注量が非常に多いということで、工

事によっては入札不調が発生しつつあるという状況もございます。

○中野委員 だから、この緊急対策のものとか、24年度のこの繰り越したお金とかありますよね、これは来年の3月31日までに全部終わらんないかんわけでしょう。そういう中で農政は、北諸、西諸で応札者がないということで、七転八倒しておりますけれども。せっかくの予算が市中に流れんわけですよ。アベノミクスというけれども、その効果が、公共事業は公共事業云々ということで批判はある中で、その公共事業も完全に執行できないとなれば、宮崎県内における経済対策なりが不調に終わると、そして景気が回復しないということになりかねないことですよ。

それで、ここは県土木だから、そういうことで緊急経済対策で繰り越した約180億というものは、さっき言われたけど、スムーズに3月31日にまでには、大体100%ぐらいは完全に執行できますか。

○郡司管理課長 繰り越しにつきましては、特に経済対策ということで、年度当初から発注をかけておまして、繰り越し分につきましては8月末で大体80%ぐらい発注済みでございます。残りにつきましては、恐らく9月末では9割ちょっと超えるぐらいにいくんじゃないかということで、年度内には完全に執行できるものと考えております。

○中野委員 当初、農政もそうだったと思うんですが、90%はそれを全部発注してというような、課長も6月かどっか、この委員会で説明されましたよね。それはどうですか。発注は90%台に乗るんですか。

○郡司管理課長 ちょっと農政水産部の発注状況については……。

○中野委員 農政と言ってしまいましたが、県土整備部はどうですか。

○郡司管理課長 県土整備部の繰り越しにつきましては計画どおり執行しておりますので、年度、上半期で大体9割ぐらいは発注できるということ、それと下半期に残りを発注していくということで、順調に執行はできるものと思っております。

ただ、一部の工事につきまして、工事量が多いものですから、発注時期によっては、なかなか応札者がいない工事もある可能性はあると思います。そういったものにつきましては、工事発注時期の工夫等によって対処することになると思います。

○中野委員 今、決算でこういう質問は、ちょっとそぐわないかもしれませんが、今の繰り越しは、さっき質問したとおり、100%に近いものを消化してもらわないかんとですよ。この25年度の当初予算も含めて、90%ぐらいは発注するということがなかったんですかね。そのことをお聞きしたつもりやっただけです。

○郡司管理課長 当初予算につきましては、現在、発注は進めておりますが、目標としておりますのは緊急経済対策分、特に経済対策について、総務部のほうからも、上半期で80%以上の発注をしてくださいというような指示もきておりますので、そういったことで経済対策分については発注されております。それと、25年度当初分につきましては、発注の主体は今後という形になってまいります。

したがって、一部、工期等が足りない工事等も出てまいりますので、これにつきましては、また2月議会で繰り越し等をお願いすることになると考えておるところでございます。

○中野委員 経済対策のみならず当初予算も、

例年200億ぐらいが繰り越しと言われたけど、できるなら、100%に近い消化するように努力してくださいよ。それはお願いしておきます。

それから、もう一点、報告書の278ページ、人にやさしい沿道環境整備、県単事業ですが、簡易歩道整備というのは、これは具体的にどういうことですか。

○坂元道路保全課長 簡易歩道整備ということではよろしいでしょうか。

現在の道路の中で、例えば路肩でありますけれども、そちらのほうにカラーの舗装と申しますか、それを引きまして、歩行者が通行しやすいといいますか、車に対しましては注意喚起を促すような、そういうふうな簡易的な歩道でございます。

○中野委員 カラーの線を引っ張るという意味ですか。今、白ばかりじゃなくて、赤やら、ありますよね、緑とか。ああいう、何か線を引っ張るということですか、カラーと言われたのは。

○坂元道路保全課長 道路の路肩は白いラインで引いておりますけれども、その外側と申しますか、そちらのほうに緑色とかでラインを引いて、注意喚起を促すということでございます。

○中野委員 なら、その程度のことの歩道整備ですか。

○坂元道路保全課長 歩道につきましては、本来であれば、車と歩行者と分離するというのが基本的な歩道の考え方なんですけれども、応急的に、どうしても交通安全対策をすると、必要があるというところにつきましては、今、ある道路幅員の中で、応急的に交通安全対策を行うというものでございます。

○中野委員 カラー云々と言われたが、わざわざ簡易歩道整備、そして区画線は別に書いてあったんですけれども。この簡易歩道整備ですよ

——今、道路で歩道がないところ、しかし、のり面が多い、たくさんあるところですよ。そういうところをL字型のものとかがありますよね、あれで立ち上げて、その分だけを歩道にしてくださいという要望がちょこちょこあるんですよ。私は、そういうのに対応するのが、簡易じゃないけれども、簡易歩道整備のことかなと思って質問したつもりだったんですよ。

その区画線のことは別途書いてあったので、そうじゃなかったということはわかりましたが、そういう要望が非常に多いのです、県単でもいいが、ちょっとしたL字何とかがあってありますよね、あれでするところがあっちこちありますので、できたらそういうもので、なるだけ安全対策云々というようなことを当初説明をされましたから、そういうことで、地域住民というか、子供を含め、その歩行者の安全対策を図ってほしいなと思うんですけどね。

えびの市ばかりかどうか知りませんが、こういうことが多いんですよ。のり面を生かして何とかやれば、このぐらいはできるかなというのをよく聞きますので、そのたびに土木事務所にはお願いしておりますけれども、ぜひそっこのほうは取り組みをお願いいたします。

○坂元道路保全課長 先ほど例としましてカラー舗装といいますか、路肩のラインのことだけ申し上げましたけど、今、委員がおっしゃいましたように、例えば道路の路肩がありまして、少しのりがついてて、少し構造物を入れることによりまして、L型を入れることによって道路付近が少し広がると、そういうことによって歩行区が広がるということも考えられます。それにつきましても対応できるというふうに考えております。

○井上委員 関連していいですか。同じ道路保

全課に、ちょっとお尋ねしたいんですけど。やはり同じところなんですけど、ガードレールの設置というのが書いてあるわけなんですけど、このガードレールの設置で木造を使ったものというのが、この予算額の中のどのくらいあるものなんですか。

○坂元道路保全課長 木製ガードレールということですね。過去には木製ガードレールでやったところはございますが、今回のこの中には木製は含まれておりません。

○井上委員 木製のガードレールは、何か不都合というか、そういうのがありますか。例えば、どうしても、こんな場所でないと、この木製は使えないとか、そういうふうな仕分けみたいなのをされているのかどうか、そこを聞かせていただきたい。

○坂元道路保全課長 まず、木製ガードレールと通常のガードレールを比較した場合なんですけれども、どうしても、まずコストが木製ガードレールの場合は高いというのがございます。通常のガードレールに比べまして、相当高いというのがございます。

あと、耐久性の問題というのもございまして、木製であれば、やはり通常の金属製に比べますと短いというのもございまして、使う場所につきましては、ある程度、限定して使っているところがあります。現在使っておりますのは、過去に使いましてのが、観光地につながる道路で、一部、木製のガードレールを使用しているところはございます。

○井上委員 今、国の公的研究機関の産業技術総合研究所で、流動成形の技術で金山先生がやっておられますよね。そういうので見ると、もともとあの方は金属をやっておられた方で、それで金属よりもかたく、金属よりも耐久性がある

ということも含めて研究しておられるんですけど。例えば、道路保全課がどうこうということではないのかもしれないけれども、今言われたことで残るとすればコストの問題なんでしょうけれども、これについて、例えば研究していくとか、そういうことについては、全然なしですか。

○坂元道路保全課長 今、県内、木製ガードレールを使った検証といますか、それも進んでいるというふう聞いております。

私どもはコストの面、これにつきましては、今後、研究していきたいというふうにお聞きしております。そのあたりがクリアできれば、また検討の余地もあろうかなとは思っておるところであります。

○井上委員 我が県がという意味ですけど、我が県は、そういう意味でいえば林業県で、そのことについては、再三にわたってずっと議論してきている内容なんですね。

私も、ちょっと課の役割がわからないんですけど、この技術企画課のほうで、そういう検討とかされたことはあるんですか。技術企画課は、そういう研究はしないのか。

○高橋技術企画課長 技術分野において、いろんな新技術、新工法があります。それについては、もう全て、今、県内で開発された材料とか工法、それについては、先ほどちょっと御説明しましたが、新技術、新工法のシステムを運用していきまして、新しくできたものについては、システムでPRしていくというような方法をとっております。木材についても、一緒に民間のほうで開発されたものについては、やっていくということでございまして、県のほうでどうか、技術企画課のほうで木材利用についてということについて、今のところ、現在では余り

やっております。

○井上委員 実は、私は実際行って、金山先生のお話とか聞かしていただいたんですが、やはり他県からは、いろいろな意味でアクセスされている部分が大変高いんですよ。それと強度とかってということに関しても、実際、品物を見せていただいて、私がさわったぐらいでわかるようなものではないかもしれませんが、科学的なデータからしても非常に精度の高いものだというふうに、実際思うんですよ。

一方で、私どもは木材の振興と、できるだけ早くたくさん使って、バイオマスもいいことなんだけども、一方では、その木材を本当に使っていこうというふうに考えたときに、県として、これが目に見えるということが、私は物すごく大事だと思うんですよ。そういうふうにシフトしているんだなということが、実際わかるということが大事だと思うんですよ。

だから、いつもこの予算書を見ながら思うんだけども、一方のところの部はそれを振興しているけども、ほかのところは全くそれに対して呼応していかないというのは、ちょっと私はまずいんじゃないかなと思うんですよ。

だから、県土整備部として、木材の利用、活用というのが、どんなことができていくのかという研究とか、それとか、そこに誰か人を派遣するとか。行ってみましたら、他県は非常に、先生に対してもアクセスしているところが多いけど、宮崎は全然していませんでした、県側から。やっぱりそういうのって、林業県でありながら非常に残念だなと思いながら見たんですが。

だから、圧縮して集成材とかをつくっているんじゃないんですからね。もう、工法そのものが全く別物なので、やっぱりもう少し研究していただいて、使っていけばいくほど、それが研

究されればされるほどコストは安くなってくるものだというふうに思うんですね。

それと、これぐらい投資してもいいのはいかという幅もあると思うんですよ。だから、宮崎県がどういう県であるかということアピールするためにも、幅を持って予算を使っていくということが考えられてもいいのではないかなというふうに、ここは思うんですね。

だから、それをどこでやるのかというのが、ちょっと私も……。それは部長が、やっぱりそこをきちんとリーダーとしてそうするのか、それとも担当課がするのか。それから、技術企画課のほうで少しそういうことについて——技術企画課の仕事って、すごくいいですよ。この課のことを、もう一回、後でよく調べてみたいと思っているとこなんですけど、おもしろい課ですよ、ここは。だから、その課が、そういうことも含めて担当していくのか。もう少し、県全体の施策に対して呼応していくような体制というのがあっていいのではないかなと思うんですが、それについて。

○高橋技術企画課長 先ほど、ちょっと説明不足でございましたけど、昨年、24年の11月に公共3部、環境森林部も含めまして、公共工事の木材利活用技術検討委員会というのを立ち上げてあります。その中で、先ほどのガードレール等も含めました県産材、木材の利用、あるいは道路、河川、砂防、それも全て含めました検討委員会というのを昨年から立ち上げて、公共工事に使えないかということで検討はしてきているところです。

○井上委員 例えば、農政水産部だったら魚礁はどうするかとか、まだいろいろあるんですが。だから、県土整備部としてどうするかという。

それと、もう一つ、建築廃材とか出るじゃな

いですか、それとの木質バイオマスとの関係はどうしていくのかとか。もちろん、そういうシステムにしておられるので、使っていただけるというふうに思うんですけど。

だから、全体的にシフトしているもの、県の施策に対して、県土整備部として、どうこれに呼応して、それを政策的な精度を上げて実効性のあるものにしていくのかということ、その積極性なんか、ちょっとこれを見ていると、予算がかかっている割に、そういうふうにしてシフトされてないというのが、非常に残念な感じ。総括のところでも申し上げようかなと思ったんですけど、たまたま中野委員から、そういういろんなお話が出たので、総括じゃなく、今、言わしていただくと、そういうことがちょっと気になるんですよ、これを見ていると。

○大田原県土整備部長 今、井上委員が言われた件なんですけど、先ほど技術企画課長も申しましたように、特に木材の利用につきましては環境森林部を中心に木材利用協議会とか——たしかあれば副知事がトップで、環境森林委員の部長さんが副会長とかでやっている協議会がございます。その中に私たちも入っていますので、その中で今言われたような新しい技術とか、そういうのをお互い共有しながら連携を図り、私たちも地産地消というのは、今、主眼に置きますので、その一番ネックになっているのが、やはりコスト面ですので、そこがいかにかダウンできるか、そこも含めていろんな協議を進めながら。

それでうまくいきますと、今度は、先ほど説明もありましたように、技術企画課が所管しております中の、この宮崎県新技術活用促進システム、ここに登録しますと、いろんな工事でもそれが使えるといたしますか、その可能性が広がっ

ていきますので、そういうのをいろんな関係部局と連携を図って、今後また検討を進めていきたいというふうに考えています。

○井上委員 ありがとうございます。

実は行ってみましたら、国から、その研究所の予算がどんどん少なくなっていく可能性というのがあるわけですね。うちのように林業県だと、その研究というのは、ずっと続けていただきたいし、やっていただかないといけない。今後、一番しようとしなければいけないのは、そういう山の木であったり——なぜ、使ってもらいたいかという、また再度、植えたいからですよね、循環していきたくらいなんですけど。

そういう意味からいったら、今度、林活議連で、ぜひ、金山先生を呼んでいただくように緒嶋会長には言っておりますので、そのときにもおいでいただいて、お話を聞いていただくといのかなというふうに思います。ぜひよろしくをお願いします。

高速道路の関係のことですが、ちょっと細かいことで恐縮なんですけど、用地取得の進捗状況の推移のことで、清武～北郷間と北郷～日南間のことなんですけど、清武のほうからいうと、21年からパーセンテージが変わってない。そしてまた北郷のほうも、そうなんですけど、これは同じような形で、同じような方が反対しておられるとか、用地取得ができないとか、そういう状況ですか。

○直原高速道対策局長 御質問ですが、清武が21年以降進まないというのは、委員のおっしゃるとおりで、同じ方が片づかないので——もう99.ウン%というところまではいつているんですけども、残られている方がいるということです。

北郷～日南についても、だんだんそのようになりつつあるという傾向でございます。

○井上委員 これは市町村のほうとの連携というか、その連携は十分にとっておられて、本当に理解していただけるように、理解していただけるようにということは、市町村も含めて、これはやっておられるんですかね。どうしてもここがクリアできないというのが、金額面だけでなく、何かほかにあるのかどうか、そこあたりは。

○直原高速道対策局長 いずれも98%とか99%とかいう数字ですので、単純な話でいうと100人に1人か100人に2人という、そういう形になってくるんですが。それも委員のおっしゃられるとおりでして、ほとんど金額というよりは、もともと行政に対しての不信をお持ちだとかいう場合もありますし、あとは一般的なお話として、反対しているわけではないんだけど、相続人が多数にわたっていて、もう4代も5代も前の方までさかのぼるととれないとか。

それとか、あと一般的な例で言いますと、戦前の法体系が違っていたところに、そのころは郡とか——今ですと、こちらですと何郡があるんでしょうか、郡とかありますけども——が役場を持っていたときに、そういう郡が役場で持っていた財産が、今かかったとか、そんなような、ちょっと整理のしづらい事例があったりすることもあります。

こちらについては、最後の最後まで、先ほどお話ありましたように市町村、それとこの清武～日南の場合ですと、国土交通省さんのほうで用地の職員の方が当たるのと、地元の市町村のほうの担当の方にも御協力をいただきながら、地権者のほうに御理解いただいたり、また、法的な整理とかもしていただいたりするんですけども、それでもかなわない場合には、やはり土地収用という制度を活用しながら、これを100%

に持っていくというのが一般的な仕事の進め方となっておりまいます。以上です。

○井上委員 できるだけ100%にさせていただきたいわけですが。だから、そういう意味では、いろんなところで聞く話だと、どうしても行政に対する不信感みたいなもの、それを拭うための対応をしっかりとやっていただいて、100%させていただきたいというふうに思います。

それと、いつもうちに委託されるのは、もう全てが決まった後じゃないですか、用地についても。この方向で、ここをやりますよというのが、国が決めてから。この前の委員会でも、ちょっと申し上げましたけど、できるだけ早く全体像を我が県が描きつつ高速道を通すというのがないと、後々で、こうしとけばよかった、こうすればよかったっていうのが、一番私はまずいと思うんですね。

だから、先ほども何度も申し上げましたが、県が観光振興とかって言っているのに、高速道路だけは、ただ車が走るだけの道路にしてしまうっていうのは、ちょっとそれはまずいと。

だから、観光振興のために役に立つ、物流に役に立つ、いろんな意味での、そういう県の施策に対してリンクしていないと。車が通るだけの道路なら、私は高速道なんかつくらんでも、下を走ってもらって、どっかそこ辺で、いろんなところで休憩してもらったり、何か物を買ってくださったほうがいいなと思うぐらいあるんですよね、実際は。

だから、そこを、やはり、この平成24年度で、その意味での反省点ってなかったのかどうかです。そこは、ちょっと聞かしていただきたいところなんですよ。

○直原高速道対策局長 そういった高速道路を初めとする道路の計画に対しての組み方、それ

が以前とだんだん変わりつつあります。

それで、ここ何年かの話なんですけど、まさに委員がおっしゃられたような地元のニーズとか、それとか地元がどういう地域を目指しているのかといったような事柄、あとは地元のお住まいの方々、個人の方がどんなふうに捉えているのかというようなことも道路の事業計画に盛り込めるようにというようなことを、最近、盛り込んできております。

その端的な例としましては、例えば、今、日南から志布志の間の計画段階評価という事業プロセスを経ているところなんですけど、これは事業計画が決まる前に、地域の特性や地元の方々の考え方などをくまなくお聞きした上で、それと計画が固まる前に、それを地元の方にもお見せし、県庁もそれを聞きおいておるんですけど、そういったことを事前にお知らせいただいて、皆さんに納得いただけるような、それと地域の将来像にかなったような道路計画になるようにということの、そのプロセスを経るようになりました。

これは、同じように九州中央道の蘇陽～高千穂間においても、現在、その段階の作業を進めているところでありまして、これから進められていく道路事業の計画については、そういった手法をとっていくことが、もう法律で定められておりますので、それを経た上で事業計画の決定という段階に入っていくということになっております。

確かに、今までの事業計画については、なかなかきめ細かい部分まで拾い切れなかったところも——宮崎県ではないかもしれませんが——全国を見ますと、あったとも聞いておりますので、そういった反省の中で、道路行政も変わりつつあるということをお知らせしておきたいと

思います。以上です。

○井上委員 私が一番望むことってというのは、どう早く情報をつかむかだと思うんですよね。どう情報を早く、決して大会とか要望活動をしなくていいというふうに言っているわけじゃないんですよ。それよりも増して必要なのは、うちの東九州自動車道全体、それから私どもの欲しい中央道とかの情報をどう早くつかむかなんですよね。だから、副知事が国土交通省から見えたってというのは、それはオーケーなんです、私からするとオーケーなんですよね。

だから、情報をどうやって早くとって、それに対して、どう早くうちの県が動くのかっていうことなんです。国を動かすということも大事だし、その情報を早くとるということも大事だと思うんです。それをどうやって、やっていただけるのか。ここが一番、私は気になるところです。あとは、事務的なことなら、事務的なことは職員一丸となって一生懸命やっていたらいいと思うんですけども、早く情報をとって、そして我が県にとって、こうしたほうがいいということをいち早くアピールするか、そういうことができないとおくれる。ただ、道路だけができる。それは、もう本当に残念だなというふうに、実は思うんです。

だから、いかに情報を早くキャッチするか、そして、それに呼応して、どう早く動くかということができないと、いまいち、宮崎県はそこがちょっと足りないのではないのかなというふうに思います。24年度、どんなふうに動いて情報収集をされたんでしょうか、聞かせてください。

○直原高速道対策局長 24年度のお話をされると、なかなか私もつらいところが——25年度から参りましたんで、つらいところがあります。

今、私が心がけていることとして申し上げさせていただいて、お答えにかえさせていただこうと思いますが。

もうそれは端的に言って、その情報をお持ちの方のところいろいろと足しげく通う、もしくはお問い合わせをするということに尽きると思います。

ただ行けばいいというだけではなくて、やはり高速道なら高速道で携わっている県の側も考えて考え抜いて、だけどもこういう疑問があるんだけど、それとか、だけどもこういう考え方もあると思うんだけどという、私どもが考えて、それをまた投げかけてという、そういう地道な取り組みが、早く情報をつかむという秘訣ではないかなと、私どものレベルでは思っております。

それともう一つ、やはり何といっても欠かせないと思いますのが、政治の世界で御活躍されている方々は、やはり私どもよりもはるかに新鮮な情報というんでしょうか、もとの情報をお持ちでありますので、そういった方々の御協力も仰げますと、より効果的に情報がとれるのではないかなという面もありますが、それは私どもで申し上げるということではありませんので、このところにしておきたいと思います。

○井上委員 ぜひ、努力をお願いしたいと思っています。

それと、うちは細島港を生かすことってというのが、これからの本当に大きな課題だと思うんです。だから、高速道、中央道をつくるというだけではなく、それと、どう細島港とつなぎ、どう物流を変えていくのかということがないと、私たちは、じゃあ、志布志港にずっと負けっぱなしかよってという話になってしまうので……。

だから、我が県にあるものを最大限に活用す

るためにどうしたらいいのかっていう意味でいえば、そこをしっかりとやっていただかないと、予算をかけた分の意味がないではないかというふうになってしまうので。ぜひ細島港のことを考えれば、高速道の中央道のありようっていうのも——報告はあんまり中央道についていただいたことはないけれども——動きというのをもっと敏感にキャッチしてもらいたいというふうには思っています。

○大田原県土整備部長 この高速道関係、非常に情報の収集というのが難しいんですが、私たちも今、東京事務所を基地にしまして、そこから国交省等、足しげく通い、そしていろんな情報収集に努めております。

あわせて、本省、それと私たちも今度は整備局のほうに、高速の局長のほうにも行っていただきまして、いろんな情報収集に努めますとともに、今回の例でいきますと、先ほど局長が話しました、串間でありました、計画段階評価のためのオープンハウスというのをやりました。それには、600名の方が参加しているんですね、串間市の方が。そこで、いろんな説明と意見も申したかと思しますので、うちが情報収集すると同時に、そういういろんな、今度は国のほうから発信する機会、そういう機会がありましたら、地元の住民の方もそれに参加して、いろんな自分たちの意見を出す、述べる、そういうことが非常に大事じゃないかなというふうに考えております。

それとあわせて、今、お話にありました中央道が開通したあかつきの細島港の利活用とありますか、これにつきましては、いわゆる総合交通関係が全体をネットワーク、陸路、海路、今度は空のほうも出てくると思います。そこらをうまく連携を図る必要があるかと思っております。

で、私たちも総合交通課、他部局になりますが、そこを初めいろんなところと連携、それと今度は、いわゆる工業関係、どこにそういう振興を図るかというところもありますので、関係する部局とは綿密な情報共有、それをしながら、今後ますます進めていく必要があるかなということを実感しているところです。

○井上委員 昨日、商工観光労働部から、観光関係の入り込み客数のデータをいただいたんですけど、外国人の方がいらっしゃると購買意欲っていうのは物すごく高く、いろんなものを買っていただいて経済的波及効果って高いんですね。

だけど、じゃあ来年、25年度に細島に来るか、宮崎港に来るのか、そういうのを考えたときに、カーフェリーの問題だったりいろんな問題だったりすると、単に総合交通課が問題なんじゃなくて、観光振興のところの問題じゃなくて、港の問題っていうのは物すごく大きいと思うんですね。

だから、そういう意味でいうと、県土整備部が高速道を通す、いろんな意味での本当に基本的な、基盤的なところを一番やっておられるので、そういう意味での政策的な連携というか、それを十分にとっていただけたらと思います。ありがとうございました。

○外山委員 高速道路について、ちょっと引き続いて。

いよいよ、あと2年後に北九州から宮崎までずっとつながるわけですけども。蒲江からずつと通ってきて、今、日向と都農間が未開通ですが、ここを走って気がつくのは、サービスエリアがないんですね。日向と都農の間はどうか、ちょっと私、わかりませんが、やっぱり利用者の利便性はもちろんです。宮崎の

いろんな物産がありますよね。そういうものを見てもらう、買ってもらう、そういう場所が、どうしても、この高速道路に必要じゃないかなと。

九州自動車道を行きますと、人吉から福岡の間に幾つか大きいのがあって、非常に人が寄っていますよね。そういうことを考えたときに、これはもちろん国直轄もあるし、西日本高速がつくる分もあるんですけども、そういうサービスエリア——川南に広いスペースにちょろっとした、本当に小さいのがあるんですが、あんなもんじゃしょうがないし。こういうサービスエリアに関して、県のほうから西日本高速等に要望等はしておられるんでしょうか。

○直原高速道対策局長 私どもも、委員のおっしゃられるような御心配を同様に感じておるところでございまして、この夏ぐらいからですけども、国土交通省、それとNEXCOのほうに投げかけつつ、何かしらの改善ができないのかというようなことをお話は差し上げているところですよ。

ただ、やはりどうしても、その採算性のお話とかがあったり、それとか、お客さんがそんなに今のところ、現実にないところで出店していただける方をどう探すのかという問題も、まだまだ課題としてはあるんですが、まさにおっしゃられるとおりのことです。もしも、県内の高速道路の中で物販ができたとか、あとは飲食とかも提供できたりとかいうようなことが活発になれば、本県の経済もそうですし、イメージもそうですし、観光の振興ということも含めて、かなり期待の持てる分野だと思っておりますので、その辺はきょう、いただきましたお話も含めまして、今後とも働きかけてまいりたいと思います。以上です。

○外山委員 タイミング的には、もうぎりぎりだと思うんですね。ですから、今の話のとおり、強力に、また要請をお願いしておきます。以上です。

○黒木主査 ほかに質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、それでは以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

○黒木主査 それでは、分科会を再開いたします。

これから、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

平成24年度の決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後にお願ひします。

○東河川課長 河川課でございます。当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の21ページからでございますが、済みませんが、まず、26ページ、お開きください。

一番下の段の河川課計をごらんください。

当課の平成24年度決算額は、予算額225億4,370万4,000円、支出済額130億3,857万2,958円、翌年度繰越額93億7,668万2,000円、不用額1億2,844万9,042円、執行率57.8%で、翌年度繰越額を含んだ執行率は99.4%となります。

次に、目の執行残が100万円以上、執行率が90%未満のものについて説明いたします。

戻っていただきまして、21ページをお開きください。

まず、3行目の(目)河川総務費であります。執行率は79.4%となっております。これは、ダム施設整備事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、22ページ、中ほどの(目)河川改良費であります。不用額が4,794万4,278円、執行率は53.9%となっております。不用額の主なものとしましては、都城市の丸谷川における災害関連事業に関連して、市から受託した橋梁かけかえ工事の事業費確定や、国の直轄事業における事業費の確定に伴う執行残であります。また、執行率につきましては、広域河川改修事業などの翌年度へ繰り越しによるものであります。

次に、23ページをお開きください。

中ほど下の(目)海岸保全費であります。執行率は19.8%となっております。これは、公共海岸事業を翌年度へ繰り越したことによるものでございます。

次に、24ページの(目)水防費であります。執行率89.8%となっております。ダム施設管理事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、25ページをお開きください。

(目)土木災害復旧費であります。不用額7,989万8,219円、執行率は69.8%となっております。不用額につきましては、事業費確定に伴う執行残でありまして、執行率につきましては、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について、主なものを説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書のほうをごらんいただきたいと思っております。河川課インデックス、280ページでございます。

(2) 良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

主な事業及び実績であります。まず、表の2番目の河川パートナーシップであります。これは、自然豊かな河川空間を地域に生かし維持するために、県民と行政が協働して堤防の草刈りを行うもので、483の団体に参加していただいているところであります。

次の改善事業、「県産木材等を活かした宮崎らしい多自然川づくり」であります。

先ほど井上委員からの質問に関連する部分でありますけれども、森林や河川の環境を保全するため、県産木材を活かした河川工法を実施する県内15河川、16カ所の整備箇所選定を行ったところであります。今年度より、順次、工事を進めることとしております。

次に、281ページをごらんください。

施策の成果等であります。

河川などの美化清掃を行う愛護ボランティア活動の延べ参加人員につきましては、下の表の活動の状況ですが、ここにありましており減少したものの、その下の表、河川パートナーシップ事業への参加団体数の状況ですが、平成26年度の目標が460団体と考えているんですが、現在、483団体と大幅に増加しております。

また、河川愛護に関するシンポジウムなどを開催することで、県民の河川愛護の意識向上が図られているところでございます。

これまでの官民協働による河川・海岸の環境保全の取り組みによりまして、県民の河川・海岸愛護意識は着実に高まってきましたが、なお一層の愛護意識の醸成を図るため、今年度から実施いたします「次代へつなげよう！魅力ある川・海づくり事業」により、引き続き、県民の皆様とともに、魅力ある川づくり・海づくり

に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、282ページをお開きください。

(1) 安全で安心な県土づくりであります。

まず、広域河川改修であります。

これは、平成17年の台風14号などにより浸水被害を受けた耳川ほか8河川におきまして、河道掘削や築堤などの整備に取り組んだところがあります。

次の水防災対策であります。

台風などで浸水被害を受けた五ヶ瀬川ほか3河川におきまして、輪中堤の整備や宅地のかさ上げなどを行うことにより、家屋の浸水被害の防止・軽減に取り組んだところがあります。

283ページをごらんください。

2番目の公共海岸であります。これは、老朽化した海岸施設の機能回復及び津波などに対する強化を図るもので、日南市の風田海岸ほか2海岸において、護岸のかさ上げや監視カメラの設置などに取り組んでいるところがあります。

次の県単河川改良であります。

これは、湯の元川ほか64河川におきまして、河道掘削や築堤、河川の堆積土砂の除去などに取り組んだところがあります。

次に、284ページをお開きください。

2番目の直轄河川工事負担金であります。これは、国が実施する大淀川ほか3河川、及び宮崎海岸の整備に対する県の負担金であります。河川の洪水対策や地震・津波対策、また、海岸の浸食対策に取り組んでいただいたところがあります。

次に、4番目の公共災害関連河川であります。

平成22年に浸水被害を受け、改良復旧事業に取り組んでおります都城市の丸谷川におきまして、平成24年度までに全ての工事に着手しまして、今年度、計画区間の約5.4キロ、全てが完成

する予定であります。

次に、一番下のダム施設整備であります。祝子ダムほか3ダムにおいて、放流設備の改造や監視カメラ更新などに取り組んだところがあります。

285ページをごらんください。

2番目の新規事業「海岸巡視委託」であります。

これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用したもので、河川課所管の海岸190キロにおきまして、6名の海岸巡視員を配置し、海岸の監視体制を充実することで、適正な海岸管理に努めたところがあります。

その下、次の新規事業「水利権実態調査」であります。同様に緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しまして、県内の各河川の水利用の実態を明らかにし、水収支を把握するため、昨年度は八重川ほか160河川で実態調査を実施したところがあります。

なお、今年度は218河川で調査を行いまして、全ての調査を完了させる予定であります。

286ページをお開きください。

施策の成果等につきまして説明いたします。

まず、①ですが、平成17年、台風14号などにより甚大な浸水被害が発生した河川を中心に改修事業を実施しているところありますが、平成24年度は当初予算に加えまして、災害対策緊急事業推進費や補正予算などの追加予算を確保したことで、市木川の完成が1年早まるなど、事業の推進が図られたところがあります。

しかしながら、河川整備率は47.6%と、いまだ低い水準にありますことから、今後とも、より一層、重点的に河川改修を推進していく必要があると考えております。

また、②のソフト対策であります。県民へ

わかりやすい防災情報の提供を行うために、雨量局、水位計及び河川監視カメラを計画的に設置しております。平成24年度は塩見川河口や伊比井海岸など6カ所におきまして、津波状況を監視するカメラの設置に着手したところであります。

③にありますように、地震・津波対策としまして、広域河川改修事業などにより、一ツ瀬川などで堤防の液状化対策などに着手し、県単河川改良事業では、小規模な樋門などの自動閉鎖化に取り組んでいるところであります。

また、施設計画上の津波、いわゆるレベル1と言われる津波の検討も進めております。

次に、④の宮崎海岸の浸食対策につきましては、平成23年度に工法が決定され、昨年度より突堤建設などの工事が進められているところであります。

⑤の災害復旧事業につきましては、決定箇所96.7%に工事着手し、早期復旧に努めているところであります。

最後に、⑥であります。御承知のとおり、本県は、洪水・地震・津波など、自然災害のリスクが高いことから、県土の強靱化を着実に推進していく必要があります。今後も引き続き、必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、防災・減災対策を推進していく所存であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

河川課は以上でございます。

○加藤砂防課長 砂防課でございます。当課の決算について御説明をいたします。

まずは、委員会資料の27、28ページをお開きください。

28ページ、一番下の欄でございますが、砂防課計のところをごらんください。当課の平成24年度決算額でございますが、予算額83億2,144万9,000円、支出済額48億7,768万678円、翌年度繰越額33億8,276万7,000円、不用額6,100万1,322円、執行率58.6%で、翌年度への繰越額を含めますと99.3%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

上の段、27ページになりますが、ページの中ほど、(目)砂防費でございますが、執行率が58.4%となっております。これは、主に繰り越しによるものでございます。

また、不用額6,100万1,322円につきましては、主に県単公共砂防事業の執行残であります。新燃岳が再噴火した際に、緊急に実施する除石工事等を行うための活火山対策として予算措置をしておりましたが、幸いにも実施することがなかったことによるものでございます。

次に、主要施策の成果について、御説明を申し上げます。

報告書、砂防課のインデックスにあります287ページをお開きください。

(1)の施策、安全で安心な県土づくりでございますが、主な事業について御説明を申し上げます。

表の一番上、通常砂防でございますが、宮崎市におけます伊倉川ほか27溪流におきまして、堰堤工や護岸工を整備いたしまして、土石流による災害の防止対策を実施しております。

その下の段、火山砂防であります。小林市の洗出川ほか2溪流におきまして、同様に堰堤工など、霧島火山地域の砂防施設の整備を実施しているものでございます。

一番下、地すべり対策でございますが、椎葉村大藪地区ほか3地区におきまして、アンカー工、集水井工などを施工いたしまして、地すべりによる災害防止対策を実施しております。

次のページ、288ページでございます。

表の一番上、崖崩れ対策になりますが、急傾斜地崩壊対策であります。宮崎市の千丈一1地区ほか39地区におきまして、擁壁工及びのり面工を実施しております。

その下の段、総合流域防災についてでございますが、工事実施もでございますが、この総合流域防災の中ではソフト施策を中心として実施しております。いわゆる土砂災害防止法に基づきます土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査というものを、県内一円、約500カ所において実施しております。

次に、県単砂防でございますが、別府田野川ほか16溪流におきまして、水路工・護岸工等を実施しております。

289ページをごらんください。

表の上から2番目でございます。県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございますが、これは市町村が実施いたします急傾斜地崩壊対策工事に対する県からの補助金でございます。宮崎市の浮田鳥越地区ほか12地区において、擁壁工及びのり面工を実施しているものでございます。

290ページをお開きください。

施策の成果等でございます。

本県の土砂災害危険箇所の整備状況でございますが、表の一番下の右側でございますが、平成24年度末で28.4%の整備率ということで、おおむね想定した成果となっておりますが、まだまだ整備率等は低い状態でございますので、今後とも安全で安心な県土づくりに努力をしてま

いりたいと思っております。

また、平成23年度に椎葉村不土野川で発生いたしました土砂災害の対策工事につきましても、災害関連事業として取り組みまして、24年度で完成をしているところでございます。

今後におきましても土砂災害危険箇所の整備を推進するとともに、災害時の避難を円滑にするための防災情報の提供でございますとか、警戒避難体制の整備などのソフト対策を進めてまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。

○黒木主査 説明の途中ですが、間もなく12時になりますので、午前の審査は終わりたいと思います。午後は1時に再開します。

暫時休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○黒木主査 それでは、分科会を再開いたします。

午前中に砂防課の説明までいただきましたが、以下の説明を求めます。

○永田港湾課長 港湾課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の29ページから35ページでございます。

港湾課には、一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

32ページの一番下の段、一般会計の計の欄をごらんください。

平成24年度決算額は、予算額97億3,013万9,000円、支出済額72億1,760万1,326円、翌年度繰越

額25億515万円、不用額738万7,674円、執行率74.2%、翌年度繰越額を含めると99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

恐れ入りますが、29ページにお戻りください。

上から3行目、(目)土木総務費でございますが、不用額が613万6,985円となっております。これは、主に空港整備直轄事業負担金の執行残でありまして、国の事業費の変更決定がोकくれたことによるものでございます。

次に、31ページをお開きください。

上から4行目、(目)港湾建設費であります、執行率が52%となっております。これは、主に港湾改修事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、33ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の決算についてでございます。

決算額等につきましては、先ほど、部長から御説明いたしましたので省略させていただきますが、一般会計と同じく目の執行残が100万円以上、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

同じく、33ページの上から3行目になります。

(目)港湾管理費であります、不用額が2,863万9,927円となっております。これは、主に荷役機械や曳船に係る維持・点検費用及び工事請負費の執行残であります。

次に、下から5行目になりますが、(目)港湾建設費であります。執行率が66.1%となっております。これは、細島港整備事業費の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、34ページをごらんください。

下のほうの(目)予備費であります、平成24

年度は184万6,000円が未執行となっております。

次に、一番下の段の港湾課の計の欄をごらんください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました平成24年度決算額は、予算額118億2,270万4,000円、支出済額90億3,627万2,049円、翌年度繰越額27億4,855万円、不用額3,788万1,951円、執行率76.4%、翌年度繰越額を含めると99.7%となります。

次に、35ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計ですが、予算現額20億9,256万5,000円に対し、収入済額が18億5,930万245円となっております。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明をいたします。

報告書の港湾課のインデックス、291ページをお開きください。

「2 安心して生活できる社会」の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

主な事業及び実績であります、みやざき臨海公園運営は、宮崎港一ツ葉地区にあります、みやざき臨海公園の管理運営を指定管理者に委託しているものでございます。

施策の成果等についてであります、主な実績内容にも記載してありますとおり、公園全体の利用者数は25万6,100人、また、海水浴期間の利用者数は8万2,900人となっております。各種イベント等の開催により利用促進を図ったところであり、前年を上回る利用状況となっております。

次に、292ページをお開きください。

「1 経済・交流を支える基盤が整った社会」

の(1)交通ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。港湾改修は、細島港、油津港におきまして、港内の静穏度を確保するため、防波堤の整備などを行ったものであります。

その下の「統合補助金」は、細島港、宮崎港、油津港などにおいて、臨港道路や岸壁の補修などを行ったものであります。

次に、293ページをごらんください。

下から2段目の新規事業「油津港利用促進支援」であります。

油津港では、チップ船などの大型船が利用する際に、他港からタグボートの回航が必要な状況となっております。このため、平成24年度から日南市が実施している、タグボート回航経費の支援事業に県が助成を行ったことにより、港の利用促進を図ったものであります。

次に、294ページをお開きください。

細島港整備のうちコンテナターミナル整備であります。

本事業は、平成22年度から24年度までの事業でありまして、平成24年度は、前年度から取り組んでおりましたガントリークレーンの設置工事が完了したところであります。

次に、細島港整備のうち多目的国際ターミナル埠頭整備であります。

この事業は、国が行う大型岸壁の整備にあわせ、平成23年度から平成26年度で、背後の埠頭用地を県が整備するもので、平成24年度は、取りつけ護岸などの整備を行ったところであります。

295ページをごらんください。

施策の成果等ではありますが、港湾整備につきましては、港湾の効率性、安全性、信頼性を確

保するため、重点的、効果的な整備を行ったところであります。また、ポートセールス活動につきましても、港湾セミナーや企業訪問を積極的に実施したところであります。

この結果、コンテナ貨物取扱数について、細島港におきましては過去最高の状況、また、油津港におきましても、前年を上回る貨物量となったところであります。

今後とも、港湾のさらなる利用促進を図るため、港湾機能の充実・強化に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

港湾課につきましては以上でございます。

○大谷都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の決算について御説明をいたします。

委員会資料の36ページから当課の決算について記載をしております。まず、39ページをお開きください。

一番下、都市計画課計の欄をごらんください。

当課の決算額は、予算額36億6,466万1,000円、支出済額が26億7,933万3,551円、翌年度への繰越額が9億8,517万4,000円、不用額が15万3,449円となっております。執行率は73.1%、翌年度繰越額を含めると99.9%となります。

目の執行残が100万円以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

37ページへお戻りください。

(目)街路事業費の執行率71.9%につきましては、繰り越しによるものであります。

38ページをごらんください。

中ほど、(目)公園費の執行率70%につきまし

でも、繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

報告書の都市計画課のインデックスのところ、296ページをお開きください。

まず、1の(2)良好な自然環境・生活環境の保全であります。

表の1番目、公共下水道整備促進により、小林市ほか5市5町に対して財政支援を行うとともに、表の2番目、新規事業「流域別下水道整備総合計画」では、大淀川の水質基準を達成するための下水道整備の方針などを定めております現在の計画が、平成27年度に終期を迎えることから、その改定作業を行っております。

これらの取り組みによる施策の成果等ではありますが、下水道の整備などにより、297ページの上の表にありますように、県内の平成24年度末現在での合併浄化槽などを含めた生活排水処理率は、73.1%となっております。

このうち、下水道施設での処理率は、下の表に記載をしております平成24年の欄、48.2%となっております。施策の成果等の③にありますように、県の生活排水対策総合基本計画の目標値である平成26年度末の49.9%に対して、おおむね計画どおりの進捗となっております。

今後とも、実施主体の市町村に対しまして、地域の実情に応じた、効率的・経済的な整備が図られるよう、支援を行ってまいります。

次に、298ページをお開きください。

2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

表の2番目、広域圏まちづくり実行プログラム策定であります。これは、県が平成23年度に策定をいたしました、都市計画区域マスタープランの実効性を高めるために、延岡市など7

市町へのヒアリングやアンケートなどを実施し、当該市町における市町村マスタープラン策定のための、いわゆるガイドラインを策定したものであります。

次に、表の3番目、改善事業「人との絆でつくる景観まちづくり」であります。これは、景観行政団体になった市町村のうち、景観計画の策定に取り組みされた、小林市など2市に対して財政支援を行ったほか、地域住民や行政職員を対象とした景観研修の開催や、景観に関する検討会などへの景観アドバイザーの派遣などを行ったものであります。

次に、表の一番下、新規事業「都市計画に関する基礎調査実施」であります。これは、都市計画法の規定に基づきまして、人口や産業、土地利用の状況などを調査するもので、18の都市計画区域のうち9つの区域について調査を実施したところであります。

300ページをお開きください。

これらの取り組みによる施策の成果等ではありますが、②にありますように、市町村のマスタープランが、県の都市計画区域マスタープランに即したものとなるよう、関係市町へ支援を行ったところであります。

また、③にありますように、市町村の景観計画策定や景観整備機構の活動支援、人材育成や各種団体のネットワークづくりの支援により、地域の主体的、持続的な景観まちづくり活動が展開をされております。

さらには、⑤にありますように、基礎調査の結果につきましては、マスタープランの改定や都市計画の決定に活用し、集約型都市構造の形成に取り組むこととしております。

なお、⑦にありますように、市町村マスタープランや景観計画の策定などの市町村支援、並

びに都市公園整備により一定の成果が見られたところではありますが、平成25年度も引き続き施策を推進し、市町村との連携を一層深め、快適で人にやさしい生活・空間づくりに努めていきたいと考えております。

次に、右のページの(2) 地域交通の確保であります。

表の2番目、土地区画整理につきましては、施行地区内の都市計画道路が整備をされ、都市基盤整備の促進が図られることから、延岡市多々良地区など、県内2地区で、その整備費について県が支援を行ったものであります。

次に、表の3番目、地方道路交付金であります。これは、宮崎市街地の中村木崎線や、延岡市市街地で整備を進めております、延岡西環状線の一部となる富美山通線など、計10路線で街路の整備を行ったものであります。

302ページをお開きください。

これらの取り組みによる施策の成果等ではありますが、②にありますように、街路整備などの推進により、地域交通ネットワークと連携した放射・環状道路、交通結節点へのアクセス道路など、まちづくりと一体となった道路の整備を進めたところでもあります。

今後とも、都市部における安全で円滑な交通を確保する道路整備を進めるとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、303ページ、3の(1) 安全で安心な県土づくりであります。

表の公共都市公園整備ではありますが、総合運動公園の給水管耐震化工事や、老朽化した施設の機能更新工事を行ったものであります。

施策の成果等ではありますが、大規模災害に対する被害の軽減や、安全で快適な施設の利用促

進を図ったものであります。

次に、監査結果報告についてであります。

委員委資料に戻っていただきまして、5ページをお開きください。

(2) 支出事務の1段目であります。組合等施行土地区画整理事業補助金について、額の確定通知が行われていなかったとの指摘であります。

この件につきましては、事業を実施する組合に対し、速やかに額の確定通知を行ったところであります。今後は、補助金等の交付に関する規則に基づき、適正に処理をするとともに、担当内全ての職員で事案を認識し、再発防止に取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課については以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の40ページから43ページですが、43ページの一番下の段の建築住宅課計の欄をごらんください。

当課の平成24年度決算額は、予算額32億2,064万6,000円、支出済額23億3,273万8,977円、翌年度繰越額8億5,167万4,000円、不用額3,623万3,023円、執行率72.4%。翌年度への繰越額を含めると98.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

申しわけございませんが、40ページにお戻りください。

中ほどの(目) 建築指導費ではありますが、不用額が434万3,661円となっております。

不用額の主なものとしまして、建築確認申請に伴う構造計算適合性判定の件数が、予想して

いた件数を下回ったことによるもの、木造住宅耐震化リフォーム支援事業における、耐震改修補助の申請件数が、予想していた件数を下回ったことにより、不用額が生じたものであります。

また、執行率が52.1%となっておりますが、翌年度への繰り越しを含めると94.9%となります。

次に、41ページをお開きください。

中ほどの(目)都市計画総務費であります。執行率が77.8%となっております。これは、主に都市計画法に基づく、開発審査会での審査件数が予想を下回ったことにより、審査会の開催が少なくなったため、その委員報酬及び事務費に不用額が生じたものであります。

次に、下から4行目の(目)住宅管理費であります。不用額が1,763万8,033円となっております。

不用額の主なものとしまして、県営住宅の修繕費として、電気・給排水設備の故障、風呂釜の交換などの緊急修繕や退去修繕のための経費を確保しておりましたが、想定を下回ったことなどにより、不用額を生じたものであります。

42ページをごらんください。

下から5行目の(目)住宅建設費であります。不用額が1,411万6,260円となっております。

不用額の主なものとしまして、地域優良賃貸住宅供給促進事業において、民間事業者等が行う高齢者、障がい者、子育て世帯向けの賃貸住宅の応募がなかったこと、市町村が整備する高齢者等の特定目的住宅に対し、その整備費の一部を助成する、人にやさしい公営住宅整備拡充事業において、市町村からの申請が見込みを下回ったことなどにより、不用額が生じたものであります。

また、執行率が56.9%となっておりますが、

翌年度への繰り越しを含めると99.3%となっております。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の建築住宅課のインデックス、304ページをお開きください。

まず、2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであります。

主な事業及び実績について御説明いたします。

まず、新規事業「県営住宅管理新システム構築」につきましては、最新のWindows 7に対応した新システムを構築し、維持管理経費の縮減、操作性・利便性の向上を図るとともに、家賃等のコンビニ収納を可能とするなど、入居者の利便性を図ったところであります。

公共県営住宅建設の住宅整備事業におきましては、宮崎市内のひかりヶ丘C団地2から9号棟の22戸、これは木造でございますが、これと高鍋町の持田団地3号棟の40戸に着工しまして、日南市の馬越団地3号棟の24戸が完成いたしました。

なお、宮崎市内のひかりヶ丘C団地及び平和ヶ丘団地につきましては、それぞれ本年の10月、それと12月に完成する予定となっております。

305ページをごらんください。

次に、市町村営住宅建設促進につきましては、人にやさしい公営住宅整備拡充事業として、市町村が整備する高齢者や障がい者世帯向けの特定目的住宅に対し、その整備費の一部を助成したところであります。

306ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。住まいづくりの情報提供や県営住宅の計画的な建て替え、住戸改善などを推進した結果、住宅に対して満足している県民の割合が高くなるなど、一

定の成果が得られたものと考えております。

307ページをごらんください。

次に、3の(1)安全で安心な県土づくりについてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の欄にあります、建築物防災対策に取り組んだところがあります。

この事業におきましては、がけ地近接等危険住宅移転助成事業を初め、建築物防災展の開催などの既存建築物等安全対策推進事業や、木造住宅耐震化リフォーム支援事業などに取り組んだところがあります。

308ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。建築物所有者などの防災意識の高揚を図るとともに、県内20市町村で126戸の耐震診断を、6市町で13戸の耐震改修の補助と、6市町で68件のアドバイザー派遣を実施したところがあります。

今後も、引き続き、これらの事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、監査結果報告書、指摘事項についてであります。

委員会資料の5ページをお開きください。

(1) 収入事務の1番目であります。

三ツ枝B団地駐車場用地に係る普通財産貸付料について、調定事務がおくれているものが見受けられたという指摘事項であります。

今後は、財務規則及び公有財産取扱規則に基づいた適切な手続を行うよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、6ページをごらんください。

(3) 契約事務の1番目であります。

宮崎県建築物防災展実施業務委託について、予定価格調書が作成されていなかったという指摘事項であります。

これにつきましては、契約金額が100万円以上であったにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかったものであります。

今後は、財務規則に基づき、適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、確認体制を強化したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

建築住宅課は以上でございます。

○上別府営繕課長 営繕課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の44ページから45ページに記載していますが、まずは45ページの一番下の段の営繕課計をごらんください。

当課の平成24年度の決算状況は、予算額6億5,944万1,000円、支出済額6億5,116万4,716円、不用額827万6,284円となり、執行率は98.7%となっております。

次に、目の執行率が90%未満のものはございませんが、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

44ページをごらんください。

上から3段目、(目)財産管理費であります。不用額が775万7,647円となっております。

主なものといたしましては、組織改正に伴う執務室改修等に係る修繕費の執行残と、庁舎、公舎等に係る営繕工事費の執行残であります。

次に、主要施策の成果であります。当課は該当ございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

営繕課は以上でございます。

○黒木主査 説明が終わりました。

委員の皆さんで質疑はありませんか。

○河野委員 ちょっと細かい確認なんですけど、282ページの特定構造物改築というので、浜川ほか云々って、浜川っていうのは延岡のほうでしょうか。

○東河川課長 延岡に流れている川でございます。

○河野委員 それで、23年度の決算が、ほとんど繰り越しという状況になっていると思うんですが、この経過というか、幾つか紹介していただくとありがたいです。浜川外7河川、8カ所が繰り越しという状況になっていますが、ちょっと状況を確認させてください。

○東河川課長 この特定構造物改築事業というのは、いわゆる防潮の水門であるとか、排水機場とかそういうものの維持修繕を計画的にしましょう、長寿命化の計画を立ててやっていきたいと思いますという事業でございます。

今回、24年度において、その長寿命化計画をつくったりとか、それに基づく設計をやったりとか、そういうことをやっているんですけども、最終的にその浜川については、修繕ということだったんですけども、修繕の工事が次の年に延びたということでございます。

その他のところにつきましても、修繕をやるどころと、あるいは長寿命化計画をつくらうとして、これは緊急経済対策の補正でいただいた分もありまして、そういう関係で工期等の問題もありまして、繰り越したということでございます。

○河野委員 逆に、じゃあ25年度には完了予定だという考えでよろしいでしょうか。

○東河川課長 長寿命化計画ということで、40年間ぐらいのスパンの中で部分的に修繕をしたりしていくことで、できるだけ、その構造物自体をもたせようと思しますので、全てがこれで、

例えば浜川の関係するのが全てが終わるわけではなくて、今、やっている分は確かに終わるんですけど、また、別の時期に別の部材を修繕するとか、そういうことは出てまいります。

○井上委員 ちょっと細かいところから。

この主要施策の成果報告書の285ページの新規事業の水利権実態調査のところですけど、これは、また25年度に218河川やるというようになっていますが、これが全部済まない、この実態調査の結果報告書というのは、できないというふうに理解していいんですかね。

○東河川課長 来年度で全て一応、調査は終わるということなんですけども、昨年度、24年度にやった分については、一応は調査の数、どういう状況がありましたということは、今、手元のほうにはございます。

例えば、水利権関係ですから、許可水利権と慣行水利権というものがございまして、ちなみに昨年度調査した結果では、許可済みについては、80件確認をしています。そのうち20件が許可をしていますけど、期限切れのものがあつたということ。

それと、慣行水利権というものがございまして、こちらについては、届け出があるものは664件ございました。ただし、慣行水利権と思われるものもありまして、これは届け出がないんですけども、193件を確認しております。

それと、全くその慣行水利権ではなく、もう無許可であろうと考えられるのが372件、確認しています。合計で1,309件の水を使っている場所を確認しております。

今回の25年度、さらに残りの河川をやりまして、それに対してどうしていくか。当然、24年度の調査の分がございまして、特にかんがい用水とかの関係が、かなり多いもんですから、

先日も農政水産部のほうにも情報提供をして、今後の取り扱いについても並行して進めていきたいと。

最終的には、25年度の結果で、また対策等をどうしていくかをしっかり考えていきたいというふうに考えております。

○井上委員 この宮崎海岸のことなんですけど、海岸の浸食関係は、地域の住民の方も熱心にこれと一緒にかがわってこられたんですけど、今、工法の決定とか、工法の本格的な工事が進められているということについては、全体的な了解も得て、それで進んでいるというふうに考えていいのですか。

○東河川課長 そういうことでございます。

○井上委員 工法については、もう非常に納得できる工法であるというふうに理解していいということですか。

○東河川課長 突堤工事につきましては、前年度、お話をやって理解してもらっているということと、昨日、新聞等にも出ていましたけども、埋設護岸ということで、サンドバック工法というのがせんだって委員会のほうでも決定されて、その結果についても、先日、地元の方にまた説明して、そちらの理解をいただいて、基本的には了解していただきながら進める。

ただ、進めながら、いろいろな意見を聞き、チェックをしながら、また意見を聞いて、それを進めるのかどうかとか、それをしていきたいというふうに考えております。

○井上委員 じゃあ、続いて295ページの港湾課のことなんですけども、何か非常にいい報告をしてあるわけですが、細島、このコンテナ貨物量について、過去最高となったということですが、この貨物量のふえた分っていうのは、大体どういう貨物がふえたと理解していいのか。

○永田港湾課長 こちらで御報告していますのは、主に細島港のコンテナ貨物量について、過去最高でしたと報告しているところなんですけど、貨物につきましては、地元の企業、特に旭化成であるとか、そういった関連の化学でありますとか、繊維でありますとか、そういったもののコンテナがふえているというふうに聞いております。

○井上委員 以前あったものよりか、本当に各段に、過去最高になるぐらいだから、ふえていると思うんですね。

そのコンテナの物流が、量がふえたという中身についての、どの分野が——今、旭化成っておっしゃったんですけど、そっちの方向だけなのか、それとも企業回りとかもいろんなことをしておられるので、そこも含めて効果が出てくるようになってくださるとはいいなとは思いますが、今まで、細島港に持ってきていただいてなかったものが、ふえたというふうなふうに理解していいのか、それとも、実際はよその港から持っていった分なんですかね。

○永田港湾課長 今、旭化成の荷物とかいうふうに御説明したところですが、ほかにも、日向製錬所なんかの貨物につきましても、もともと北九州港から入っていたものを入れたりだとか、そういう細島港のコンテナヤードでありますとか充実するにつれて、そういった他港で扱ってきたものが、細島港にシフトしているという話を聞いております。

○井上委員 私が聞きたいのは、その宮崎の物流全体の中で、宮崎の物流全体の流れは、ただ、こっちに行ったりあっちに行ったりしているだけなのか。どうもそれとも、新しく荷量がふえたのかということが、ちょっと知りたいんですけど、それは新しい荷量だと考えていいわけ

すか。

○永田港湾課長 県内の港湾での貨物が行ったり来たりといますよりも、今、申しましたように、他港から、大分だったり北九州だったり、そういうのがふえているというふうな話を聞いております。

○井上委員 そこは注目すべきことなんですけど、それはなぜ宮崎の細島港に持ってきていただけになったのか、それはどういうことなんですか。

○永田港湾課長 細島港の港湾整備もさることですが、コンテナヤードだとか、ガントリークレーンだとか、いろんな機能が整備されてきておりまして、と同時に、私たちも日ごろからポートセールス活動、企業訪問だとかいろんなセミナーを通じて、荷主企業でありますとか、運送会社等へのアプローチを続けておりまして、そういったものももろもろございまして、企業の皆様も、やはり細島港をどんどん盛り立てていかないといけないというふうなことで、そのシフトできるものは細島港に変えていこうという機運もございまして。

○井上委員 じゃあ、トラック輸送でこっちに、細島港に持ってきていただいているというふうに理解していいんですか。

○永田港湾課長 細島港に船で持ってきてということですよ。

先ほど、ちょっと私、日向精錬所のフェロニッケルが、24年からこれ、輸出がほかの港から出ていたのを細島港から出すようになったとか、そういったこともございまして、一応、私も、その港湾の出入りがふえたかどうかということの基本と考えてございまして。

○井上委員 できたら25年度、これから先の細島港を考えると、この分析を丁寧にやっという

いただきたいというのが、私の考え方なんです。ぜひ御努力には感謝しつつ、そこの分析をちょっとやっといういただけたらというふうに思っています。

それと、都市計画課長にお尋ねしたいと思いますが、都市計画法というのは、一番最近で変わったのは、いつですか。

○大谷都市計画課長 平成18年に都市計画法も含めまして、都市の拡散というのがありまして、中心市街地活性化法と大店法、この3つの法律が18年に改正になっております。

○井上委員 この都市計画法のこれが変わったときに、これは市町村のマスタープランも含めて、いろんな意味ですごく影響が出てくるわけですよ。それについて、法律が変わったということについての広報、いろんな形の中で、この法律は変わりましたよということについての発信というのは、宮崎県としてはどのようにされたんですか。

○大谷都市計画課長 当然、この法律が変わった場合には、私どもから市町村には十分説明をいたします。

先ほど、18年に変わりましたと言いましたけれども、その後、それを受けまして、県の区域マスタープランを23年に改定をしております。その区域マスタープラン、県の広域的なマスタープランに応じた形、これはもう18年の法律を受けた形での区域マスになっておりますので、それに準じた形で市町村マスタープランをつくっていただくような指導をしております。

○井上委員 実は、いろんなものを建てようとするとき、例えば大きな施設だとか建てようと言われるときに、これに引っかけられて建てられなかったりするわけですよ、現実には、法律に基づいて建てるもんですから。

だから、その法律が変わったということに、例えばもう全員が敏感であってほしいわけだけど、敏感でない場合っていうのがあるので、これってすごく今、私が存じ上げている方は、これに引っかかって、実際、建てたいものが建てられないまま、非常に苦労されているわけですが、福祉施設なんですけど。

福祉施設なんていうのは、もう物すごく影響を受けるわけですよ、こういう法律関係というのは。そこの理事長なり施設長が、知らなかったということが一番問題であり、建築の設計士なんかも、知らなかったということ自体が、もう問題であると言えばそこまでなんですけども、やっぱり法律が変わり、マスタープランに影響があるというときに、どうやったらそれがきちんと多くの方に届くかどうかですよ。そこが非常にちょっと気になる場所なんですよね。

だから、都市計画審議会の中にかかっていくまでに、もうかけようもなくおくれてしまうわけですよ、工事そのものもずっとおくれていくということが起こるので——もうちょうど、課長はそのときにいらっしゃらなかったと思うので、大変恐縮なんですけど——やっぱりこういうそのマスタープランとかに影響があって、そして、今後、線引きするときに、大変問題が出てくるというようなものについては——宮崎市でいえば、一つは、もうとんでもなく早いスピードで、宮崎市がやったやつもありますけれども、法律どおりやれば、絶対にできないというようなことも、実際、やらざるを得なくてやられたんだと思うんですけど、都市計画審議会にかけておられた状況がありましたので、私も、それもちょうと精査させてもらったんです。

だから、やっぱりそこをしっかりと押さえて、皆さん、やっていただけるようにするには、法

律が変わったら法律が変わったということについて——都市計画課に問題があるということではなく——そういうことをちょっとマスタープランにかかわって何かが出てくる場合、もっと敏感に何かそれをそういう影響のある方たちに、連絡がいくような方法っていうのをとっていただけるといいのかなと。

私、他県の状況を調べてみたら、他県は、福祉施設の皆さんに対して、ちゃんとお手紙を出しておられましたわ、きちんと全部広げて。

だから、もしかしたら、次に計画をされる可能性というのが出てくるじゃないですか。だから、そういうことも含めて、非常に丁寧な対策を各県やっておられて、九州だと、何県かやってないところがあるけども、九州だと大方のところは、そういう通知を福祉施設だとかいろんな施設のところに出しておられて、マスタープランにかかわって、絶対に建設が不可能になっていくようなところについては、お手紙が行っていましたよね。

だから、ちょっとそういう意味でいうと、敏感に仕事をしていただけるといいのかなというふうに思いましたので、次、いつ改正になるかわかりませんが、そのときには、そういう対応というのを丁寧にやっていただくと——せっかく宮崎県の今回もそうなんですけど、大変いい施設ができようとしているけども、足どめ食ってそのまんまなんですよね。もったいなとつくづく思います。

ですから、そういうことも含めて、法律が何か変わっていくときに、影響のあるところはどこなのかということ、やっぱり市町村にも丁寧に伝えていくということが、大事なのではないかなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。以上です。

○外山委員 河川課にちょっとお尋ねします。

この河川の維持管理は、いろいろあるんですけども、ボランティアを中心として堤防の草刈り等、これ、大分積極的にいろんなところでやってもらっておりますね。

それから、もう一つ、維持管理で一番大きいと思うのは、河床に積もったものをとっていく。これについては、予算の関係もあるんでしょう、なかなか進んでいないんですが。河床の土をとっていくとり方ですね。今、大分、河川改修が進んで、この両脇のほうにコンクリがあって、それから芝、ちょっとその下ぐらいには、ヨシやら草やらが、ある程度生えて、そして真ん中のところに水がきちっと流れていく、私の感覚でいえば、こういのが一番理想じゃないか。

というのは、やっぱりある程度、草、水生植物なんかでもあったほうが、いろんな生物が生きていくということもあると思うんですね。

ですから、県が、この維持管理をしていくときの考え方ですよ。予算があれば全部とっていくのか、それがいいから。そして、どこからしていくのか、非常に苦労があると思うんですね、そこ辺の判断が。

ですから、この河川の維持管理についての基本的な考え、どういう考えがあって、予算措置をもっともっと取っていききたいというのであれば、また議会も、そういう方向で考えていく必要があると思うんですが、そこ辺の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○東河川課長 河川の維持管理ということでございます。委員おっしゃられるように、維持管理費がいろいろ地元区の要望に対して、なかなか十分応えられてない部分もあるのかなと思っています。

特に、河床掘削の件につきましても、特に大

きな災害があった後は、非常にそういう要望が多いっていうことで——ただ、17年みたいな大規模災害があれば、国の災害復旧でとれる部分があるということで、そちらのほうでの対応をやる。あるいは、県単のほうでやっていくということになっていきます。

河床掘削をする場合についても、完全にべたっと平たくとるのではなく、やはり河川の環境ということもございまして、通常は流れる水よりも、ちょっと上の部分をとったりするということをやっております。

河床掘削の部分の優先度ということになれば、当然、家屋の浸水被害が発生しそうなどころであるとか、そういう浸水被害により、田畑等、あるいは道路も被害を受けるとか、そういう状況を見ながら、優先度を考えていくということになります。

ただ、河川の維持管理ということになっていくと、さらにほかの護岸であるとか、あるいは樋門であるとか、さまざまな河川構造物の維持管理がございまして。

御承知かもしれませんが、6月に河川法が改正になって、維持管理についてが河川法の中でも明確になったと。これまでは道路のほうは明確になっているんですけど、河川のほうは明確になっていなかったということで、やはり維持管理をしっかりしていきましょうという国のほうも考えまして、河川法の改正で明確になっていますので、ますますこれから、河川としても維持管理をしっかりやっていかにやいかん。

その中で、ある予算で、どうやってやっていくかとなれば、効率的な考え方を少しでもやっていくとか、そういう工夫もしていかにやいかんと思いますし、また、その維持管理に関して、もし、国のほうの予算が、そういうときの

ものが、もしできるのであれば、ありがたいことでもありますんで、その辺に対しての国への要望もしていきたいというふうに考えております。

○外山委員 限られた予算で、これから今の話を知ると、予算がちょっとふえていくのかなと思いますけど。じゃあ、河床掘削をどこからどこに、ことしやるのかちゅう。

県内、いろいろ河川がありますよね。土木事務所の要請が強いところをやるのか、地区の方の要請が強いところをやるのか、1カ所やるとね、みんな見ているか、何で、うちにせんのかって話が出てきますよね。

河川改修の場合は、危険度というか、そういう順位がつくと思うんですが、この河川の維持管理となかなか優先度ちゅうのは、なかなか難しいね。そこ辺の決め方はどういう決め方をしますか。

○東河川課長 特に、堆積土砂の撤去の要望が非常に多いんですけど、基本的には、地元からの要望が土木事務所に上がってまいります。土木事務所の方が、その要望に基づいて現地に行って状況を確認します。

その現地の状況を確認した上で、事務所のほうでも優先順位をつけられると。それが、河川課、本課のほうに要望として各事務所から上がってきて、その中の、上がってきた状態をまた私どものほうで精査しながら、例えば堆積土砂が異常に堆積している場所で、すぐ近くに家があるところについては優先的にやりましょうとか、あるいは、その浸水被害が無数に発生しているようなこととか、そういうところを優先的に予算をつけていくというふうな形で、河床掘削は特にそういう形で進めているところでございます。

○外山委員 大変難しいと思いますが、やっぱ

そこ辺のところを勘案しながら、この予算を獲得していく努力をしていかないと、この事業は、だんだんふえていくと思うんですよね。もう河川改修が大分進んできましたらね。よろしくお願ひしておきたいと思います。

それからもう一点、このさっきの説明だと、河川の整備率が47.6%ということになってますね。この47.6%というのは何を起点にして——河川を私が生まれてこの方、ずっと見ておると、昔は堤防も何もなくて、田んぼの中をずっと蛇行しながら流れていた。これは何も河川改修してないですね。

それから、四、五十年前に、今で言うと1次改修でしょう。幅は狭くても、まっすぐなっておいたら、まっすぐずっと改修した。それじゃ、水害があるちゅうことで、また改修をもう一度しました。

だから、今言った順序でいうと、何を起点にした47.6%なんですか。

○東河川課長 宮崎県の河川、県が管理している河川全体では約2,600キロございます。このうち私どものほうで、河川改修が必要な区間の延長というのを定めまして——これは当然、その改修の状況であるとか、過去の浸水水害の状況にあるとか、あるいは河川の流域にある資産の状況、家屋があるとか、そういうのを踏まえた上で、1,088.4キロというのを必要な区間として定めております。

それに対しての改修が済んでいる延長を分子に入れて、割り算で整備率という形で出しているところです。

○外山委員 ということは、改修を全然してなくても、ここは危険性がないというような川もありますよね。そういうのは、その数字に入っていないということですね。

○東河川課長 改修をしていなくても、ある程度、大きな断面を持っているとか、大きな影響はないという場合もあります。特にその山奥のほうでそういう問題がないとか、そういうことになります。

だから、先ほど申しましたように、2,600キロのうちの約4割ぐらいですか、1,000キロぐらいが対象になっているということでございます。

○外山委員 もうこれは積算できておるんかどうかわかりませんが、このあとの残事業の事業費は、大体どのくらいかかるか積算できていますか。

○東河川課長 残事業というのは、正直持っておりません。

285ページを見ていただくとおわかりに、ちょっと見ていただくとよろしいんですが、ここに整備率の平成22年度からの状況を出しています。平成22年度が46.7%、24年度が47.6%ということで、大体年間0.5、0.6%程度しか上がっておりません。

実際は、1,000キロぐらい対象があるわけですから、年間約5キロぐらいずつが整備が進んでいるということで、なかなか思うように進まないということです。当然、河川の事業費、毎年40億とか改修事業に入っているわけですから、それを掛けるとまた、相当な事業が必要になってくるということだと思っています。

○外山委員 年間5キロぐらいしか改修は進んでないんですかね、5キロ。

○東河川課長 大体5キロぐらいでございますね、はい。

○外山委員 そりゃ、我々が、私なんか生きとる時代は絶対だめだな。はい、結構です。

○押川委員 砂防課でありますけども、この290ページ、ここに要整備対象箇所ということで載っ

ておるんですが、この人家5戸以上とか公共施設がないと、なかなか事業ができないということでもありますけども、これは何らかの改善あたりを国あたりをお願いするとか、そういう努力あたりはされておるんですか。

○加藤砂防課長 補助事業、今、交付金の事業については、基本的には5戸ということになっておりますが、県の単独事業でありますとか、そういうもので5戸未満でも対応をしておるところでもございます。そのことも含めてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○押川委員 例えば、4戸ということになってくると、その補助事業関係ではできないということですね。県単あたりで対策は打てるという、状況によってはされるということで理解してもいいんですか。

○加藤砂防課長 基本的には、そのように思っていたいただいて結構だと思います。場合によると、災害時要援護者でありますとかそういうような場合には、5戸でなくても補助の対象、交付金の対象となる場合もございますが、基本的には人家5戸というのが1つの線として考えられております。

先ほど河川課のほうもありましたが、砂防課は、もうさらに低くて28%台という整備率でございますので、なかなかこのような状況の中で、最低基準を下げるという方向に、今、なかなかかじを切りにくいというのも、実態ではあろうかなというふうに思っております。

○押川委員 そういうところに住みたくて住んだわけでもないでしょうし、やはり税金を納めている以上は、平等性というものがあってしかるべきかなというふうに言われる。地域の中で住んでて、そういう思いがあるもんですから、

できるだけ国あたりにもそういうことで、事業ができるような形の中で、さらにお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほど出たんですが、河川の整備、この維持管理でありますけども、パートナーシップで団体数も面積もふえておりまして、いいことだなと思いますし、我々も実際、やっておるところであります。この河川の中、河床の中の草払い、これはどのくらいぐらい認められているのか。それとも今のところ、パートナーシップとしては認められていないんですかね。

○東河川課長 パートナーシップの中では、河床の中というのが危険性も伴うということです。原則、認めてないというのが今の状態でございます。

○押川委員 かなり安全確認ができればして、パートナーシップみたいにすると、河川の状況が、相当草が刈られることによって、見ばえがよくなってくるのかなという気がするんですよ。

もう堤防よりか高いようなのが、ヨシなんかも相当見受けるもんですから。例えば土木事務所管内で安全あたりが確認されても、ここらぐらいは刈れるよということであれば、パートナーシップあたりと同じような取り組みの中で、それなりの燃料費とかいろいろなものを支給していただければ、かなり改善できるところはあるのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○東河川課長 先ほど河川法の改正が6月にありましたということで、維持管理という話ですね。それで、河川の維持管理につきましても、地域の方々とやはり一緒にやっていきたいと思います。というような位置づけがございまして、その中で、当然、維持管理を含めた環境的なものの活動されている方々、団体が非常に多いというこ

とで、一つの考え方として、そういう方々がその川の中に当然、入って、いろんな活動をされますんで、その一環というのもひとつ考えることは考えられるのかなと思っています。

だから、先ほど申しましたように、そういう安全的な面をどうするかということもございまずので、また、その辺は十分検討しながら、何かいい方法があればやっていくとかいうことを少し念頭に置きながら、研究を今後もしていきたいとは考えております。

○押川委員 ありがとうございます。

あと、午前中も出たんですけども、この県産材を使って河川あたりでも工事をしてもらうということで、281ページも、15カ所の河川でやられたということですが、25年度については、どのくらいの河川で計画して、今、進捗状況はどのようなものなんでしょうか。

○東河川課長 25年度というか、この事業につきましましては、24年度でまず整備箇所の選定を行っております。これにつきましては単年度事業でございまして、今年度から、この青柳川ほか14河川の16カ所で工事を進めていこうということになります。その工事につきましては、県単事業であったり、あるいは通常の交付金事業でやったりします。

現在、ここで計画に基づいて、今年度は幾つかやろうということで、今、計画を練っているところで、ただし数字は出ておりません。ただ、既にやっている、例えば都城で丸谷川の災害関連等を行っていますけど、そちらでも既に木柵工ということで使っていますものが、60立米を使ったりとかそういうことで考えています。

できたら今年度も、昨年度、やはり24年度200立米ちょっと使っておりますので、そのぐらい何とか使えないかなと。

ただ、河川といえども、なかなか大きな量にはなりませんけども、これ、継続して使うことが非常に大事ですし、また、河川のほうで昔からその木材を使った工法というのがございますので、技術の継承も含めて、今後もしっかり取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○押川委員 できるだけそういうような方向の中で、今後ともよろしくお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 ないようですので、以上をもちまして、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時7分再開

○黒木主査 分科会を再開いたします。

前半、後半の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

県土整備部の決算全般について何か質疑はありませんか。

○押川委員 1点だけです。

274ページ、現在、登校の児童生徒に車がぶつかるとかいうことでも、交通事故等があったりと全国ではあるんです。本県でも24年度、交通安全事業ということで、宮崎須木線外54路線81工区ということでありますけれども、これは24年度に全て工事を終わったと。そして、25年度に新たにまた、この繰り越しておるわけですから、66路線92工区、この見方はどう見ればいいんですか。全部、この終わってなくて、持ち越

しがやっぱあるってということなんでしょうか。

○坂元道路保全課長 ちょっと確認させてください。

274ページの交通安全事業、宮崎須木線外54路線81工区というのには、繰り越しも含まれております。24年度事業と継続してやっておるものは含まれているということでございます。

○押川委員 繰り越しされたのは、この交付金不足とかそういうことなんでしょうけども、この通学路の整備ということですから、この中で24年度は実質、どのくらい整備されたんでしょうか。

○坂元道路保全課長 24年度につきましては、通学路の安全点検ということで行っております。その中で、24年度は、25年3月末までに完成いたしましたのが、96カ所でございます。全体が246カ所ということで——通学路の安全点検で、県の道路管理者である分が246カ所ということで考えておりますが、そのうちに96カ所が3月までに完成しております。

○押川委員 その残りは、25年度から今、実施されているということですよ。今の進捗状況をちょっと教えてください。

○坂元道路保全課長 引き続き4月以降につきましても対策を行っておりまして、7月までに既に160カ所が完了いたしまして、年度末には、先ほど言いました246カ所に対しまして188カ所は、一応、完成するという見込みで、今、進めているところであります。

○押川委員 25年度のこの繰り越しの66路線の92工区というのは、24年度からすると、何カ所かまたふえたという理解はできるんですか。順次、整備されるということですから、プラスアルファが出ているということですよ。

○坂元道路保全課長 25年度からの新規工区と

して着手した箇所も、中には含まれております。

○押川委員 その合計はどのくらいになるんですか。

○坂元道路保全課長 現在、通学路の歩道整備ということで行っている箇所は、26カ所を行っております。

○押川委員 何年度ぐらいまでで、ほぼこの通学路あたりの完成というか、でき上りの目標というのは置いていらっしゃるんですか。

○坂元道路保全課長 この要対策箇所の中には、用地補償を伴ったり、多額の経費を必要とするというのもございまして、緊急性の高いところをなるべく早くということで着手してございまして、最終的に何年度というところまでは、今、持っておりません。

○押川委員 やはり児童のこの安全網を確保するという事ですから、できるだけ県内のもう通学路整備、大変でしょうけども、用地買収から含むその整備に前向きに取り組んでいただきますように、お願いをしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○井上委員 2点ぐらい。

この監査委員からの意見書で見ると、これで見ると、ちょっと不用額についての部長の考え方を聞いておきたいんですけど。不用額の主なものは土木費で、幾ら幾らだとか書いてあるわけですけども、部長も、この不用額という考え方は、県土整備部全体で考えると、どういう考え方をもちか。

これは、宮崎県歳入歳出決算審査意見書の23ページに、これだけだと書いてあるだけです。県土整備部全体で不用額という考え方というのを。

○大田原県土整備部長 今回、23ページで26億500万何がしか上がっていますが、これにつき

ましては、先ほども説明がありました大型補正、いわゆるこれ関係での内示差額、県の予算と国からのいわゆる補助っていいですか、それに差がありましたもんですから、その金額差、内示差額が非常に多かったというふうに理解しております。

もうちょっと頑張って、その内示差額を埋めるような努力が必要じゃないかっていうことを、もう常々、皆さんからも言われています。これにつきましては、また毎回、毎回、私たち、ここにおります課長を初め、いろんな努力はしているつもりなんですけど、また、今後もその最大限の努力、本県にこの内示差を埋めるような努力っていうのを、今年度も含めまして、やっていきたいというふうに考えています。

○井上委員 重ねてですけど、27ページに、土木費のところ、前年度の支出済額に比較すると1.9%の減となっているが、これは主として道路維持費及び道路新設改良費の減によるものであるというふうに、もう確定的に決めてあるわけですよ。

これについての今の部長の答弁で考えれば、そういう、そうであるというふうに受けとめていいということですか。

○大田原県土整備部長 特にやっぱり土木関係が非常に厳しい状況でして、ほかの河川、あと砂防とかそれらは、ある程度、私たちが見積もった額を補助としましていろいろこちらに箇所づけていただけるんですけど、道路につきましては、やはり各県とも要望が非常に多い状況でして、なかなかこちらが期待しているほどは、補助は来ないという状況でございます。

○井上委員 最後ですけど、私、県土整備部にちょっと要望ですけど、この24年度の決算に関してということだけではないんですけど、常にこ

れはあることなので、ちょっと受けとめていただきたいと思います。例えば地域で、ここに取りつけ道路をつくってほしいとか、ここに橋の小さいのでもいいからつけてほしいとかっていう、住民の方からの要望があるじゃないですか、そういう要望が。

そのときに、例えば担当の市町村のところが、直接そこに対応しようとする。結果的に、県からの許可がないと何もできなくて、市町村は市町村でそのまま、その住民の方と対峙したまま、そして県がきちんと対応しなければやれないという仕事が、幾つもあるじゃないですか。許可をいただかないと、なかなか市町村が先に進めないということがありますよね。

現実に、きのう、私が現場に行ってみましたら、もう本当に、13年待っておられるけどまだできずに、簡単な県からの許可がなかったがために、それがずっと進まずに、もう高齢になっておられて、多分、もう死んでからできたってしょうがないよねという形ですよ。

たまたまきのうは、解決の方向にいったからいいようなものですね。息子たちが一緒のところに住んでくれるという約束だったのが、やっと実行できると。ただ、今からまた何年かかかるわけですよ、そこができて上がるまでに。だから、もっと早くそれについての対応っていうのが、なぜできないのかと。

そして、もう一方のほうでは、住民の方たちの全部の印鑑がそろわなければ絶対できないと。現実に危ないということがわかっていても、そこにいる人たちの全員の印鑑がそろわない限りは、法律的には動かないんだと言ったつきり、そのままとめてしまうということですよ。

一方では、そこで毎日、生活している人がいて、子供たちがいて、仮に小さな橋であったと

しても、穴があいて危ないのにもかかわらず、全然動かさないでいるじゃないですか。

今回、それも4年かかって、ようやく印鑑がそろったので、今度、進むんですけどね。これを全て住民側が、その住民のほうの側が全部、それをやらない限りは何も動かさないというのは、行政として余にも理不尽ではないのかなと。

そして、壊れた橋を災害の補修のときには、そこを十分、県の車もどんどん通っているのに、そういうことを実際するというのに、もっと住民の人たちとの近さ、行政としての近さが、もっと必要なのではないかなって思うんですよ。

道路というのは、住民の人たちにとってみると物すごく大事なところで、そこをとか橋も、そこを渡らないと団地に入れられないわけだから、そういうことになってきたときに、それをそのまま放っておくというのは、書類がそろわない限り、ゴーサインは出せませんよの一点張りで、それで何年も——もうその団地のところは4年ですが、4年たってもまだなおさら、これから建設にかかったとしても、相当な時間がかかりますよね。

だから、やはりもう少しそういう意味でいうと、住民の側に税金を払っておられる、税金を取んなきゃいいんですよ、税金はきちんと取っているんですよ。だから、税金をなぜ取っていると、そこが違う違法の地なら、なぜ税金を取っているのかっていったら、税金はしっかりいただいているのに、そういうことはさせないと。

だから、もう少し住民側に立った立場というか、それを言い方が乱暴かもしれませんが、血の通った形の対応っていうのをとられるべきではないかなって、ちょっとつくづく思うんですけど。死んじゃってからできましたよって、

幾ら祭壇に、お墓にお参りしてみても、それは絶対に済まないことだと思うんですよね。13年も待たせる、4年も待たせるということのそのあり方っていうのは、もう少し変える必要というのが、見直す必要というのは、姿勢としてあるのではないかと思いますけど。

○大田原県土整備部長 今の委員の話、もっともだと思います。

今回の案件にしましても、やはり13年前とか4年前とかで、いろいろ事務所のほうから引き継ぎといいますか、それがうまくいかずにこのままになった、そういう原因もあるのかなという気もしています。

これにつきましては、やはり住民ともっと接して、住民の必要性っていいですか、そこらに耳を傾けて、恐らく許認可関係では、そこにいろんな事務関係が影響しているかと思うんですが、もうちょっと一歩踏み込んだ立場でいろんな話を聞いて、いい方向、それらに持っていけるような県の動きといいますか、そこらができるようないろんな事務所に対する指導と、それをまた、今後、強めていきたいというふうに考えています。

○井上委員 最後ですが、例えば団地造成にしても、造成して、売るほうの側の立場に立つのか、それとも、そこに住む人たちの立場に立つのかで、許可のあり方違ってくると思うんですよね。

だから、本当にきちんとした、そこに住む人たちが恒久的にそこに住めるということが担保できなければ、やっぱり許可をするべきではないと思うんです。業者の立場に立つだけではだめだと思うんですよ。

ですから、団地造成のときなんかにも、許可申請が出たときに、それを許可するかどうかは、

やっぱり住民の側に立った許可のありようというのをしてもらいたいと思うんです。

だから、橋がなくても許してしまうという、そういうことを現実的に行政がしているということ自体がおかしいと思うんですよね。

だから、その点もしっかりと受けとめていただいて、今回、ちょっと厳しく申し上げましたが、余りにもちょっと住民の方たちがお気の毒過ぎて、それはやっぱり行政の怠慢と、宮崎市も県も怠慢であったというふうに、言わざるを得ないというふうに私も思うので、ぜひ受けとめていただきたいと、よろしく願いしておきます。

○東河川課長 橋梁のお話なんで、多分、許可の部分で河川が絡んでいる部分はあるのかと思います。

細かい話までは、私も全部知っているわけではないんですけども、当然、市道を管理している市と、河川を管理している県と、その辺も十分お互いに連携しながら、情報も交換しながら、地域住民の方の立場に立った形での、行政というのは努めなくちゃいけないと思っていますし、当然、法律上のいろんなクリアすべき問題もあると思いますので、その辺も十分、地域の方々にも、御理解できるような形で取り組んでまいりたいと思います。御理解ください。

○外山委員 屋外広告物条例についてちょっとお尋ねしたいんですが——ちょっと知識が正確じゃない——主要道路から10メートルから15メートル以内は、広告物は立てたらいけないというのがあったと思うんです。これ、広告条例なのかな、それとも沿道修景美化条例のどちらですか。

○大谷都市計画課長 屋外広告物につきましては条例で定めておりまして、主要な、いろいろ

高速道路とかいろんな道路で違うんですけども、ある指定をした道路から一定の幅につきましては、禁止じゃなくて禁止の場合もありますけれども、規制があったり禁止があったり、そういった屋外広告物条例の中で定めがございます。

例えば、交差点部分等につきましては、交差点から20メートルの範囲は、もう原則としてはだめだとか、そういった条例上の規制がございます。

○外山委員 今、言われた話で、あの国道は県が管理する主要な道路だと思うんですが、例を言ったほうがわかりやすいと思います。10号線のその新名爪の交差点がありますね、あれは国道10号線。あそこの交差点の付近に看板が、5メートルぐらいの範囲で幾つも立っておるんですよね。これは今の話だと、どうなんですか、違反広告物になるのかな。

○大谷都市計画課長 屋外広告物につきましては、県が管理しておりますのは、宮崎市以外、宮崎市は宮崎市の条例がございます。しかしながら、おおむね県と同じような内容ですので、そうは変わらないと思っております。

交差点から20メートルといいますと、結構、近いといいますか、多分、そこはクリアはしておるのではないかと思いますけれども。

○外山委員 宮崎市ということですが、私が見た範囲では、すぐそこにありますから20メートルもないな。これは市であれば、県もやっぱり道路管理者であるから、そこ辺の協議を一回されたらどうですかね。

この取り締まったのが、24年度で県が537件ありますから、市のほうも同じようなことをやっておられるのかな、どうでしょうか。

○大谷都市計画課長 違反広告物につきまして

は、当然、県の場合は、宮崎市以外の土木事務所に監視員を設けまして、随時、現場を見て、違反を見つけて是正をさせております。当然、宮崎市におきましても、同じようなやり方でやっておられます。

ここの554件、是正をしたとございますが、これにつきましては、ほとんど簡易な広告物、電柱に張ってあります張り紙でありますとか——要は、禁止物件というのがございまして、当然、ガードレールでありますとか、道路の樹木、こういったところに張ることはできませんので、そういったやつは除去をしているというのが、こういったのがほとんどでございます。

委員がおっしゃっておりますのは、野立ての多分、大きな広告物になろうかと思いますが、こういったものについても、違反をしているものについては、ちゃんと指導をしていって撤去のお願いをするというようなことは、取り組んでおるところでございます。

○外山委員 どうも宮崎市のあちこちを見ると、そういうのがいっぱいあるような感じがするものですから、一度、県のほうでも——仮に市がやっ取るかということはあるにしても——実態を見てもらって、さっきの考えがきちっと市のほうが守ってもらっているかどうかを、一回、確認をしてほしいと思います。お願いします。

それからもう一点、建設業の業界のことをちょっとお聞きしたいんですが、予算がずっと減ってきたという背景があり、県が一般競争入札に踏み切った。その直後から建設業は倒産がいっぱい出てきましたね。

そして、社員を減らしスリムになって、今、残っておる業者があるわけですけども、今の入札状況なんか見ると、もう難しいとか、あんまりもうからんとか、そういうのは、もう全然手

も挙げてこないというような状況を見ると、建設業も、きちっとそこ辺の経営環境がよくなってきたのかどうか。

県は当然、経営審査もしておられますから、今の建設業界の体質、経営状況、そこ辺がどういうふうになっておるか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○郡司管理課長 建設業界の経営状況と申しますと、やっぱり委員がおっしゃったように、20年当時がやっぱり一番苦しいということで、公共事業の発注量が減っていく中で、かなり人員を減らしていかれた。そういった中で経営は保ってこられたんですが、今の状況では、やはり工事の発注がふえてきているものですから、経営的には何とかとは思いますが、内部的に技術者が足りない。いわゆる工事を請け負うだけの職員数がないという会社もございます。

これ、求人情報なんかにもよく、例えばハローワークなんかで求人されていますけども、技術者の求人が、ここ数カ月、非常にふえているといったようなこともございます。

そういった仕事はあるけども、なかなか請け負うだけの技術者が十分にいないといったようなことも、お聞きしているところでございます。

○外山委員 その中で、ずっと県のほうは、一つの工事の発注というか受注した業者は、専門の担当者、技術者をつけるということで来たんですが、ことしになってからかな、複数箇所でもいいよというふうに変えてきましたよね。

そのことについて、よく聞かれるんですよ。今までだめと言って、何でよくなったのかと、そこ辺のところの説明をちょっと。

○郡司管理課長 これは、やはり緊急経済雇用対策ということで、地域の景気を浮揚させようということで、ただ、そういったあんまり厳し

い規制をやりますと、なかなかそういう業者さんのほうも、受注がままならないということに配慮いたしまして、いわゆる工事の品質確保に支障のない範囲では、規制緩和を行うという国の方針に基づいて、実施している状況でございます。

○外山委員 これは時限というか期間限定でやるんですか。

○郡司管理課長 例えば、9月30日までの期間限定であったものや、あるいは年度末までの期間限定、事柄によって時期、時期はずらしております。

○外山委員 ということは、工事によって、もうだめよという場合と、2カ所、3カ所、持ってもいいよという場合とあるということですか。

○郡司管理課長 委員のおっしゃるその技術者の選任の義務、緩和につきましては、期限なしという形で規制緩和を行っているところでございます。

○外山委員 ちょっと今、あなたが言われたのはどういうことですか。

○郡司管理課長 私が申し上げましたのは、9月30日までに例えば限定ですよというのは、受注制限、例えば同一工種について受注したところは、しばらくはとれませんよとかいうような規制は、これは受注の輪を広げるという意味で実施したものでございます。

○外山委員 わかりました。

○西村委員 いいですか。丁寧にかかしていただきます。

23年度に、宮崎行財政改革プランというものが設立されまして、持続可能な財政基盤の確立において、入札契約制度の適正な運用に努めるとともに、社会経済情勢の変化等に応じて、適時適切に見直しを行うとありますが、その中の24

年度の取り組みについて伺います。

我々が、ある民間企業からの指摘に伴いまして、会派において聞き取り調査などを行いました。公共事業において多くの資料を作成する際に、青写真、いわゆるコピーや電子出力というものがありますが、それを外部に委託しております。

本県の電子出力においては、発注単価の決まっている単価同調制度というものがあり、県内の企業育成のために複数社契約、業者選択式がとられております。

例を挙げますと、宮崎県ではほとんどの出先事務所におきまして、カラーコピーA3、1枚が840円になっています。しかし、同じような国の出先機関では、同じ形式でA3カラーコピー1枚が52円、十数倍の開きがあります。

また、コンビニ等においての同様なカラーコピーが、80円や50円が現状となっております。年々、機器の進化もあり、安くなっているところではありますが、その単価設定につきましては、昨日の総務常任委員会におきまして、物価資料を引き合いに出され、840円という単価には、諸経費も含まれるとの答弁があったようですが、電子出力のデータ編集の手数料は、別途1時間3,000円というものが計上されております。

さらに、そのコピーと申しますか電子出力を2枚目以降、複数枚コピーする場合は、低減する、減額することになっておりますが、その取り扱いには各出先事務所に任せているとの答弁があったようです。これを踏まえまして質問をさせていただきます。

まず、今回の歳出資料等委員会資料におきましては、縦割りによって各課ごとに事業費が計上されておりますが、それではわからないので、各土木事務所ごとに、どの程度、電子出力やコ

ピー等の印刷物の発注がなされているのかを伺います。

○**郡司管理課長** いわゆる青写真と電子出力の発注料ということで、県土整備部本庁各課、それと所管する10の土木事務所、西臼杵支庁を除きますが、10の土木事務所の24年度の発注実績で申し上げますと、4,887万円余でございます。

内訳は、青焼きにつきましては、青写真ですね、1,086万181円、それから電子出力が3,801万9,465円という内訳になっております。

○**西村委員** これ、今、答えていただいたのはトータルってということで、各事務所ごとというのは出せないということでしょうか。

○**郡司管理課長** ただいまお答えさせていただきましたのは、トータルでございますが、各事務所ごとでもございますが、数字を読み上げますがよろしゅうございますか。

○**西村委員** お願いします。

○**郡司管理課長** 宮崎土木事務所919万6,609円、これは青焼きと電子入力合計額でございます。日南土木事務所175万716円、串間土木事務所310万3,356円、都城土木事務所495万7,396円、小林土木事務所467万1,454円、高岡土木事務所239万4,071円、西都土木事務所152万5,752円、高鍋土木事務所216万2,136円、日向土木事務所612万1円、延岡土木事務所869万8,977円、それと本庁各課合計でございますが、429万9,178円、その総計が4,887万9,646円ということになります。

○**西村委員** ありがとうございます。

さきに申し上げましたが、2枚目以降、複数枚の場合、低減するという点については、その判断は、各事務所ごとの取り扱いになっているというふう聞いておりますが、各事務所ごとのきちっと申しますか、ちゃんと複数枚のときには2枚目以降、安くしているのか。例え

ば、その減額率はこういったものが、例えば1割引きなのか、5枚過ぎたら30%引きとか、何かそういうものっていうものがあるんでしょうか。

○郡司管理課長 申しわけございません。その各土木事務所ごとの取り扱いにつきましては、ちょっと詳細は把握しておりませんので、申しわけございません。

○西村委員 ぜひまた、あすの採決までに教えていただきたいと思います。

次に伺います。その発注におきまして、本庁も含め各出先機関の額をいただきました。それぞれの出先事務所が契約企業というものが、数十社ずつでもあるとは思いますが、その発注が公平に行われているのかを伺います。

ちなみに、昨日の総務常任委員会において、県総務事務センター発注分の契約業者31社のうち、6社にしか発注がされてなかったという答弁があったそうで、それは決算額が150万円足らずということで、そんなに大きな額じゃなかったのかもしれませんが、何をもってこの公平にという部分がちょっとわかりませんので、そこを伺いたいと思います。

○郡司管理課長 単価契約につきましては、どの企業に発注をかけても同じ金額ということで、そういった意味じゃ公平性はあるんですが、ただ、現時点では事務所ごとにこういった業者に発注をしているかという情報は、済みませんが持ち合わせておりません。

ただ、私どものほうは、こういった青焼き、単価契約のものにつきましては、いわゆる地元業者を優先は当然でございますけども、なるべく偏った発注にならないようにという指導は、常々させていただいているところでございます。

○西村委員 だから、その偏った発注になって

ないかがわからないから、伺っております。そこも、あすの採決までにわかれば教えていただきたいと思ひますし、それを例えば監査委員が御存じじゃないかも、まだわからないもんですから、そこをまず管理課長のほうで調べていただきたいと思ひます。

次にいきますが、そもそもその電子出力の中には、非常に高度な技術を持ってしか印刷できないものもあるかもしれませんが、その青焼き等の電子出力に使うCADとか武蔵といったソフトを使えば、職員でも操作が可能ではないかという指摘をいただきました。

コピー機でありますとか、プリンターでありますとか、そういうパソコン関係機器は、ある程度、出先事務所にもそろっていると思ひますが、そのようなことで、その操作が可能ではないのか。

また、職員の今後の技術研修、技術向上のためにも取り組むような、今の技術向上のために、例えば、もう既にそういうものを少しは取り組んでいるという事例があれば、教えていただきたいと思ひます。

○郡司管理課長 各事務所の発注がいろいろございますが、やっぱり事務所で必要とする図面の大きさ、非常に大きな図面だと、事務所では印刷機ございませんので発注せざるを得ない。あるいは、非常に比較的小さな印刷であれば、事務所のほうで印刷は可能になってくるかもしれません。

こういった分につきましては、やはり印刷技術といいますか、いわゆる出力技術といひましようか、こういったものにつきましては、技術推進機構のほうでも研修をやっておりますので、こういった場を活用して、できるだけ経費の節減、あるいは事務の効率化に資するように、努

めてまいりたいとは考えております。

○西村委員 ありがとうございます。

ちなみに、そのCADでありますとか武蔵といったソフト、そのパソコン関係で細かくなりますが、そういうものっていうのは、出先に導入されているものなんでしょうか。

○郡司管理課長 詳細につきましては、ちょっとお答えできません。CADにつきましては、一般的な技術として導入されていると思いますが、その武蔵というのは、ちょっと済みません、私のほうが承知しておりませんので申しわけございません。

○西村委員 ありがとうございます。

非常に突発的に出先のことを伺ったので……。この中には、多分、多くの方が各出先事務所に外向された経験を持たれる方が多いとは思いますが、課長のほうには答えていただいて、多少といたしますか、監査ですから厳しい言い方にはなってしまいますが、これはあくまで職員をぜひ育成していただきたいという思いもありますし、また、地場企業も育成していただきたいということもありますし、また、その出先の職員と、その企業とが、やっぱりうまく連携してやっていただきたいという思いのもとにやっておりますし、私どもに連絡をいただいた企業等から、やはり不信の目で見られている部分も、多少はあるというところがありました。

それは、250万以下でもあったりとか随契に近いものであるから、数少ない決められた企業が——その企業が、決しておいしい思いをしているとは思いませんけれども、そのような企業にばかりいくんじゃないかということも、公平性の担保という意味で質問をさせていただきました。

これがしっかりと県民からも信頼されるよう

に、特に出先事務所のそれぞれの自浄作用というのも、きちっと持って当たっていただきたいという思いからですので、御容赦いただきたいと思っております。

とりあえずすぐに回答は出なければ、一旦、終わります。

○黒木主査 西村委員、必要な回答は。申しわけありません、もう一度、言っていただけますか。

○西村委員 今、先ほど2点質問しております、各出先事務所ごとに、いわゆる値段を2枚目以降とか、きちっと割引いてやっているかということ。また、その割引率がどうかということが1点目です。

2点目が、各出先事務所で数十社、登録企業があると思えますけれども、そのうちどのぐらいの企業に仕事がきちっと回っているか。当然、中には辞退される企業もありますから、100%では当然ないとは思いますが、その状況の2点を伺っております。

○郡司管理課長 西村委員のほうから御質問がございましたその軽減率の話と、あと発注先の話につきましては、手元に資料がございませんので、調べたいと思っております。ただ、軽減率となりますと、青焼きとか出力枚数が物すごく多いものですから、サイズによってもいろいろございますので、かなり時間がかかると思っております。

できるだけ早目に調べたいと思っておりますが、調べ次第また、これは分科会のほうに御報告するという取り扱いでよろしゅうございますか。

○黒木主査 暫時休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時51分再開

○黒木主査 それでは、分科会を再開いたします。

○西村委員 先ほど課長に申し上げた質問2点をできれば、できる限りクリアしていただきたい。

特に、2点目のその公平性がちゃんと担保されているかということに、値段は確かに誰に発注しても一緒ですけど、企業によっても、数社だけがとっていることがないことを望みたいと思っております。

部長が何か公平性に関しては、もう部内で取り組んでおられると思いますので。

○大田原県土整備部長 公平性につきましては、先ほど管理課長が申しましたように、各事務所にも、やはりそれぞれいわゆる登録といいますか、青写真さんがいっぱいありますので、そこに平等になるようには、いろんなこちらからも話はしてあります。

ただ、ちょっと中山間とかいろんな田舎になりますとないところもございます。私の経験からいきますと、そういうところがあったように思いますが、もうある程度、それも解消をされているのかなという気がします。

○西村委員 もう一点。先ほど、最後に私が質問した職員の今後の研修についても、ちょっと部長。

○大田原県土整備部長 職員の研修につきましては、この今、電子入札になっていますが、この電子入札の取り組みのときに、まず、業者さんに、そういういろんな勉強していただくと同時に、私たちのいわゆる設計書、図面とか図書類も、パソコンで業者さんに見てもらおう。

結局、この電子入札というのは、業者さんが事務所とかに今まで来ていただいたことをやめる、向こうに対してのコスト縮減、こちら紙

のコスト縮減というのがありました。やはり初めるときに、それは私たち職員に対しましても、非常に、特にCAD、これについては研修をやっております。このCADのいわゆるソフト名が武蔵ということで、今、進めております。

ですので、今後とも、電子入札を含め、CALLS/ECといいますか、電子納品、もうこれも含め、今から進めていく必要があるかと思っておりますので、この職員の研修につきましては、今後とも、より一層、これに習熟するようないろんな機会は設けさせて、研修等を受けさせていきたいというふうに考えています。

○西村委員 ありがとうございます。

先ほど管理課長に質問をした1問目が、840円という単価があつて、2枚目以降、安くするとあるけども、安くなるかならないかというのは、ちょっと場合によっては、この委員会の範疇にないかもしれないという思ったものですから、わかればお願いします。以上です。

○黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 ないようですので、それでは以上をもって終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後3時15分再開

○黒木主査 分科会を再開いたします。

あす12時に分科会を再開ということでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

採決の時間は、説明の時間によってまた変わるということになりますよね。

○中野委員 じゃあ、これから持ち帰って……。

○黒木主査 暫時休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時17分再開

○黒木主査 分科会を再開いたします。

それでは、あす10時に分科会再開ということにしたいと思います。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時17分散会

平成25年10月4日(金曜日)

午後1時58分再開

出席委員(8人)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 主 | 査 | 黒 | 木 | 正 | 一 |
| 副 | 主 | 査 | 清 | 山 | 知 |
| 委 | 員 | 外 | 山 | 三 | 博 |
| 委 | 員 | 中 | 野 | 一 | 則 |
| 委 | 員 | 押 | 川 | 修 | 一 |
| 委 | 員 | 河 | 野 | 哲 | 也 |
| 委 | 員 | 井 | 上 | 紀 | 代 |
| 委 | 員 | 西 | 村 | | 賢 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

| | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|---|
| 県土整備部長 | 大 | 田 | 原 | 宣 | 治 |
| 県土整備部次長 (総括) | 鈴 | 木 | 一 | 郎 | |
| 県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当) | 岡 | 師 | 雄 | 一 | |
| 県土整備部次長 (都市計画・建築担当) | 白 | 賀 | 宏 | 之 | |
| 部参事兼管理課長 | 郡 | 司 | 宗 | 則 | |
| 技術企画課長 | 高 | 橋 | 利 | 典 | |

事務局職員出席者

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 政策調査課副主幹 | 山 | 口 | 修 | 三 |
| 議事課主任主事 | 田 | 代 | 篤 | 生 |

○黒木主査 分科会を再開いたします。きのう要求のありました資料についての説明を求めます。

○郡司管理課長 管理課でございます。それで

は、昨日御依頼のありました資料につきまして御説明をさしていただきたいと思ひます。

お手元に2枚のペーパーをお配りしておりますが、まず資料の1枚目でございますけれども、これは本庁と土木事務所ごとの実績額を左側に記載させていただいております。昨日の分科会で、口頭で御説明したものを改めて記入させていただいております。平成24年度の青焼きと電子出力の実績額でございます。その右側に各地区の総務事務センターから各発注機関宛てに通知されました単価契約の締結業者数と所管事務所が実際に発注しました業者の数を記載しております。なお、契約業者の中には青焼き等の専門業者だけではなくて大型のプリンターを保有します建設コンサルタント会社や測量設計会社等も含まれているところでございます。また、欄外にも記載しておりますけれども、契約業者の中には複数の地区センターと契約を締結している業者も存在しておりますことから、合計数は延べ業者数という形になっております。

続きまして、2枚目でございます。これは、総務事務センターが作成しております県と契約業者の単価契約書のいわゆるひな形でございます。これは、御質問のありました、いわゆる印刷する場合の2枚目以降の低減措置に関する参考資料として提出させていただいたものでございますが、記載例といたしまして、上段のほうに電子出力のうち普通紙フルカラーA3版についてを記載させていただいております。契約上、2枚目以降を低減する内容になっておりません。この契約書をごらんになっていただくとおわかりになると思ひますが、2枚目以降をどうするかという規定がございません。したがひまして、県土整備部といたしましては、2枚目以降につきましても契約書に従ひまして1枚目と同じ単

価で発注するという形になります。ただし、このために基本的に同じ内容のものを出力しないように指導はしておりますけども、例えば契約金額の大きい本課発注工事、これは図面がどうしても本課と出先機関それぞれ同じ図面が必要になりますので、こういった場合につきましては2部出力というケースもございます。それから、1枚の図面を大量に電子出力する場合には、この単価契約そのものを適用しませんで、別途見積書を複数業者から徴した上で最低価格落札者に発注するという形式をとらしていただいております。

いずれにいたしましても、今後ともより多くの地元業者に受注機会が提供できるよう心がけてまいりたいと考えております。さらに、経費節減も念頭に置きながら適正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○黒木主査 説明が終わりました。

何か質疑がありましたらお願いします。ありませんでしょうか。

○西村委員 この短時間に調べていただきまして、ありがとうございます。なかなか、きのうのきょうでここまで調べ上げるのも大変だったとは思いますが、本当に努力していただいた結果だと思います。

まず、204契約業者数のうち、例えば発注業者数を80、それはあくまで両方とも延べですが、契約のうち約4割ということになっておりまして、冒頭から申し上げたような単位同調制度というものは同じ単価でなるべく多くの業者に発注をするという建前があるからこそ、企業育成という側面があるからこそ単価が高いというふうに聞いております。単価のことは担当所管じゃないと思いますが、この数が、例えば串間土木

事務所は24社中2社、もしくはほかの地域でも、例えば20社中10社とか、18社中7社とかっていうふうに満遍なく行き渡らない理由というのはおわかりになりますか。

○郡司管理課長 これにつきましては、確かに、契約業者数が、例えば一番上でいいますと31社ありまして、発注業者数が7社とかになっておりますけども、これにつきましては、どうしても契約業者の中でもやはり専門業者の方もいらっしゃるでしょう。先ほども建設コンサルタントであったり測量設計会社も入っておりますと申し上げましたけども、こういった方も含まれてるということで、やはり技術力にも差があるものと考えております。こういったことから、やっぱりどうしても発注業者数については若干少なくなってくる、実際の発注業者数については差が出てくると考えているところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。

それと、2枚目のほうで、840円を複数契約する場合は国等が出しておる物価資料というものが多分発注の基本となっておると思うんですが、本県の場合は、ほかの県の——ほかの県を丸々一緒にしなくてもいいんですが、2枚目以降、減額するといった措置をこの契約書の中では明記してない、いわゆる盛り込んでいないっていうことで、確認ですがよろしいでしょうか。

○郡司管理課長 契約書の中に盛り込んでおりませんので、やはり2枚目を仮に発注する場合でもこの単価で契約するという形になります。

○西村委員 先ほどは、大量に発注する場合はきちんと一番最低の見積もりを出したところに発注するというパターンがありますが、それはどの程度、もう3枚以上とか7枚以上とか、何かそういう明確な基準っていうのがもしあれば

教えていただきたいと思ひます。

○**郡司管理課長** 私どものほうでは、そういった、この図面でございますので、単価契約では大量に複製を発注しないようにという指導をさせていただきます。先ほども申し上げましたようにどうしても2枚になるケースは、本庁発注案件について出てくるというケース、それと、それ以外のケースでは明確な基準はないんですけれども、例えば会計検査、これはその検査員の数それから随行者の数、説明員の数だけどうしても図面が要りますので、そういった場合については別途の契約、それから地区で説明会をやる場合に図面が必要になった場合、こういった場合も別途にいわゆる発注はかけさせていただきます。というのが実際の土木事務所の運用でございます。

○**西村委員** まさかこういうことはないと思うんですけれども、本庁としてはそういう指導を各出先事務所にはしていると思うんですが、各事務所が自分の判断、発注者の判断で、この単価というわけじゃないですけど、高い単価でそういう方法に気づかずにやっているということは基本的には上がってないですか。

○**郡司管理課長** 昨日御質問をいただきまして、ちょっと短時間ではございましたけれども、各発注機関のほうには私どものほうから問い合わせをさせていただきます、基本的には先ほど申し上げたような形の発注をやっているという回答があったところでございます。

○**西村委員** わかりました。以上です。

○**黒木主査** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木主査** 質疑もないようですので、以上で質疑を終わります。

どうも、執行部の皆さん御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時8分再開

○**黒木主査** それでは、分科会を再開いたします。

本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木主査** それでは、議案第18号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木主査** 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子(案)についてであります。

主査報告の内容として御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時24分再開

○**黒木主査** それでは、委員会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木主査** それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木主査** ないようですので、以上で分科会を終了いたします。

平成25年10月 4 日(金)

午後 2 時25分閉会

署 名

商工建設分科会主査 黒 木 正 一

